

大学機関別認証評価

自己評価書

平成22年6月

東京芸術大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	3
	基準2 教育研究組織（実施体制）	8
	基準3 教員及び教育支援者	19
	基準4 学生の受入	34
	基準5 教育内容及び方法	44
	基準6 教育の成果	84
	基準7 学生支援等	106
	基準8 施設・設備	117
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	122
	基準10 財務	130
	基準11 管理運営	136

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 東京芸術大学
 (2) 所在地 東京都台東区上野公園12番8号
 (3) 学部等の構成

学部：美術学部，音楽学部

研究科：美術研究科，音楽研究科，映像研究科

関連施設：附属図書館，大学美術館，言語・音声
 トレーニングセンター，演奏芸術セ
 ンター，健康管理センター，芸術情
 報センター，藝大アートプラザ

- (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部2,004人，大学院1,233人

専任教員数：210人

助手数：0人

2 特徴

（沿革）

本学は、昭和24年5月、その前身である東京美術学校、東京音楽学校を母体とし、「広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究」（学則第4条）を目的に設置された。当初は美術学部（絵画科・彫刻科・工芸科・建築科・芸術学科）と音楽学部（作曲科・声楽科・器楽科・指揮科・楽理科）の2学部10学科でスタートし、附属図書館が附置された。

その後、大学院修士課程・博士後期課程の設置、学部・研究科及び学内共同教育研究施設等の改組・再編等を行い、平成16年4月には国立大学法人東京芸術大学が設置する大学となり、現在では2学部3研究科7学内共同教育研究施設等を有する芸術に係る教育研究分野とその前身である東京美術学校・東京音楽学校の創立から数えて120有余年の歴史と伝統を有する我が国唯一の国立総合芸術大学となっている。

なお、美術学部には附属古美術研究施設及び附属写真センターを、音楽学部には実技を専修する大学別科及び附属音楽高等学校をそれぞれ設置している。

本学の校地は、東京都台東区上野公園、茨城県取手市、神奈川県横浜市、東京都足立区千住に所在している。大部分の学科の教育研究は東京都台東区の上野校地で行っている。茨城県取手市の取手校地では、芸術学科を除く美術学部1年生と美術学部先端芸術表現科、大学院美術

研究科先端芸術表現専攻が、神奈川県横浜市の横浜校地では大学院映像研究科が、東京都足立区の千住校地では音楽学部音楽環境創造科と大学院音楽研究科音楽文化学専攻の一部の学生が教育研究活動を行っている。

（本学の特徴）

本学は、「我国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすこと」を使命としており、その実現に向けた基本的な目標として「①世界最高水準の芸術教育を行い、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者を養成する。②国内外の芸術教育研究機関や他分野との交流等を行いながら、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造を推進する。③心豊かな活力ある社会の形成にとって芸術のもつ重要性への理解を促す活動や、市民が芸術に親しむ機会の創出に努め、芸術をもって社会に貢献する。」を策定し、本学におけるすべての活動の基本理念として本学ウェブサイトを通じて公表している。

そもそも文化とは、人間の営みの上で、社会に活力をもたらし、潤いを与え、人間形成に大きく寄与し、社会に拠り所を与え、社会の地位を高め、社会に誇りを与えるものである。そして、こうした文化の役割を根元的に支えるものの1つである芸術も又、社会との関わり無しには存在しえない。すなわち、芸術は本質的に社会との相互関係、相互作用をその中に持っているのである。

従って、芸術の教育研究を行うことは、例えば、芸術作品や演奏が常に社会からの批評に晒されるなど必然的に社会との関わりの上に成り立つものであり、社会から全く離れた芸術教育研究は想像することすら難しい。

本学は、このような常に社会と相互に作用する芸術の本質を深く認識し、教員・学生を問わず、常に社会との連携及び協力を視野に入れながら教育研究を行うことを責務として捉えている。

こうした観点から、本学では、次のような社会と接点を有する活動を積極的に推進してきている。

- ① 展覧会や演奏会等による教育研究成果の発表、すなわち教員・学生の創作や演奏等の社会への積極的公開
 - ② 国・地方自治体と協働して行う文化芸術普及活動
- 以上の活動が本学の特徴として上げられる。

II 目的

1 大学の使命と目標

本学は、設立当初の目的やこれまでの歴史的な経緯等を踏まえ、本学におけるすべての活動の基本理念として「大学の使命」と使命を遂行するための「基本的な目標」を以下のとおり定め、本学ウェブサイトを通じて公表している。

東京芸術大学の使命と目標

東京芸術大学は、その前身である東京美術学校、東京音楽学校の創立以来 120 余年間、我国の芸術教育研究の中核として、日本文化の伝統とその遺産を守りつつ、西欧の芸術思想及び技術を摂取、融合を図り幾多の優れた芸術家、中等教育から高等教育に亘る芸術分野の教育者・研究者を輩出してきました。

こうした歴史的経緯を踏まえ、我国唯一の国立総合芸術大学として、創立以来の自由と創造の精神を尊重し、我国の芸術文化の発展について指導的役割を果たすことが、東京芸術大学の使命であると考えています。

また、この使命の遂行のため、下記のことを基本的な目標としています。

- 世界最高水準の芸術教育を行い、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者を養成する。
- 国内外の芸術教育研究機関や他分野との交流等を行いながら、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造を推進する。
- 心豊かな活力ある社会の形成にとって芸術のもつ重要性への理解を促す活動や、市民が芸術に親しむ機会の創出に努め、芸術をもって社会に貢献する。

2 学部・研究科の目的

学部及び研究科の教育研究活動の目的については「学則」で規定しているとともに、各学部及び各研究科については「規則」で明確に規定し、本学ウェブサイト等を通じて公表している。

また、「大学の使命と目標」を踏まえ、学部及び研究科の教育研究活動を実施する上での基本方針として、中期目標において次のとおり掲げている。

教育に関する中期目標

○学士課程(教養教育等)

高度な芸術専門教育を支える人間性の基盤を涵養する教育を行う。

○学士課程(専門教育)

各芸術領域の伝統的な教育手法や、社会的要請を踏まえた授業を行い、高い芸術性を身に付けさせる芸術専門教育を行う。

○大学院課程

学士課程で身に付けた高い専門性を発展させ、各自の独自性や創造性を向上させる教育研究指導を行う。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程の目的を含む。)が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到る状況】

本学は、本学におけるすべての活動の基本理念について、前述のとおり「東京芸術大学の使命と目標」に掲げ、教育研究や社会貢献活動における理念、目標を明らかにしている。

また、(資料 1-1-1-A) に示すとおり、大学の目的を東京芸術大学学則において規定しているとともに、(資料 1-1-1-B 及び 1-1-1-C) に示すとおり、各学部の教育研究の目的についても学部規則において規定している。さらに、(資料 1-1-1-D) に示すとおり、教育活動を実施する上での基本方針として、中期目標において定めている。

資料 1-1-1-A 東京芸術大学学則から抜粋

(目的)

第 4 条 本学は、広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究を目的とする。

資料 1-1-1-B 東京芸術大学美術学部規則から抜粋

(目的)

第 1 条の 2 本学部は、美術についての学識を授け高い表現能力を養い、創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成することを目的とする。

資料 1-1-1-C 東京芸術大学音楽学部規則から抜粋

(目的)

第 2 条 本学部は、音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材を育成することを目的とする。

資料 1-1-1-D 国立大学法人東京芸術大学中期目標から抜粋

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

○学士課程(教養教育等)

1. 高度な芸術専門教育を支える人間性の基盤を涵養する教育を行う。

○学士課程(専門教育)

2. 各芸術領域の伝統的な教育手法や、社会的要請を踏まえた授業を行い、高い芸術性を身に付けさせる芸術専門教育を行う。

○大学院課程

3. 学士課程で身に付けた高い専門性を発展させ、各自の独自性や創造性を向上させる教育研究指導を行う。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を「学則」で規定し、かつ、各学部の教育研究上の目的も明確に「規則」で規定するとともに、本学の目的が学校教育法第 83 条第 1 項に規定している「学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開」と対応している。

また、本学におけるすべての活動理念として「東京芸術大学の使命と目標」を策定し、基本的な方針及び養成しようとする人材像を含め達成しようとする基本的な成果等を明示している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

（資料 1-1-2-A～1-1-2-D）に示すとおり、大学院における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を東京芸術大学大学院学則及び各研究科規則において規定している。さらに、（資料 1-1-1-D）に示すとおり、教育活動を実施する上での基本方針として、中期目標において定めている。

資料 1-1-2-A 東京芸術大学大学院学則から抜粋

（目的）
第 1 条 東京芸術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

資料 1-1-2-B 東京芸術大学大学院美術研究科規則から抜粋

（目的）
第 1 条の 2 研究科は、より広い視野に立って美術についての深い学識を授け高い表現能力を養い、自立して創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成することを目的とする。

資料 1-1-2-C 東京芸術大学大学院音楽研究科規則から抜粋

（目的）
第 1 条の 2 研究科は、高度に専門的かつ広範な視野に立ち、音楽についての深遠な学識と技術を授けること、音楽に関わる各分野における創造、表現、研究又は音楽に関する職業等に必要と優れた能力を養うこと、さらには自立して創作、研究活動を行うに必要な高い能力を備えた教育研究者を養成することを目的とする。

資料 1-1-2-D 東京芸術大学大学院映像研究科規則から抜粋

（目的）
第 1 条の 2 研究科は、映像に関する学術的な理論及び応用を教授研究し、その奥義を究め、自立して創作活動と研究活動を行うに必要なとされる、表現者としての問題発見能力と専門家としての問題解決能力という二つの能力を兼ね備えた表現者と教育研究者を養成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的のほか、研究科ごとに人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的に関して、大学院学則及び各研究科規則において規定している。

また、本学大学院の目的が学校教育法第99条第1項に規定している「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与」と対応している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学におけるすべての活動理念である「東京芸術大学の使命と目標」については、各年度の「学生便覧」（別添資料1-2-1-1）により教職員及び学生に周知を図るとともに、本学ウェブサイトに掲載し、学内への周知及び広く社会に公表している。なお、平成21年度では、（資料1-2-1-A）に示すとおり
のアクセス件数があった。

本学の目的等に関しての教員及び学生への周知については、各学部・各研究科履修案内（別添資料1-2-1-2～1-2-1-8）を通して行っている。

また、新入生に関しては、入学式や新入生ガイダンス等の際に、学長、学部長、及び各科代表教員の挨拶のなかで、本学の目的に触れることを通して、周知を図っている。このほか、教職員、受験生や本学に関心のある方には、本学ウェブサイトを通して、本学の目的等を公表している。(*)

資料1-2-1-A 本学ウェブサイト該当箇所へのアクセス件数（平成21年度）

掲載内容	URL	件数
東京芸術大学の使命と目標	http://www.geidai.ac.jp/guide/policy.html	6,647

【別添資料】

資料番号	資料名	該当頁
1-2-1-1	学生便覧	最終頁
1-2-1-2	美術学部履修案内	P41, P48
1-2-1-3	音楽学部履修便覧	P60, P67
1-2-1-4	大学院美術研究科修士課程履修案内	P29, P37
1-2-1-5	大学院音楽研究科修士課程履修便覧	P32, P38
1-2-1-6	大学院美術研究科博士後期課程履修案内	P14, P22
1-2-1-7	大学院音楽研究科博士後期課程履修便覧	P7, P13
1-2-1-8	大学院映像研究科履修案内	P20, P28

【* 該当資料のURL】

資料名	U R L
学長挨拶	http://www.geidai.ac.jp/guide/greeting.html
規則集	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html
中期目標・中期計画	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20100426ichiran.pdf
動画で見る東京芸術大学	http://www.geidai.ac.jp/guide/video.html
藝大通信	http://www.geidai.ac.jp/guide/issue/geidaimsg/index.html

【分析結果とその根拠理由】

「東京芸術大学の使命と目標」については、学生便覧等の冊子に掲載し、大学構成員である教職員及び学生に周知するとともに、本学ウェブサイトを通じて教職員、学生をはじめ広く社会一般に向けて周知を図っている。また、本学の目的等については、入学式や各学部の新入生ガイダンスの際においても学長や学部長等から周知している。さらに、学則その他の学部規則等及び中期目標については、本学ウェブサイトを通して広く学内外に公表している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 特になし

【改善を要する点】

- ・ 特になし

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本学におけるすべての活動理念として「東京芸術大学の使命と目標」を掲げて、教育研究活動における基本的な方針や養成しようとする人材像を含め達成しようとする成果等を明確に定めている。また、東京芸術大学学則、大学院学則、各学部規則及び各大学院研究科規則で、芸術に特化した教育研究についての目的をそれぞれ明文化している。さらに、中期目標において、本学の教育研究活動における基本的な目標を定め公表している。

東京芸術大学学則及び大学院学則に定められている本学の目的は、学校教育法第 83 条が大学一般に求めている目的、及び学校教育法第 99 条が大学院一般に求めている目的に適合している。また、各学部規則及び各大学院研究科規則で定められている教育目的は、学校教育法の主旨に沿って定められている。

「東京芸術大学の使命と目標」については、学生便覧等の冊子に掲載し、大学構成員である教職員及び学生に周知するとともに、本学ウェブサイトを通じて教職員、学生をはじめ広く社会一般に向けて周知を図っている。また、本学の目的等については、入学式や各学部の新入生ガイダンスの際においても学長や学部長

等から周知している。さらに、学則その他の学部規則等及び中期目標については、本学ウェブサイトを通して広く学内外に公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成）が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は，美術学部及び音楽学部を設置しており，（資料2-1-1-A）に示すとおり，各学部の教育目的に応じた学科等を設置している。

資料2-1-1-A 各学部における学科の構成及び教育目的

学部	学科の構成	教育目的
美術学部	絵画科 彫刻科 工芸科 デザイン科 建築科 先端芸術表現科 芸術学科	美術学部は，美術についての学識を授け高い表現能力を養い，創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成することを目的とする。
音楽学部	作曲科 声楽科 器楽科 指揮科 邦楽科 楽理科 音楽環境創造科	音楽学部は，音楽についての深い学識と高い技術を授け，音楽の各分野における創造，表現，研究に必要な優れた能力を養い，社会的要請に応える人材を育成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

学部・学科等の構成は，各学部の教育目的に整合したものとなっていることから，本観点を満たしていると判断する。

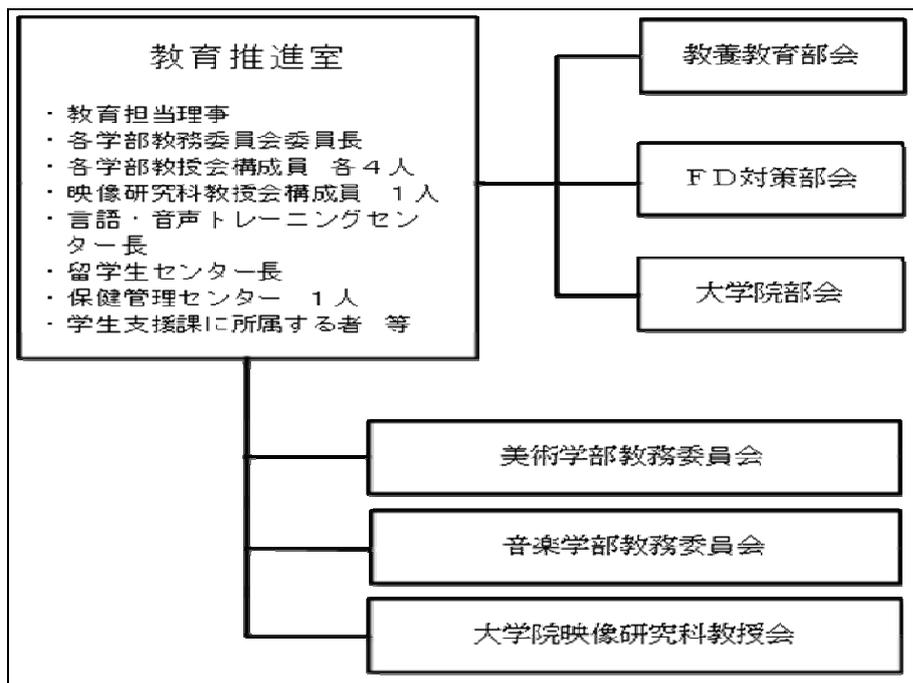
観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され，機能しているか。

【観点到係る状況】

本学の教育に関する全学的検討組織としては，教育担当理事が所掌する「教育推進室」が設置されており，各学部等の教務委員会と連携しつつ，各種の検討を行っている。

このうち，本学における教養教育（教養科目，外国語科目及び保健体育科目）の実施等の検討に関しては，「教育推進室」のもとに置いた「教養教育部会」で行っている。

資料 2-1-2-A 教育推進室の組織構成



(※) 大学院映像研究科は、小規模な大学院のみの教育研究組織のため、教務委員会の機能は、教授会で果たしている。

資料 2-1-2-B 東京芸術大学理事室規則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100427_019.pdf)

(設置)

第1条 理事を補佐するため、理事のもとに次の各号に掲げる室等（以下「理事室」という。）を置く。

- (1) 教育推進室
- (2) 学生支援室
- (3) 研究推進室
- (4) 国際交流室
- (5) 広報室
- (6) 出版局
- (7) 管理・運営室
- (8) 企画・評価室
- (9) 情報化推進統括室
- (10) キャンパスグランドデザイン推進室

(任務)

第2条 理事室は、理事を補佐し、次の各号に掲げる任務を行う。ただし、東京芸術大学学長特命規則（以下「学長特命規則」という。）の規定により、学長特命が学長の指示する理事室の任務を所掌する場合には、学長特命を補佐するものとする。

- (1) 当該理事の職務に係る別表に掲げる事項についての、企画立案及びその実施並びに推進に関すること
- (2) その他学長が指示する事項に関すること

2 前項の任務に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第3条 理事室は、それぞれ次の表に掲げる室長及び室員で組織する。ただし、学長特命規則により別の定めがある場合については、この限りでない。

理事室	室長	室員
教育推進室	理事 (教育担当)	イ 各学部教務委員会の委員長 ロ 各学部教授会構成員のうちから、室長及び学部長が選考し、学長が任命する者 各4人 ハ 映像研究科教授会構成員のうちから、室長及び映像研究科長が選考し、学長が任命する者 1人 ニ 言語・音声トレーニングセンター長 ホ 留学生センター長 ヘ 保健管理センター教員1人 ト 学生支援課に所属する職員 チ その他学長が任命する者

(別表 (第2条関係))

理事室	理事室の任務	庶務担当
教育推進室	1. 教養教育部会 ・教養教育に関すること 2. FD対策部会 ・授業内容、方法等の改善・向上に関すること 3. 大学院部会 ・大学院教育に関すること 4. その他 ・教育内容等に関すること ・教育の実施体制に関すること ・専門教育（実技、発表会等）に関すること ・入学試験に関すること ・附属音楽高等学校との連携（教育面）に関すること ・生涯教育（公開講座等）に関すること ・教育推進に係る各部局等との連絡調整に関すること	学生支援課

【分析結果とその根拠理由】

教育担当理事が所掌する「教育推進室」に「教養教育部会」が設置され、各学部教務委員会と連携して本学における教養教育の実施に関して検討する体制となっており、教育推進室、各委員会及び各部会が機能している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院は、大学院美術研究科、大学院音楽研究科及び大学院映像研究科を設置している。

各研究科の教育研究の目的に応じた専攻については、（資料 2-1-3-A）に示すとおり、大学院美術研究科は修士課程 8 専攻（文化財保存学専攻は大学院独立専攻）、博士後期課程 2 専攻を、大学院音楽研究科は修士課程 6 専攻、博士後期課程 1 専攻を、大学院映像研究科は修士課程 3 専攻、博士後期課程 1 専攻を設置している。

資料 2-1-3-A 各研究科における専攻の構成及び教育目的

研究科	専攻の構成		教育目的
	修士課程	博士後期課程	
美術研究科	絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 デザイン専攻 建築専攻 先端芸術表現専攻 芸術学専攻 文化財保存学専攻	美術専攻 文化財保存学専攻	美術研究科は、より広い視野に立って美術についての深い学識を授け高い表現能力を養い、自立して創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成することを目的とする。
音楽研究科	作曲専攻 声楽専攻 器楽専攻 指揮専攻 邦楽専攻 音楽文化学専攻	音楽専攻	音楽研究科は、高度に専門的かつ広範な視野に立ち、音楽についての深遠な学識と技術を授けること、音楽に関わる各分野における創造、表現、研究又は音楽に関する職業等に必要の優れた能力を養うこと、さらには自立して創作、研究活動を行うに必要な高い能力を備えた教育研究者を養成することを目的とする。
映像研究科	映画専攻 メディア映像専攻 アニメーション専攻	映像メディア学専攻	映像研究科は、映像に関する学術的な理論及び応用を教授研究し、その奥義を究め、自立して創作活動と研究活動を行うに必要とされる、表現者としての問題発見能力と専門家としての問題解決能力という二つの能力を兼ね備えた表現者と教育研究者を養成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

各研究科の掲げる教育目的はいずれも本学の基本理念・教育目標に則しており、その専攻の構成は、それぞれの専門分野の特性を十分に踏まえ、各大学院の教育目的に適合したものとなっている。

以上のことから、本学における研究科及びその専攻の構成は大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切であると判断する。

観点2-1-④： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、別科を設置しており、(資料2-1-4-A)に示すとおり、別科の教育研究の目的に応じた専修を構成している。

資料2-1-4-A 別科における専修の構成及び教育目的等

専修の構成	教育目的	修業年限	入学定員
声楽専修 器楽専修 邦楽専修	音楽に関する技能教育を簡易な程度において教授することを目的としている。	2年	30名

【分析結果とその根拠理由】

別科・専修の構成は、別科の教育目的に整合したものとなっており、以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学は、大学の教育研究に必要な附属施設、センターとして、(資料2-1-5-A)に示すとおり、7つの学内共同教育研究施設等を設置している。

教育研究に係る学部又は大学院の附属施設としては、(資料2-1-5-B)に示すとおり、美術学部にも古美術研究施設、写真センターを、音楽学部にも附属音楽高等学校、管弦楽研究部、オペラ研究部を設置している。

なお、学内共同教育研究施設として開設している授業科目及び教育研究活動状況については、(別添資料2-1-5-1～2-1-5-8)に示すとおりである。

【別添資料】

資料番号	資料名
2-1-5-1	平成22年度 大学美術館開設科目一覧表
2-1-5-2	平成22年度 言語・音声トレーニングセンター開設科目一覧表
2-1-5-3	平成22年度 演奏芸術センター開設科目一覧表
2-1-5-4	平成22年度 芸術情報センター開設科目一覧表
2-1-5-5	平成21年度 大学美術館での教育研究活動状況
2-1-5-6	平成21年度 奏楽堂での教育研究活動状況
2-1-5-7	平成21年度 美術学部附属古美術研究施設の活動状況
2-1-5-8	平成21年度 美術学部附属写真センターの活動状況

資料 2-1-5-A 学内共同教育研究施設等の設置目的と活動内容等

組織名	設置目的及び活動内容等
附属図書館	本学の教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、本学役職員並びに学生の利用に供するとともに、必要とする学術情報を収集し提供することを目的としている。
大学美術館	本学の学内共同教育研究施設として次の各号に掲げる研究、教育並びに美術館活動の推進に資することを目的としている。 (1) 芸術資料の調査、収集、保存及び管理に関すること (2) 芸術資料の展示公開に関すること (3) 本学の教育研究の展示公開に関すること
言語・音声トレーニングセンター	本学の学内共同教育研究施設として、視聴覚教育設備による外国語及び舞台語の発音・発声等の訓練並びに視聴覚資料を利用する教育研究を行うことを目的としている。
演奏芸術センター	本学の学内共同教育研究施設として次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 新しい演奏芸術の創造に関する研究と本学の教育研究の発展充実に関すること (2) 芸術文化の発信に関すること (3) 奏楽堂の運営に関すること
保健管理センター	本学の学生及び教職員の保健管理に関する専門的業務を行い、学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的としている。
芸術情報センター	学内共同利用施設として、センターの芸術情報システムを整備運用し、本学における研究、教育及び事務処理等の利用に供するとともに、キャンパス情報ネットワークを適切に管理運用し、本学の情報化を図ることを目的としている。
藝大アートプラザ	本学が企画開発した作品等並びに本学の教職員、学生及び本学の卒業生が創作した作品等を社会に対して積極的に発信することにより、本学の教育研究成果を広く一般に提供するとともに、文化芸術を社会の身近なものとし、もって心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与することを目的としている。

資料 2-1-5-B 教育研究に係る学部附属施設

組織名	設置目的及び活動内容等
美術学部附属古美術研究施設	古美術に関する研究、教育並びにこれに関連ある調査、古美術保存、修理及び資料の収集等を行うことを目的としている。
美術学部附属写真センター	写真、映像施設等の利用を通じて芸術に関する教育・研究効果の増大を図ることを目的としている。
音楽学部附属音楽高等学校	学校教育法に基づいて高等普通教育及び音楽に関する専門教育を施すとともに、東京芸術大学音楽学部の教育計画にしたがって音楽教育の理論と実際を研究し、あわせて音楽学部学生の教育実習を行うことを目的としている。
音楽学部管弦楽研究部	音楽学部及び大学院音楽研究科の教育・研究並びに当該研究部の研究発表のための演奏研究活動を行うこととしている。
音楽学部オペラ研究部	音楽学部関係各学科専攻学生（大学院音楽研究科の学生を含む。）の教育・研究並びに当該研究部の研究のためにオペラ演奏活動を行うこととしている。

【分析結果とその根拠理由】

学内共同教育研究施設等の構成及びその設置目的，教育研究活動は，本学におけるすべての活動の基本理念である「東京芸術大学の使命と目標」を遂行する上で適切な構成や役割を担っており，かつ，十分な教育研究活動があることから本観点を満たしていると判断する。

観点 2-2-①： 教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教育活動に係る重要事項を審議するための全学的組織としては，国立大学法人法で定めている教育研究評議会を置き，原則として毎月一回開催し，（資料 2-2-1-A）に示す事項について審議・検討を行っている。

また，学部・研究科においても，それぞれの特性を踏まえた教育活動の具体的な事項を審議するため各学部及び大学院映像研究科には教授会を，大学院美術研究科及び大学院音楽研究科には大学院研究科委員会を置き，原則として毎月一回開催し，（資料 2-2-1-B）に示す事項について審議・検討を行っている。

資料 2-2-1-A 教育研究評議会の審議事項及び開催頻度

審 議 事 項 (東京芸術大学教育研究評議会規則から抜粋)	開催頻度 (原則)
<p>(審議事項等)</p> <p>第 4 条 評議会は，次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見（本学が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項（経営に関するものを除く。）</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関するものを除く。）</p> <p>(3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 教員人事に関する事項</p> <p>(5) 教育課程の編制に関する方針に係る事項</p> <p>(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項</p> <p>(7) 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>(8) 教育及び研究の状況について自ら点検及び評価に関する事項</p> <p>(9) 法第20条第2項第3号の規定に基づき，学長から意見を求められる事項</p> <p>(10) その他本学の教育研究に関する重要事項</p>	毎月一回

資料2-2-1-B 教授会及び大学院研究科委員会の審議事項及び開催頻度

審 議 事 項 (各教授会規則, 大学院研究科委員会規則から抜粋)	構 成 員	開催頻度 (原則)
美術学部教授会		
<p>(審議事項)</p> <p>第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学部の方針を決定する。</p> <p>(1) 中期目標・計画及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 美術学部長の候補者の選考に関する事項</p> <p>(3) 大学美術館長の候補者の選考に関する事項</p> <p>(4) 教員の採用及び昇任等に関する事項</p> <p>(5) 講座、学科並びに教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(6) 科目の種類及び編成に関する事項</p> <p>(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項</p> <p>(8) 学生の試験に関する事項</p> <p>(9) 学生の賞罰に関する事項</p> <p>(10) 学生の団体、活動、生活等に関する事項</p> <p>(11) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(12) その他学部の教育、研究及び運営に関する重要事項</p>	美術学部, 大学院美術 研究科及び 大学美術館 所属の専任 の教授, 准 教授及び講 師	毎月一回
音楽学部教授会		
<p>(審議事項)</p> <p>第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学部の方針を決定する。</p> <p>(1) 中期目標・計画及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 学部長候補者の選考並びに学部所属職員の採用及び昇任等に関する事項</p> <p>(3) 演奏芸術センター長候補者の選考並びに演奏芸術センター所属職員の採用及び昇任等に関する事項</p> <p>(4) 講座、学科並びに教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) 科目の種類及び編成に関する事項</p> <p>(6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項</p> <p>(7) 学生の試験に関する事項</p> <p>(8) 学生の賞罰に関する事項</p> <p>(9) 学生の団体、活動、生活等に関する事項</p>	音楽学部及 び演奏芸術 センター所 属の専任の 教授, 准教 授及び講師	毎月一回

	(10) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (11) その他学部の教育，研究及び運営に関する重要事項		
大学院映像研究科教授会			
	<p>(審議事項)</p> <p>第3条 教授会は，次に掲げる事項について審議し，研究科の方針を決定する。</p> <p>(1) 中期目標・計画及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 研究科長の候補者の選考に関する事項</p> <p>(3) 教員の採用及び昇任等に関する事項</p> <p>(4) 講座並びに教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) 科目の種類及び編成に関する事項</p> <p>(6) 学生の入学，課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項</p> <p>(7) 学生の試験に関する事項</p> <p>(8) 学生の賞罰に関する事項</p> <p>(9) 学生の団体，活動，生活等に関する事項</p> <p>(10) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(11) その他研究科の教育，研究及び運営に関する重要事項</p>	大学院映像研究科長，大学院映像研究科所属の専任の教授，准教授及び講師	毎月一回
大学院研究科委員会（大学院美術研究科及び大学院音楽研究科）			
	<p>(審議事項)</p> <p>第4条 委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 研究指導教員又は授業科目担当教員の選考に関する事項</p> <p>(2) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>(3) 研究指導の方法に関する事項</p> <p>(4) 学生の入学，休学，退学，除籍その他学生の身分に関する事項</p> <p>(5) 授業科目の試験及び成績評価に関する事項</p> <p>(6) 学位論文等の審査及び試験に関する事項</p> <p>(7) その他大学院研究科の研究，教育並びに運営に関する重要事項</p>	当該研究科の教授，准教授及び常勤の講師	毎月一回

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に係る重要事項を審議するため，全学的組織として教育研究評議会を置き，毎月一回，定期的に開催され，また，学部・研究科においても，それぞれの特性を踏まえた教育活動の具体的事項を審議するため教授会や大学院研究科委員会を設置し，定期的に開催している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 2-2-②: 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

学部・研究科のそれぞれの特性を踏まえた教育課程や教育方法等を検討するため、(資料 2-2-2-A) に示すとおり、各学部又は研究科において委員会を設置し、毎月、定期的を開催している。

なお、大学院映像研究科においては、小規模な大学院のみの教育研究組織(修士課程 3 専攻、博士後期課程 1 専攻)のため、直接、教授会において教育課程や教育方法等を検討している。

資料 2-2-2-A 教務委員会及び学位委員会の構成員及び開催頻度

名称及び構成員	開催頻度 (原則)
美術学部教務委員会(大学院美術研究科を含む。)	
(1) 教授会構成員で日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、先端芸術表現、芸術学、文化財保存学、美術教育及び大学美術館の区分から選出された者 各 1 人 (2) 取手校地共通工房長	毎月一回
音楽学部教務委員会及び大学院音楽研究科学位委員会	
(1) 音楽学部副学部長 (2) 教授会構成員で、作曲、声楽、オペラ、ピアノ、オルガン、弦楽、管打楽、室内楽、古楽、指揮、邦楽、楽理、音楽教育、ソルフェージュ、応用音楽学、音楽文芸及び音楽環境創造の専攻等から選出された者 各 1 名 (3) 教授会構成員で演奏芸術センターから選出された者 1 名	毎月二回

【分析結果とその根拠理由】

学部・研究科のそれぞれの特性を踏まえた教育課程や教育方法等を検討するため、また、教育研究組織の規模に応じ、各学部又は研究科において教務委員会等を設置し、定期的を開催している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学の使命、目的である芸術に特化した教育研究に対応した学内共同教育研究施設や附属施設等が適切に設置されており、教育研究活動を実施するうえで十分な体制が整っていること。

【改善を要する点】

- 教養教育の全学的検討体制について、教育担当理事が所掌する「教育推進室」の下の「教養教育部会」において行われているが、全学教養教育センターの設置など検討を深めるための体制等を見直す必要があること。

(3) 基準2の自己評価の概要

本学では、教育研究組織として、学士課程に美術学部と音楽学部の2学部、大学院課程に大学院美術研究科、大学院音楽研究科及び大学院映像研究科の3研究科を設置している。

各学部の教育目的は、それぞれ専門分野の特性を踏まえたものとなっており、学科等の構成も各学部の教育目的に整合したものとなっている。

本学の教養教育に関しては、教育推進室のもとに置いた教養教育部会において実施等の検討を行う体制となっている。

各大学院研究科の教育目的は、それぞれの特性を踏まえたものとなっており、専攻の構成も各学部の教育目的に整合したものとなっている。

別科の教育目的は、音楽に関する技能教育を簡易な程度において教授することとなっており、専修の構成も別科の教育目的に整合したものとなっている。

学内共同教育研究施設等の活動は、本学の基本理念である「東京芸術大学の使命と目標」に沿ったものとなっており、授業科目の開設など十分な教育研究活動も行っている。

教育活動に係る重要事項を審議するため、全学的組織として教育研究評議会を置き定期的に開催している。また、学部及び大学院研究科においても、それぞれの教育活動の具体的事項を審議するため教授会や大学院研究科委員会を設置し定期的に開催している。

本学の教育に関する全学的検討組織として、教育担当理事が所掌する「教育推進室」が設置されており、各学部等の教務委員会と連携しつつ、各種の検討を行っている。また、各学部・研究科のそれぞれの特性を踏まえた教育課程や教育方法等を検討するため、学部毎に教務委員会を設置し、定期的に開催している。なお、大学院映像研究科においては、小規模な大学院のみの教育研究組織であるため、教授会において検討している。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

本学の教員組織編成に関する事項については、(資料3-1-1-A～3-1-1-B)に示すとおり、学則及び講座に関する規則において定めており、具体的には学部で学科を、研究科に専攻を、また、学科又は研究科の下に講座を置き、教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。

教育研究に係る責任の所在については、学長を教育研究の最高責任者とし、理事(2人)、学部長、映像研究科長、附属図書館長、大学美術館長、演奏芸術センター長、各学部の教授(各3人)で組織編成する教育研究評議会が、教育研究事項に関して議決を行う全学的審議機関として確立している。

各学部(研究科を含む)においては、教授会において選出する学部長及び副学部長(学部長任命)からなる執行部によって責任体制を整え、各学科等代表者の構成による運営委員会(音楽学部は運営会議)が、学科等間の教育研究業務を調整し、執行している。

資料3-1-1-A 東京芸術大学学則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_001.pdf)

(学部)
第6条 本学に、次の学部を置く。
美術学部
音楽学部
2 学部に次の学科を置く。
美術学部 絵画科
彫刻科
工芸科
デザイン科
建築科
芸術学科
先端芸術表現科
音楽学部 作曲科
声楽科
器楽科
指揮科
邦楽科
楽理科
音楽環境創造科
(大学院)
第7条 本学に、大学院を置く。
(講座)
第8条 学部の学科及び大学院の研究科に講座を置く。

資料3-1-1-B 東京芸術大学の講座に関する規則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20070622_007.pdf)

(別表)
美術学部
絵画科，彫刻科，工芸科，デザイン科，建築科，芸術学科，先端芸術表現科
○日本画
○油画
○彫刻
○工芸
○デザイン
○建築
○芸術学
○インターメディアアート
音楽学部
作曲科，声楽科，器楽科，指揮科，邦楽科，楽理科，音楽環境創造科
○作曲
○声楽
○鍵盤楽器
○弦管打楽器
○古楽
○指揮
○邦楽
○音楽学
○音楽環境創造
(共通講座)
○言語芸術
美術研究科
○保存修復
○保存科学
映像研究科
○映像メディア学
備考 ○印を冠するものは博士講座である。

【分析結果とその根拠理由】

学部，研究科は，それぞれの教育研究の目的や特性に応じて，東京芸術大学及び東京芸術大学の講座に関する規則において規定した教員組織編成としており，学部・研究科における教育研究に係る責任体制について，教授会において選出する学部長及び副学部長からなる執行部によって責任体制を整え，各学科等代表者の構成による運営委員会（音楽学部は運営会議）が，学科等間の教育研究業務を調整し，執行している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点3-1-1-②： 学士課程において，教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また，教育上主要と認める授業科目には，専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程における専任教員数及び非常勤講師数は，(資料3-1-2-A)に示すとおりであり，学士課程における教員一人当たりの学生数は3.84名である。

主要授業科目である「専門実技科目」と専門実技科目以外の職種別授業科目担当状況は、(資料3-1-2-B)に示すとおりである。

また、音楽学部における専門実技科目の非常勤講師担当者が多数となっているのは、専門実技並びに副科実技において、個人レッスンという指導方法をとる授業が中心となっており、個人レッスンの充実・維持を図るための措置である。

資料3-1-2-A 学士課程における担当教員配置状況(平成22年5月1日)

学部・学科等の名称		教授	准教授	講師	助教	小計	非常勤講師	教員計	学生数	教員一人当たり学生数
美術学部	絵画科	10	7	1	2	20	15	35	322	9.20
	彫刻科	3	3	1	1	8	8	16	86	5.38
	工芸科	9	4	1	1	15	15	30	125	4.17
	デザイン科	6	4	0	1	11	20	31	186	6.00
	建築科	5	3	0	1	9	13	22	64	2.91
	芸術学科	6	6	0	3	15	13	28	87	3.11
	先端芸術表現科	8	3	0	1	12	12	24	134	5.58
音楽学部	作曲科	3	2	0	0	5	12	17	68	4.00
	声楽科	5	5	0	1	11	38	49	221	4.51
	器楽科	16	12	1	0	29	104	133	422	3.17
	指揮科	2	0	0	0	2	13	15	8	0.53
	邦楽科	5	3	0	0	8	44	52	104	2.00
	楽理科	8	3	1	1	13	28	41	100	2.44
	音楽環境創造科	5	5	0	0	10	22	32	87	2.72
計	91	60	5	12	168	357	525	2,014	3.84	

資料3-1-2-B 主要授業科目等への職種別担当教員配置状況

授業科目の区分	教授	准教授	講師	助教	非常勤講師	教育研究助手 ^(*)
専門実技科目	○	○	○		○	
専門科目(実技を含まない)	○	○	○	○	○	
専門科目以外の科目	○	○	○	○	○	
実技指導等の補助						○

(*) 本学の専門教育は、実技又は制作が中心であるため、教員の教育活動と学生の学習・研究活動との間を有機的に結びあわせるものとして、平成18年度から「教育研究助手」を置くこととした。

【分析結果とその根拠理由】

すべての学士課程における担当教員の構成は、教員一人当たりの学生数からみて、教育課程の遂行に必要な教員を確保している状況である。また、主要授業科目である「専門実技科目」に専任の教授又は准教授を

配置している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点3-1-③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程を担当する研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、(資料3-1-3-A)に示すとおりである。

資料3-1-3-A 大学院担当における研究指導教員等の配置状況（平成22年5月1日）

研究科	専攻・課程	収容定員	現 員 数				設置基準で必要な教員数			
			研究指導教員	うち教授	研究指導補助教員	計	研究指導教員	うち教授	研究指導補助教員	計
美術研究科	絵画専攻 (M)	94	17	10	1	18	5	4	3	8
	彫刻専攻 (M)	30	6	3	1	7	2	2	1	3
	工芸専攻 (M)	56	13	9	1	14	4	3	2	6
	デザイン専攻 (M)	60	10	6	0	10	4	3	2	6
	建築専攻 (M)	32	8	5	0	8	4	3	2	6
	芸術学専攻 (M)	42	12	6	0	12	4	3	2	6
	先端芸術表現専攻 (M)	48	10	7	0	10	4	3	2	6
	文化財保存学専攻 (M)	36	9	7	0	9	4	3	2	6
	美術専攻 (D)	75	76	46	3	79	7	5	4	11
音楽研究科	文化財保存学専攻 (D)	30	9	7	0	9	4	3	2	6
	作曲専攻 (M)	18	5	3	0	5	2	2	1	3
	声楽専攻 (M)	40	10	5	0	10	3	2	2	5
	器楽専攻 (M)	86	28	16	1	29	5	4	3	8
	指揮専攻 (M)	6	2	2	0	2	1	1	1	2
	邦楽専攻 (M)	18	8	5	0	8	3	2	2	5
	音楽文化学専攻 (M)	70	21	13	1	22	4	3	2	6
映像研究科	音楽専攻 (D)	75	74	44	2	76	7	5	4	11
	映画専攻 (M)	64	6	6	0	6	4	3	2	6
	メディア映像専攻 (M)	32	4	4	1	5	2	2	1	3
	アニメーション専攻 (M)	32	4	4	0	4	2	2	1	3
	映像メディア学専攻 (D)	9	14	14	1	15	4	3	2	6

【分析結果とその根拠理由】

すべての大学院課程において必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を確保している状況である。
以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

観点 3-1-⑤： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員組織の活動をより活性化するための本学の取り組みとしては、(資料 3-2-1-A) に示すとおり、東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項において、「公募制」や「採用の際の観点として、等しい能力を持つ候補者が複数あった場合には他大学出身者、女性、外国人、障害者を積極的に選考すること」を定めており、この要項に基づき採用等を行っている他に「任期制」を導入している。

本学の任期制に係る取り組みとしては、平成 10 年 2 月 26 日に制定した「東京芸術大学における教員の任期に関する規則」に基づき、従前から教員の任期制を導入してきたが、(資料 3-1-5-A) に示すとおり、国立大学法人化に伴い「東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則」を平成 16 年 4 月 1 日に制定し、一部の講座等あるいは職位に限っていた対象教員をほぼ全学科等・全職位に拡大し、新規採用者は原則として任期を付すこととした。さらに、同日に在職している大学教員のうち本人の同意を得られた者については任期を付すこととした。このことより、大学教員のうち任期付教員の在職割合は、平成 16 年度末 57%、平成 20 年度末 85%、平成 21 年度末 86%となっている。

また、競争的資金による特定プロジェクト等における研究・教育については、特定有期雇用職員制度を導入し、期間を定めて特任教員や特定研究員を雇用している。

なお、平成 22 年 5 月 1 日現在の性別、外国人教員数は(資料 3-1-5-B) に、年齢構成は(資料 3-1-5-C) に示すとおりである。

資料3-1-5-A 東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20091015_102.pdf)

○東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京芸術大学教員の採用等に関する規則(以下「教員採用等規則」という。)第7条第4項の規定に基づき、本学における大学教員の任期その他必要な事項について定めるものとする。

(任期等)

第2条 本学において、任期を定めて雇用する大学教員(以下「任期付教員」という。)の職及び任期等は、別表のとおりとする。なお、講師以上の職に昇任又は配置換え(同じ学部等で、別表に定める学科、講座等の項を異にして異動する場合も含む。)する場合は、発令日をもって新たな任期等を付すものとする。

2 前項の規定により任期が満了し、更新が有とされている任期付教員は、教育研究評議会の審査を経て更新することができる。

3 本学は、任期付教員を、その任期の期間中雇用するものとする。ただし、東京芸術大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第19条第4号、第24条、第25条及び第43条第1項第4号の規定に該当する場合を除く。

4 任期付教員は、その任期中に退職することができる。

(任期の期間停止)

第3条 前条第1項又は第2項の規定に基づく任期は、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則第3条及び第5条の規定による育児休業のうち継続した期間が1年以上の期間。ただし、東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則第28条第1項第5号及び第6号の規定による産前産後の特別休暇に引き続いてしている場合は、その特別休暇の期間を含めるものとする。

(2) 就業規則第14条第1項第1号の規定による病気休職のうち継続した期間が1年以上の期間。

2 前項に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(同意)

第4条 第2条の規定に基づき雇用を行う場合は、当該任期付教員の文書(別紙様式)による同意を得なければならない。(定年)

第5条 第2条第1項又は第2項の規定に基づき任期を定める場合においては、教員採用等規則第8条に定める定年により退職する日を超えて任期を定めることはできない。

(更新希望の確認等)

第6条 学長は、更新が有とされている任期付教員について、任期が満了する日の1年6月前までに、更新希望の有無を確認するものとする。

2 前項の確認は、文書でしなければならない。

(更新の審査)

第7条 学長は、前条の規定により確認を行った場合において、更新を希望する者(以下「更新希望者」という。)があるときは、その更新の可否について、教育研究評議会に審査を求めるものとする。

2 教育研究評議会は、審査に先立ち、教授会(言語・音声トレーニングセンター運営委員会、保健管理センター運営委員会及び芸術情報センター運営委員会を含む。以下同じ。)に当該更新希望者の業績等についての専門的な審査を付託するものとする。

3 教授会は、前項に規定する審査の付託を受けた場合、当該更新希望者から次の各号に掲げる事項を記載した業績調査書の提出を受け、審査を行うものとする。教授会は、必要に応じ、専門委員会に審査を委託することができる。

- (1) 研究業績
- (2) 教育実績
- (3) 大学運営上の貢献
- (4) 社会への貢献
- (5) その他

4 教育研究評議会は、教授会の審査結果に基づき、更新の可否を審査するものとする。この際、教授会の審査結果を尊重するものとする。

(通知)

第8条 学長は、教育研究評議会の審査結果に基づき、更新の可否を決定し、当該更新希望者に対し、任期が満了する日の1年前までに通知をするものとする。

2 前項の規定により更新を否と決定した場合は、当該更新希望者に不服申立ての機会を与えるものとする。

(プロジェクト職の特例)

第9条 本学が定める又は参画する特定の時限付き計画に基づき教育研究を行う職(以下「プロジェクト職」という。)にあっては、第2条第2項、第6条、第7条及び第8条に定める任期の更新にかかる審査手続等を適用しない。

2 プロジェクト職の任期の更新にかかる審査手続等については、別に定める。

3 プロジェクト職にあっては、第3条の規定は適用しない。

別表（第2条第1項関係）

教育研究組織		対象 教員	任期	任期の更新に関する 事項
学部等	学科, 講座等			
美術学部	全学科の全講座	教授	10年	有
		准教授		
		助教	3年	無
		助手		
	絵画科, 工芸科, デザイン科, 建築科, 先端芸術表現科, 美術教育, 美術解剖学, 体育	講師	5年	有
	彫刻科, 芸術学科	講師	10年	
附属写真センター 附属古美術研究施設	助教	3年	有。1回限りとする。	
	助手			
美術研究科	文化財保存学専攻	教授	10年	有
		准教授		
		講師	5年	無
		助教	3年	
音楽学部	全学科の全講座	教授	10年	有
		准教授		
		講師	5年	有。1回限りとする。 ただし、プロジェクト職に雇用された者は、プロジェクト終了日を超えて更新しない。
		助教	3年 ただし、プロジェクト職に雇用された者の任期は、プロジェクト終了日を超えないものとする。	
		助手		
映像研究科	映画専攻 メディア映像専攻（コンテンツ産業研究プロジェクトを除く。） アニメーション専攻	教授	3年	有
		准教授		
		講師	3年	有。1回限りとする。
		助教		
	コンテンツ産業研究プロジェクト	助教	1年 ただし、プロジェクト終了日を超える任期及び年度を超える任期は付さない。	有。プロジェクト終了日を超えて更新はしない。
		助手		
大学美術館		教授	10年	有
		准教授		
		講師	5年	有。1回限りとし、更新の場合の任期は2年とする。
		助教	3年	有。1回限りとする。
言語・音声トレーニングセンター		助教	3年	有。1回限りとする。
		助手		
演奏芸術センター		教授	10年	有
		准教授		
		講師	5年	有。1回限りとする。
		助教	3年	
芸術情報センター		助教	3年	有。1回限りとする
		助手		
保健管理センター		教授	10年	有
		准教授		

資料3-1-5-B 専任教員（外国人教員を含む。）に占める女性教員の割合

区 分	専任教員		うち外国人教員数		女性教員 の割合
	男	女	男	女	
美術学部	83	9	1	0	9.8%
音楽学部	56	23	1	0	29.1%
大学院美術研究科	10	0	0	0	0%
大学院映像研究科	13	2	0	0	13.3%
学内共同教育研究施設	10	4	0	0	28.6%
計	172	38	2	0	18.2%

資料3-1-5-C 専任教員（外国人教員を含む。）の年齢構成

区 分	教授		准教授		講師		助教		助手		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
～24歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25歳～34歳	0	0	1	0	1	1	5	3	0	0	7	4
35歳～44歳	0	0	10	8	1	1	6	2	0	0	17	11
45歳～54歳	28	5	34	5	1	0	1	2	0	0	64	12
55歳～64歳	63	5	8	2	0	0	1	1	0	0	72	8
65歳～	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3
計	103	13	53	15	3	2	13	8	0	0	172	38

【分析結果とその根拠理由】

教員組織の活動をより活性化するための本学の取り組みとしては、ほぼ全学科等・全職位を対象に「任期制」と「公募制」を導入しているとともに「採用の際の観点として、等しい能力を持つ候補者が複数あった場合には他大学出身者、女性、外国人、障害者を積極的に選考すること」を規定し運用している。

また、競争的資金等による特定プロジェクト等における研究・教育について、特定有期雇用職員制度を導入し、期間を定めて特任教員等を雇用している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

教員の採用・昇格にあたっては、(資料3-2-1-A)に示すとおり、東京芸術大学における教員の採用

及び昇任等に関する選考要項に基づき、各学部・各研究科において、それぞれの専門分野における業績、技能、教育・研究能力などを総合的に判断し、必要に応じ模擬授業（レッスン）や面談等を行い審査している。教員選考の手続きとしては、教授会の審査結果に基づき、教育研究評議会の審議を踏まえ学長が決定することとなっている。

また、大学院課程における資格審査についても、東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項第10条第4項に規定しており、採用・昇任の際、教育研究業績等に基づき「教育研究上の指導能力」を審査している。

資料3-2-1-A 東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_259.pdf)

<p>(選考基準)</p> <p>第1条 東京芸術大学の教員の選考は、本学が総合的な芸術大学として世界最高水準の教育・研究を目指す大学であることに鑑み、人格及び識見ともに優れた者について、専門分野における業績、技能、教育・研究能力などを総合的に判断して行うものとする。</p> <p>(大学教員の資格)</p> <p>第2条 大学教員の選考は、原則として、博士の学位を有する者又はこれと同等以上の優れた業績及び能力を有する者のうちから行う。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次条から第7条までに規定する資格を有する者は、当該各条に定めるところにより、それぞれ教授、准教授、講師、助教及び助手となることができる。</p> <p>(教授の資格)</p> <p>第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 各専門分野において、指導的立場にあり、特に優れた業績及び能力を有する者</p> <p>(2) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>(3) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>(4) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>(5) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者</p> <p>(准教授の資格)</p> <p>第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 各専門分野において、優れた業績及び能力を有する者</p> <p>(3) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者</p> <p>(4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>(5) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>(講師の資格)</p> <p>第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者</p> <p>(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>(助教の資格)</p> <p>第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 各専門分野において、業績及び能力のある者</p> <p>(3) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>(助手の資格)</p> <p>第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>

<p>(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者</p> <p>（選考の対象）</p> <p>第8条 選考の対象となる専門分野及び職階は、大学全体の分野構成及び中長期的人員配置等に配慮しながら、教育研究評議会の議を経て学長が決定する。</p> <p>（部局長の意見）</p> <p>第9条 部局長（学部長、映像研究科長、大学美術館長、言語・音声トレーニングセンター長、演奏芸術センター長、保健管理センター長及び芸術情報センター長）は、当該部局の理念及び本選考要項の趣旨を踏まえ、選考に関して学長に意見を述べるものとする</p> <p>（選考手続）</p> <p>第10条 個々の教員の具体的選考は、教授会（言語・音声トレーニングセンターに所属する教員にあつては言語・音声トレーニングセンター運営委員会、保健管理センターに所属する教員にあつては保健管理センター運営委員会、芸術情報センターに所属する教員にあつては芸術情報センター運営委員会とする。以下同じ。）で行い、その結果は尊重される。</p> <p>2 選考は、原則として、公募制により、国内外を問わず広く人材を求めるものとする。</p> <p>3 選考過程では面接を実施するものとする。</p> <p>4 助教以上の教員（大学院博士課程を担当しない教員を除く。）の選考に当たっては、大学院博士課程の担当能力（大学院設置基準（昭和49年法律第28号）第9条の規定に基づく資格等）があることを確認するものとする。</p> <p>（選考の観点）</p> <p>第11条 選考は、教員の職務内容に応じて、研究を遂行するにふさわしい能力と教育を担当するにふさわしい能力を評価して行う。</p> <p>2 等しい能力をもつ候補者が複数あった場合には、他大学の出身者、女性、外国人、障害者を積極的に選考する。</p> <p>（昇任）</p> <p>第12条 昇任は、教育研究評議会における審議を経て学長が決定する。</p> <p>2 前項の個々の教員の具体的選考は教授会が行い、その結果は尊重される。</p> <p>（再任）</p> <p>第13条 任期を付して採用された大学教員の任期終了時の再任の選考は、教授会が行い、その結果は尊重される。</p> <p>2 教育業績、研究業績、管理運営面・社会への貢献のいずれかの業績等が教授会の定める一定の基準を超える者は、再任するものとする。</p> <p>3 具体的選考基準、方法、手続き等は、「東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則」第7条に定める更新の審査方法に基づき、教授会が定める。</p>
--

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用や昇任基準について、本学として明確に規定しており、各学部・研究科では、この方針に基づき、それぞれの専門分野における業績、技能、教育研究能力などを総合的に判断し、採用及び昇任の審査を実施している。また、教員の採用・昇任の際には、大学院課程における教育研究上の指導能力についても併せて審査している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、平成16年4月より原則として大学教員の任期制を導入していることから、再任を希望する大学教員については、（資料3-1-5-A）に示すとおり、東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則の規定に基づき、各学部・研究科の特性に応じた再任評価基準を定め、教育研究評議会から審査付託を受けた教授会が（1）研究業績（2）教育実績（3）大学運営上の貢献（4）社会への貢献（5）その他の項目について審査を行うこととなっている。再任評価の実施状況としては、平成20年度3人、平成21年度は10人の再任評価等を行った。なお、任期を付していない大学教員についても、任期付き教員の更新審査に準

じて教員評価（平成 21 年度は該当者 2 名）を行った。^(※)

また、勤勉手当の支給割合の決定に当たっては、各理事の下に置かれる理事室及び各部局に置かれる委員会等など大学管理運営組織への貢献について考慮し、判断を行っている。

【※該当資料の URL】

掲載内容	U R L
美術学部等教員の任期更新時の再任評価実施要項	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080917_348.pdf
音楽学部等教員の任期更新時の再任評価実施要項	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080708_364.pdf
大学院映像研究科教員の任期更新時の再任評価実施要項	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080925_349.pdf

【分析結果とその根拠理由】

任期満了時において、再任を希望する教員については、在職中の教育実績や研究実績等の項目を評価し、各学部・研究科の特性に応じた再任評価基準により評価を行っている。また、大学管理運営組織への貢献に応じて給与等の処遇に反映しており、定期的な評価を行っている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

本学教員は、教育者であると同時に我が国有数の芸術家であって、主たる授業科目である専門実技科目と関連する研究活動を恒常的に行っており、その研究成果を展覧会又は演奏会等の方法を通じて、学内外において積極的に発表している。また、採用、昇任及び再任用評価の際に、各学部・研究科において教育内容と研究活動との関連性を確認している。

なお、学科等の教育内容と関連する研究活動の例示については、(資料 3-3-1-A) に示すとおりである。

資料 3-3-1-A 教育内容と関連する研究活動例

学部・学科等	研究分野・研究業績	授業科目名
美術学部 絵画科・油画専攻 保科豊巳 教授	<p>【主な研究活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境と芸術・「場」 ・墨による現代表現に関する研究 <p>【主な研究業績】</p> <p>(2002 年)</p> <p>第 10 回ランタン・オブ・ザ・イースト・エイベックス・イン L.A. (ドイザキギャラリー, 日米文化社会センター, カリフォルニア州立ロサンゼルスギャラリー, エンジェルズゲート文化センター) ロサンゼルス</p> <p>(2003 年)</p> <p>第 2 回「大地の芸術祭」妻有トリエンナーレ展/新潟 「変様する家」展 松代, 「コラボレーション展」Walch Gallery/シカゴ</p> <p>(2004 年)</p>	油画実技

	<p>2人展 (保科豊巳, 北川原温) アルスギャラリー/東京 「言の問い」展 平櫛田中邸, 「VOICE OF SITE」展 旧坂本小学校 (2005年) 「VOICE OF SITE」ニューヨーク展 SVA ギャラリー/ニューヨーク, サスティナブルアート展, 東京, 東京芸術大学絵画科油画教員展, 日本橋高島屋, 東京, 『出会い』日韓国際交流展, ソウル市立美術館, 第2回成都ビエンナーレ展「世紀と天堂」成都現代美術館, 中国 (2008年) 「国際メディアアートビエンナーレ」中国, 北京, 「サスティナブルアートプロジェクト2008」 旧岩崎邸, 「伝統と現代 延承, 演繹, 浸透 水, 墨, モノクロームの世界」 旧坂本小学校</p>	
<p>美術研究科 文化財保存学専攻・ 保存科学研究分野 桐野文良 教授</p>	<p>【主な研究活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属文化財の劣化機構解析—主にナノ構造の視点から— ・油彩画に用いられた顔料の研究 ・顔料・染織の劣化機構の解析 <p>【主な研究業績】</p> <p>1991年 日本金属学会 第15回技術開発賞受賞 1995年 日本金属学会 第33回論文賞(工業材料部門)受賞 1998年 日立返仁会 空盡賞受賞 2008年 Best Poster Award(Asian Magnetic Conference) 2009年 日立技術士会賞受賞(日立技術士会)</p> <p>電池材料や情報記録材料, セラミックス材料などの信頼性や薄膜構造に関する論文で, 主筆の論文および解説が2634編, 共著論文が2041編, 工業所有権が筆頭発明で約200件出願, 共同執筆で事典類が5編。</p>	<p>金属材料学 美術工芸材料学 機器分析学 機器分析実験 環境と防災の科学 (一般教養)</p>
<p>音楽学部 作曲科 小鍛冶邦隆 准教授</p>	<p>【主な研究活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日における音楽技法の研究と, 作品創造 ・歴史的音楽理論の翻訳・研究 ・現代音楽演奏法の探求と実践 <p>【主な研究業績】</p> <p>1999年以来, 最大40名程度の可変的編成による東京現代音楽アンサンブルC0meTのディレクター・指揮者。同アンサンブルは, シェーンベルクから武満徹にいたる20世紀音楽と今日の音楽の優れた演奏により, 日本を代表する現代音楽演奏団体の一つとして高い評価を得, 2003年度C0meT公演「室内オーケストラの領域Ⅲ」(日本現代音楽協会主催)に対して第3回佐治敬三賞を受賞。</p> <p>2004年秋より, 20世紀から同時代に至る音楽のみならず, 室内オーケストラ編成による19世紀音楽の今日的アプローチを目指した自主公演, 東京現代音楽アンサンブルC0meT パフォーマンス エクスペリメント シリーズを開始。</p> <p>作曲家としては, 国際現代音楽協会(ISCM)「世界音楽の日々WMD2001横浜大会」のアーティスティック・ディレクター, 「日仏現代音楽の現在」東京・パリ公演の企画・制作等, また日本現代音楽協会事務局長として現代音楽の最前線で活動を行っている。クセナキス作曲コンクール(パリ)第1位, 入野賞, 文化庁舞台芸術創作奨励賞, 別宮作曲新人賞, 国際現代音楽協会(ISCM)「世界音楽の日々」他に入選。ベルリオーズ・R.シュトラウス『管弦楽法』邦訳監修や著書『作曲の技法・バッハからウェーベルンまで』(以上音楽之友社), またCDに小鍛冶邦隆作品集「ドゥブルーレゾナンス」(ALM Records)他がある。</p>	<p>和声中級 管弦楽法 作曲実技 作曲理論 楽曲解析 楽曲研究</p>
<p>映像研究科 メディア映像専攻 桐山孝司 教授</p>	<p>【主な研究活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験的理解のためのインタラクティブな展示デザイン ・映像メディア分析 <p>【主な研究業績】</p> <p>2004年より2008年まで, 科学技術振興機構さきがけ研究「物語性を重視するデジタルメディアの制作配信基盤」を行った。この研究プロジェクトの成果の一つとして, 本学映像研究科の佐藤雅彦教授とともに, 鑑賞者が数字になって空間内を歩き回り, ゲートを通るたびに計算されて新しい数字へと変換されていく展示「計算の庭」を開発した。計算の庭は森美術館「六本木クロッシング2007」およびNTTインターコミュニケーションセンター「オープンスペース2008」で展示され, 計7万人以上の鑑賞者が体験した。さら</p>	<p>展示計画論, 展示構成論, コンテンツウェア開発特別演習(修士課程) 映像メディア学特別講義(博士課程)</p>

	<p>に鑑賞者が「計算の庭」を歩いた軌跡のデータと映像を分析し、人間の判断の特徴や心理的な変化の起きる状況を見つけた。この研究成果は複数の国際学会で論文発表し、高い評価を得た。</p> <p>2008年、佐藤雅彦教授とともにNTT インターコミュニケーションセンター「君の身体を変換してみよ」展を監修した。この展示はメディアが可能にした新しい身体感覚を体験するものであり、佐藤雅彦研究室および桐山孝司研究室から多くの大学院生が出展し、「展示計画論」「展示構成論」の教育内容と強く関連するものとなった。同展示により、2008年度文化庁メディア芸術祭エンターテインメント部門優秀賞を受賞した。</p> <p>2009年より、科学研究費基盤研究(C)「数理概念の体験的理解のための展示空間デザイン」(研究代表者：桐山孝司)を得て、これまで行った展示デザインを拡張し、新しい概念を理解するための体験を提示する研究を行っている。</p> <p>また2009年より、科学研究費基盤研究(C)「ナショナル・フィルム期の日・米・仏映画におけるスタイルの比較」(研究代表者：出口丈人)の研究分担者として、画像認識の手法を応用して映画のショット分析を行い、日本、米国、フランスの1930～1950年代の映画のスタイルを定量的に比較する研究を行っている。この研究ではショットの画像認識と統計分析を行うツールを開発しており、そのツールを映像メディア学特別講義(博士課程)で利用することで、従来文芸的な見方に偏っていた映画に情報処理的な見方を導入し、研究活動の成果を新しい映像の専門教育へ転換する活動も図っている</p>	
--	---	--

【分析結果とその根拠理由】

教育内容と関連した研究活動を恒常的に行っているとともに、展覧会や演奏会等を通じてその成果を積極的に発表していることから本観点を満たしていると判断する。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到に係る状況】

教育事務に関する事務組織として、(資料3-4-1-A～3-4-1-B)に示すとおり、事務局に学生支援課、各学部で教務係、及び取手、千住、横浜校地に事務室を置き事務職員を配置している。また、専門分野の特性に応じ映像研究科には技術職員を配置している。^(※)

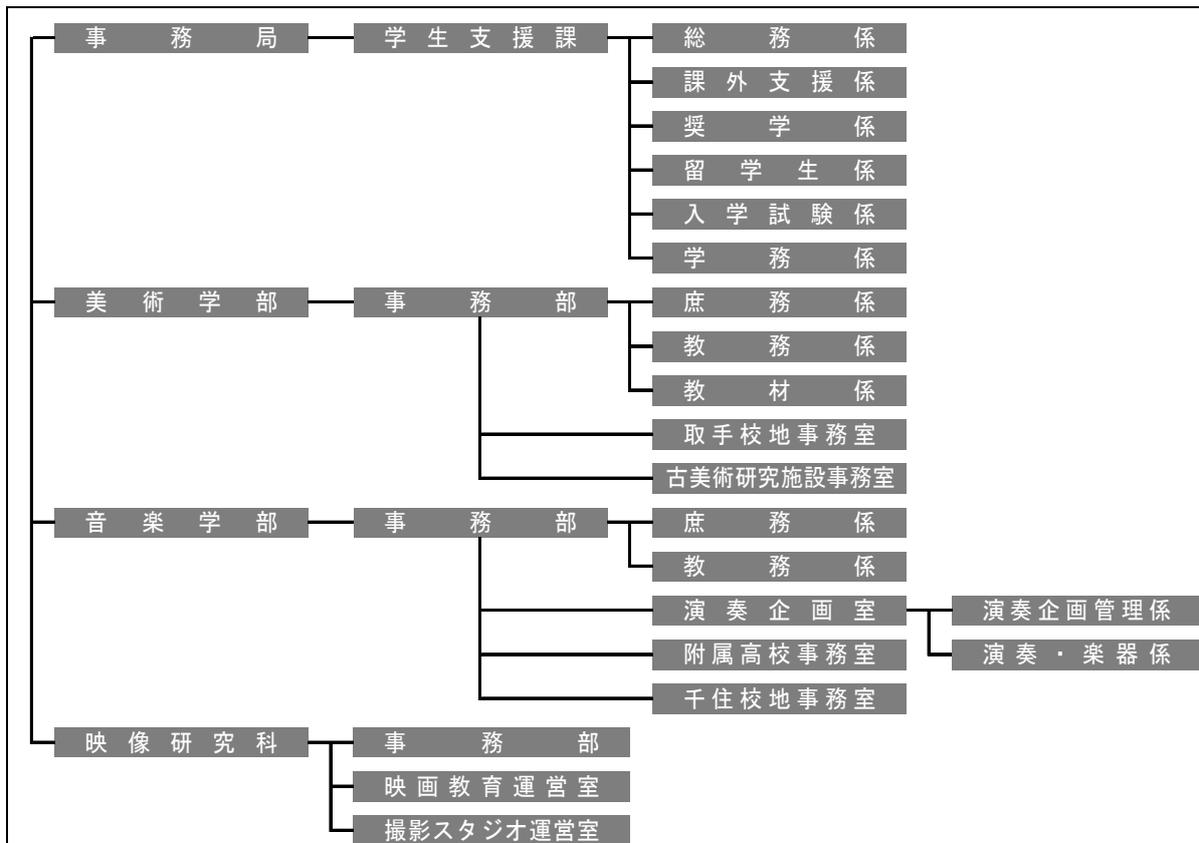
優秀な大学院生に対し、学部学生等に対する助言や演習等の教育補助業務を行わせ、大学院生への教育トレーニングの機会を提供することを目的にティーチング・アシスタント(TA)を配置している。平成21年度の配置状況は、(資料3-4-1-C)に示すとおりである。

また、本学の専門教育は、実技又は制作が中心であるため、実技指導の補助や教員の教育活動と学生の学習・研究活動との間に有機的に結びあわせるものとして、平成18年度から「教育研究助手」を置くこととした。平成21年度における配置状況は、(資料3-4-1-D)に示すとおりである。

資料3-4-1-A 教育事務に係る事務職員及び技術職員の配置状況(平成22年5月1日現在)

区 分	事務職員(人)	技術職員(人)	合計(人)
学生支援課	15	1	16
美術学部(取手校地を含む。)	23	0	23
音楽学部(千住校地を含む。)	22	0	22
大学院映像研究科	8	2	10

資料3-4-1-B 教育事務に関する事務組織体制



資料3-4-1-C TAの配置状況 (平成21年度実績)

区分	修士課程学生数 (人)	博士後期課程学生数 (人)	合計 (人)
美術学部 大学院美術研究科	16	13	29
音楽学部 大学院音楽研究科	36	18	54

資料3-4-1-D 教育研究助手の配置状況 (平成21年度実績)

区分	美術学部 美術研究科	音楽学部 音楽研究科	映像研究科	合計
人員 (人)	119	69	10	198

【* 該当資料のURL】

資料名	URL
東京芸術大学事務組織規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_066.pdf
東京芸術大学事務組織細則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100408_067.pdf

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を遂行するため事務職員等の教育支援者を配置し、また、TAや教育研究助手の教育補助者を配

置き活用している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教員の流動性を図る観点から、全学的に任期制を導入していること
- ・ 教員の定期的な評価については、再任評価を行っているほか教育内容と関連した研究活動の発表（展覧会や演奏会等）を通じ常に社会から評価を得ていること

【改善を要する点】

- ・ 特になし

(3) 基準3の自己評価の概要

教員組織に関する基本的事項については、東京芸術大学学則及び東京芸術大学の講座に関する規則により適切に組織編成されている。

学部・研究科における教育研究に係る責任体制について、学部長、研究科長や副学部長からなる執行部によって責任体制を整え、また、各学科等代表者の構成による各種委員会等において、学科等間の教育研究業務を調整し、執行している。

すべての学士課程における担当教員の構成は、教員一人当たりの学生数からみて、教育課程の遂行に必要な教員数を確保している。

学士課程における主要授業科目である「専門実技科目」に専任の教授又は准教授を配置している。

すべての大学院課程において必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を十分に確保している。

本学教員の採用にあたっては、教育・研究の一層の充実を図るため「東京芸術大学における教員の採用及び昇任等に関する選考要項」に基づき、全学で「公募制」を原則とするとともに「等しい能力を持つ候補者が複数あった場合には他大学出身者、女性、外国人、障害者を積極的に選考すること」を規定し運用している。

また、教員組織の活動をより活性化するため、「任期制」を導入し全学的に推進しており、平成21年度末における任期付教員の在職割合は86%となっている。

教員の採用や昇任基準については明確に規定しており、各学部・研究科では、この方針に基づき、それぞれの専門分野における業績、技能、教育研究能力などを総合的に判断し、採用及び昇任の審査を実施している。また、大学院課程における教育研究上の指導能力についても併せて審査している。

任期制に伴う任期更新時においては、在職中における教育実績や研究実績等の項目について評価を実施しているほか、大学管理運営組織への貢献に応じて給与等の処遇に反映しており、定期的な評価を行っている。

本学教員は、教育者であると同時に我が国有数の芸術家であり、教育内容と関連した研究活動の成果を展覧会又は演奏会等の方法を通じて、学内外において積極的に発表している。

教育課程の遂行を効果的に展開する見地から、必要な事務職員及び技術職員を適切に配置している。また、TAや教育研究助手の教育補助者を活用している。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①: 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到る状況】

本学のアドミッション・ポリシーについては、(資料4-1-1-A～4-1-1-C)に示すとおり、求める学生像を中心に各学部・研究科においてそれぞれの特性や理念に応じ明確に定め、本学ウェブサイト(資料4-1-1-F)、入学者選抜要項、大学案内及び募集要項等(別添資料4-1-1-1～4-1-1-10)で公表し、周知している。

また、学士課程・大学院課程の入学者選抜においては、選抜方法の基本的方針の定めはないが、(資料4-1-1-D～4-1-1-E)に示すとおり、募集要項において、本学アドミッション・ポリシーに基づき「専攻実技を重視」しておこなうこと、及び一人一人の適性、能力を複数次にわたり多角的に、的確に判断して選抜することを公表している。

資料4-1-1-A 美術学部及び大学院美術研究科のアドミッション・ポリシー

(<http://www.geidai.ac.jp/enter/policy/art.html>)

【美術学部】

美術学部では、120年を越える歴史のなかで、美術の各分野において、時代を代表する作家、研究者、教育者を輩出してきました。

本学部は、こうした伝統のなかで培われた創造性を身につけ、新たな時代に対応し、優れたオリジナリティを発揮できる人材の育成を目的としています。本学部で学ぶ学生には、歴史のなかで蓄積された技芸と知識を修得し、さらにその成果を革新し、発展させ、広く世界の文化と社会のために貢献する能力が望まれます。

こうした理念を踏まえ、真摯な姿勢で、教員とともに研鑽を積み、美術の世界に、豊かな収穫をもたらす学生を広く求めています。

【大学院美術研究科】

美術研究科では、これまで美術の各分野において、時代を代表する作家、研究者、教育者を輩出してきました。

本研究科は、こうした伝統のなかで培われた創造性を身につけ、新たな時代に対応し、優れたオリジナリティを発揮し、指導的な立場に立つ人材の育成を目的としています。本研究科で学ぶ学生には、歴史のなかで蓄積された技芸と知識を修得し、さらにその成果を革新し、発展させ、広く世界の文化と社会のために貢献する能力が望まれます。

こうした理念を踏まえ、自立した姿勢で研鑽を積み、国際的な見地から美術の世界に、豊かな収穫をもたらす学生を広く求めています。

資料4-1-1-B 音楽学部及び大学院音楽研究科のアドミッション・ポリシー

(<http://www.geidai.ac.jp/enter/policy/music.html>)

【音楽学部】

音楽学部は、音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材の育成を目指しています。

この教育理念に基づき、本学部からは、百年以上に亘り世界的な音楽家や広く社会の文化発展に寄与した多くの人材を輩出してきました。

こうした伝統と遺産を継承しつつ、新たな歴史を刻み込む強い意志と意欲を持った方を求めています。

具体的に本学部各科が求める学生像は次のとおりです。

○作曲科

優れた音楽的能力のみならず、伝統的な語法に関する確かな素養を身につけ、且つ自発性、創造性を有する人材

- 声楽科
優れた声楽家になる可能性を持ち、智と人間性に優れた人材
- 器楽科 ピアノ
優れたピアノ演奏技術と芸術的感性のみならず、音楽全般に対して幅広い関心を持っている人材
- 器楽科 オルガン
確かな目的意識と意欲を持ち自分の才能をのばす熱意と忍耐力を持ち、音楽とオルガンに喜びを持って取り組む人材
- 器楽科 弦楽
優れた基礎能力のみならず音楽表現に対する積極性を兼ね備えている人材
- 器楽科 管打楽
演奏家として、人間と音楽に閃きを感じ持っている人材
- 器楽科 古楽
専攻する楽器の構造と歴史に深い関心を持ち、喜びと熱意を持って演奏表現に取り組む将来性ある人材
- 指揮科
優れたソルフェージュ力や豊かで説得力に富んだ音楽性を持ち、音楽的、芸術的に優れたリーダーシップを兼ね備えた人材
- 邦楽科
専攻分野のみならず専攻以外の音楽にも幅広く研究を重ね、技術・人格共に優れた演奏家となるべく努力する人材
- 楽理科
音楽に感動する心、音楽の豊かさを聴き取る力、何らかのかたちで音楽実践に携わることのできる能力、研究に必要な言語能力を持ち、創造性と批判精神に富み、学問・文化・社会一般にも幅広い関心を抱いている人材
- 音楽環境創造科
従来の枠をこえた観点で音楽芸術の創造をめざし、音楽・文化・社会の関わりについて強い関心を持ち、音楽を中心とした新しい文化環境創造を志す人材

【大学院音楽研究科】

大学院音楽研究科は、高度に専門的かつ広範な視野に立ち、音楽についての深遠な学識と技術を授けること、音楽に関わる各分野における創造、表現、研究又は音楽に関する職業等に必要な優れた能力を養うこと、さらには自立して創作、研究活動を行うに必要な高い能力を備えた教育研究者の養成を目的としている。

この教育理念に基づき、本研究科は、音楽に関する豊富な知見、高度の技術と卓越した研究能力を持ち、なおかつ、幅広い視野や興味・関心、柔軟な感性、独創的な構想力、論理的な思考力、強い意志を持っている人材を求めている。

資料 4-1-1-C 大学院映像研究科のアドミッション・ポリシー

(<http://www.geidai.ac.jp/enter/policy/film.html>)

【大学院映像研究科】

大学院映像研究科は、映像に関する学術的な理論及び応用を教授研究し、その奥義を深め、自立して創作活動と研究活動を行うに必要なとされる、表現者としての問題発見能力という二つの能力を兼ね備えた表現者と教育研究者を養成することを目的としています。

この理念を踏まえ、本研究科では真摯な態度で制作や研究に励むことのできる学生を求めています。

資料 4-1-1-D 学士課程における入学者選抜試験の基本方針等に関する記載例

【美術学部（彫刻科）・大学入試センター試験の配点等】

指定した選択教科・科目数を超えて受験した場合は、いずれか得点の高い1教科1科目を評価する。地歴・数・理の得点については、国・外と同一の200点満点として換算し、合計600点とする。※「外国語」のうち「英語」を選択受験した場合は、筆記の他にリスニングを課し、それを含めて「英語」の評価とする。筆記試験（200点）とリスニングテスト（50点）の合計得点を200点満点に圧縮し、他の外国語と比較できるようにして利用する。●1次：個別学力検査等の成績により可否を判定する。●2次：2次個別学力検査等までの成績に、大学入試センター試験成績と出願書類（調査書等）の審査を加え、総合的に判定し、可否を決定する。

【音楽学部（作曲科・指揮科）・可否判定基準】

専攻実技を重視します。音楽に関する基礎能力検査、副科実技等、面接及び大学入試センター試験結果は総合判定に用います。

資料 4-1-1-E 大学院課程における入学者選抜試験の基本方針等に関する記載例

【大学院美術研究科（修士課程）・選抜試験の内容】

入学者の選抜は、本大学院の実施する学力検査（筆答試験、実技試験、口述試験等）、面接及び受験者から提出された書類、作品、論文、ポートフォリオ等を総合して判定する。

【大学院音楽研究科（修士課程）・選抜方法】

入学者の選抜は、「専門（実技）試験・語学・基礎学科目（音楽史）・面接・音楽に関する基礎能力検査の各成績及び、出願時提出資料」に基づき総合して判定する。

【大学院映像研究科（修士課程）・選抜試験の内容】

入学者の選抜は、筆記試験、実技試験、口述試験及び志願者から提出された書類、作品、資料等を総合して判定する。

資料 4-1-1-F 本学ウェブサイト該当箇所へのアクセス件数（平成 21 年度）

掲載内容	URL	件数
美術学部・大学院美術研究科 アドミッション・ポリシー	http://www.geidai.ac.jp/enter/policy/art.html	7,941
音楽学部・大学院音楽研究科 アドミッション・ポリシー	http://www.geidai.ac.jp/enter/policy/music.html	6,183
大学院映像研究科 アドミッション・ポリシー	http://www.geidai.ac.jp/enter/policy/film.html	1,335

【別添資料】

資料番号	資料名	該当頁
4-1-1-1	平成22年度 入学者選抜要項	P1
4-1-1-2	大学案内2010	P4, P5
4-1-1-3	平成22年度 美術学部学生募集要項	P1
4-1-1-4	平成22年度 音楽学部学生募集要項	P1
4-1-1-5	平成22年度 美術研究科（修士課程）学生募集要項	P1
4-1-1-6	平成22年度 音楽研究科（修士課程）学生募集要項	P1
4-1-1-7	平成22年度 映像研究科（修士課程）学生募集要項	P2
4-1-1-8	平成22年度 美術研究科（博士後期課程）学生募集要項	P1
4-1-1-9	平成22年度 音楽研究科（博士後期課程）学生募集要項	P1
4-1-1-10	平成22年度 映像研究科（博士後期課程）学生募集要項	P1

【分析結果とその根拠理由】

本学のアドミッション・ポリシーについては、求める学生像を中心に明確に定め、ウェブサイトや大学案内等の刊行物を通じて学内外に公表・周知している。また、選抜方法の基本方針においては、明確に定めてはいないが、各募集要項を通じ、専攻実技を中心に一人一人の適性、能力を複数次にわたり多角的に、的確に判断して選抜することを公表している。

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

アドミッション・ポリシーに基づく人材を受け入れるため、本学では入学者選抜試験において入学志願者一人一人の適性、能力を複数次にわたり多角的に、的確に判断して選抜することを方針としている。

美術学部の選抜方法は、一部の学科を除き一般選抜のみ（先端芸術表現は帰国子女特別選抜を実施）とし、（資料 4-2-1-A）に示すとおり、個別学力検査の成績に大学入試センター試験成績と出願書類（調査書等）の審査を加え、総合的に判断し、合否を判定している。

音楽学部の選抜方法は、一般選抜のみとし、（資料 4-2-1-B）に示すとおり、個別学力検査の成績、大学入試センター試験成績及び調査書の各資料を総合して判断している。

大学院の選抜方法は、学士課程と同様に一般選抜試験としているが、大学院美術研究科文化財保存学専攻及び大学院音楽研究科修士課程の入学試験においては、外国人留学生特別選抜を実施している。

なお、本学の入学者選抜は多岐にわたる専攻ごとに志願者一人一人について綿密に判定作業を行うものであり、そのため長期間を要し、また、音楽学部の入学志願者は、音楽に必要な基礎的能力を比較的早期にある程度以上身につけた者に限られる。このため、2段階選抜、推薦入試、専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、AO入試及び欠員補充のための2次試験は実施していない。

18歳人口の減少によりここ数年の志願者は減少傾向にあるが、本学への進路選択志向は非常に明確である。（資料 4-2-1-C～資料 4-2-1-F）に示すとおり、平成 22 年度入学志願者についても入学定員を大幅に超える状況であり、かつ、入学辞退者はほとんどいない状況である。

資料 4-2-1-A 平成 22 年度 美術学部個別学力検査

学科・専攻		選 抜 方 法		試 験 科 目				数次選抜
		一般選抜	帰国子女	実技試験	学科試験	小論文	面接	
絵 画 科	日本画	○		○				2次
	油 画	○		○				2次
彫 刻 科		○		○				2次
工 芸 科		○		○				2次
デザイン科		○		○				2次
建 築 科		○		○				2次
芸 術 学 科		○		○	○	○		2次
先端芸術表現科		○	○	○		○	○	2次

※ 芸術学科及び先端芸術表現科は、実技試験又は小論文のいずれかを出願時に、入学志願者が選択。

資料4-2-1-B 平成22年度 音楽学部個別学力検査

学科・専攻	選抜方法	試験科目						数次選抜
	一般選抜	実技試験	学科試験	小論文	面接	基礎力	副科実技等	
作曲科	○	○			○	○	○	4次
声楽科	○	○				○	○	3次
器楽科	○	○				○	○	3次
邦楽科	○	○			○	○		3次
楽理科	○		○	○		○	○	2次
音楽環境創造科	○		○	○	○			2次

* 器楽科古楽専攻は2次選抜である。

資料4-2-1-C 平成22年度 学士課程における入学志願者数等（一般選抜）

学部・学科・専攻		入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	倍率
美術学部	絵画科					
	日本画	25	515	25	25	20.6
	油画	55	1,453	55	55	26.4
	彫刻科	20	224	20	20	11.2
	工芸科	30	279	30	30	9.3
	デザイン科	45	932	46	46	20.7
	建築科	15	68	15	15	4.5
	先端芸術表現科	30	172	29	29	5.7
芸術学科	20	98	21	20	4.9	
計	240	3,741	241	240	15.6	
音楽学部	作曲科	15	64	15	15	4.3
	声楽科	54	266	54	54	4.9
	器楽科	98	542	106	106	5.5
	指揮科	2	3	2	2	1.5
	邦楽科	25	40	25	25	1.6
	楽理科	23	41	24	24	1.8
	音楽環境創造科	20	83	21	20	4.2
	計	237	1,039	247	246	4.4

資料4-2-1-D 平成22年度 学士課程における入学志願者数等（帰国子女特別選抜）

学科・専攻	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	倍率
先端芸術表現科	若干名	10	3	3	—

資料4-2-1-E 平成22年度 修士課程における入学志願者数等（一般選抜及び外国人特別選抜）

研究科・専攻	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	倍率	
美術研究科	絵画	47	201	54	54	4.3
	彫刻	15	35	19	18	2.3
	工芸	28	52	33	32	1.9
	デザイン	30	93	30	30	3.1
	建築	16	110	20	20	6.9
	芸術学	21	57	23	23	2.7
	文化財保存学	18	48	20	20	2.7
	先端芸術表現	24	102	29	28	4.3
	計	199	698	228	225	3.5
音楽研究科	作曲	9	26	8	8	2.9
	声楽	20	190	21	21	9.5
	器楽	43	178	54	54	4.1
	指揮	3	2	0	0	0.7
	邦楽	9	16	11	11	1.8
	音楽文化学	35	103	43	41	2.9
	計	119	515	137	135	4.3
映像研究科	映画	32	107	33	31	3.3
	メディア映像	16	51	16	16	3.2
	アニメーション	16	44	16	16	2.8
	計	64	202	65	63	3.2

※外国人特別選抜に係る志願者，合格者，入学者を含む。

資料4-2-1-F 平成22年度 博士後期課程における入学志願者数等（一般選抜）

研究科・専攻	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	倍率	
美術研究科	美術	25	99	32	32	4.0
	文化財保存学	10	12	6	6	1.2

音楽研究科	音楽	25	49	21	21	2.0
映像研究科	映像メディア学	3	9	5	5	3.0

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに基づき、入学志願者一人一人の適性、能力を複数次にわたり多角的に、的確に判定する方法により入学者選抜試験を実施している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

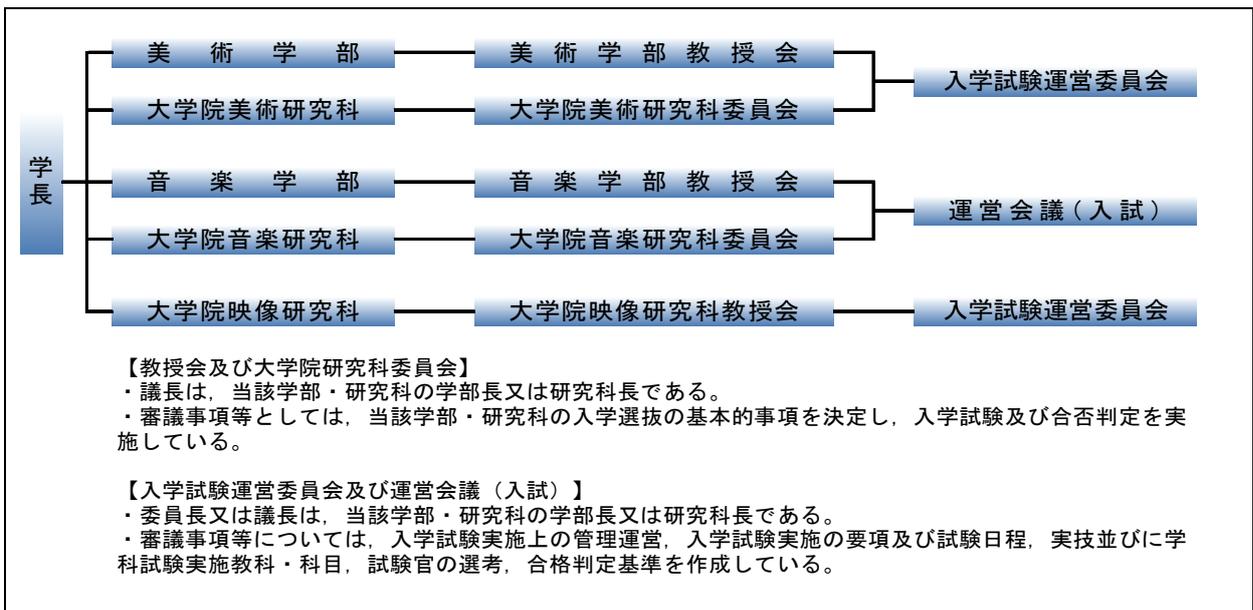
該当なし

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制より、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜実施体制に関しては、（資料 4-2-3-A）に示すとおり、各学部・研究科の教授会等のもとに、学部長又は研究科長を委員長とした「入学試験運営委員会」又は「運営会議（入試）」を置き、入学試験実施上の管理運営、実施要項及び試験日程、実技並びに学科試験実施科目、試験官の選考、合格判定基準、その他の入学試験実施に関する重要な事項を審議している。^(※)

資料 4-2-3-A 東京芸術大学入学者選抜実施体制（平成 22 年 5 月 1 日 現在）



【※該当資料のURL】

掲載内容	U R L
美術学部入学試験運営委員会規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080328_194.pdf
音楽学部運営会議（入試）に関する要項	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20091112_383.pdf
大学院映像研究科入学試験運営委員会規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080328_305.pdf

【分析結果とその根拠理由】

各学部及び研究科とも「入学試験運営委員会」又は「運営会議（入試）」の責任ある実施体制により公正に実施していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点到係る状況】

学部・大学院研究科の入学者選抜試験の検証、改善に関しては、年度当初の入学試験運営委員会等において、前年度の選抜試験の実施を踏まえつつ、今後の在り方を含め検証等を行っているところであり、具体的には、入学試験日程、試験科目、点数配分等の検証を行っている。

検証結果が具体的な改善につながった直近の事例としては、各学部の一部の専攻において、平成 22 年度より大学入試センター試験科目の対象科目拡大、個別学力検査等の試験科目や配点の変更を行った。また、優秀な人材確保を図る観点から美術学部全専攻においては後期日程を前期日程に移行した。

さらに、入学志願者への負担軽減を図るため、試験日程や合格者の受験番号の発表について、平成 21 年度入学者選抜試験から掲示と併せて本学ウェブサイトでも発表することとした。

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜方法等が入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿ったもので行われているかの検証が年度当初の入学試験委員会等で行われており、改善に結びついている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到係る状況】

過去 4 年間の入学定員充足率と、平成 22 年度入学定員充足率については、資料 4-3-1-A に示すとおりである。

学士課程では、学部学科毎の入学定員に対する過去5年間の充足率は100.8%~103.8%である。

大学院課程については、大学院映像研究科博士後期課程において、入学定員超過率が高い状態にあるが、我が国唯一の国立映像研究分野の博士後期課程設立に伴い、入学定員を大幅に超える入学志願者によるもので、学生の進学意欲に応えるために能力、適性等を判断のうえ、教育研究に支障のない範囲において受け入れを行ったことによる。

また、音楽学部指揮科及び大学院音楽研究科指揮専攻の入学者が入学定員を下回っている状況にあるが、これは、入学志願者が漸減傾向にあり、かつ、指揮者として持つべきレベルに達する者が少なかったことが主な要因と思われる。このため、音楽学部では、今後の社会的ニーズ等を踏まえつつ、入学定員を含め教育研究組織の見直しを検討し、ある程度の方向性を示したところである。

別科の入学定員充足率が低い状態であるのは、入学志願者は過去4年平均で5倍を超えている状況のもと、本学別科においては高度な実技試験を課しているため、合格する者が少ないこと、また、音楽学部併願者が合格した場合、入学辞退者がいることが主な要因である。

なお、入学定員の適正化に向け、前述の取組みを含め各学部・研究科において入学定員の厳守徹底や入学定員の見直し等を行っているところである。

資料4-3-1-A 過去4年間の入学定員充足率及び平成22年度入学定員充足率

課程等	過去4年間の充足率				平成22年度		
	H18 (%)	H19 (%)	H20 (%)	H21 (%)	入学定員 (人)	実入学者数 (人)	充足率 (%)
学士課程							
美術学部	102.5	101.7	101.3	100.8	240	243	101.3
音楽学部	101.7	100.8	101.3	100.8	237	246	103.8
修士課程							
美術研究科	130.4	127.6	120.4	114.1	199	225	113.1
音楽研究科	100.8	91.6	104.2	108.4	119	135	113.4
映像研究科	100.0	97.9	103.1	96.9	64	63	98.4
博士後期課程							
美術研究科	125.7	120.0	145.7	125.7	35	38	108.6
音楽研究科	100.0	120.0	108.0	72.0	25	21	84.0
映像研究科	—	266.7	200.0	100.0	3	5	166.7
別科							
音楽専攻	63.3	76.7	50.0	50.0	30	20	66.7

【分析結果とその根拠理由】

学士課程の実入学者数は、入学定員とほぼ合致しており適正な状況にある。

大学院課程については、一部の専攻や課程において、入学定員の超過や未充足が見受けられる現状にあるが、各学部・研究科において、今後の社会的ニーズ等を踏まえ入学定員や教育研究組織の見直しを進めている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ アドミッション・ポリシーに基づき、志願者一人一人の適性、能力を複数次にわたり多角的に、的確に判定する方法により入学者選抜試験を実施していること。

【改善を要する点】

- ・ 大学院課程の一部の専攻等において、入学定員充足率が高い、又は低い状況が見受けられること。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学のアドミッション・ポリシーについては、求める学生像を中心に各学部・研究科においてそれぞれの特性や理念に応じ明確に定め、本学ウェブサイト（各科・専攻のホームページを含む）、入学者選抜要項、大学案内及び募集要項等で、入学志願者をはじめ社会一般に公表し周知している。また、選抜方法の基本方針においては、明確に定めてはいないが、各募集要項を通じ、専攻実技を中心に実施することを公表している。

本学では、アドミッション・ポリシーに基づく人材を受け入れるため、入学者選抜試験において志願者一人一人の適性、能力を複数次にわたり多角的に、的確に判断して選抜している。なお、2段階選抜、推薦入試、専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、AO入試は実施していない。

学部の選抜方法は一般選抜を基本とし、個別学力検査の成績と大学入試センター試験成績等を総合的に判断して可否を判定している。

大学院の選抜方法は、学士課程と同様に一般選抜試験としているが、修士課程の一部においては外国人留学生特別選抜試験を実施している。入学者選抜実施体制に関しては、各学部・研究科に「入学試験運営委員会」又は「運営会議（入試）」を置き、学部長又は研究科長を委員長とし、入学試験実施上の管理運営、入学試験実施の要項及び試験日程、実技並びに学科試験実施教科・科目、試験官の選考、合格判定基準、その他の入学試験実施に関する重要な事項を所掌している。

年度当初の入学試験運営委員会等において、前年度の選抜試験の実施を踏まえつつ、今後の在り方を含め入学試験日程、試験科目、点数配分等についての検証を行っており、その結果を入試方法の改善の判断に資している。

学士課程の実入学者数は、入学定員とはほぼ合致しており適正な状況にある。

大学院課程については、一部の専攻や課程において、入学定員の超過や未充足が見受けられる現状にあるが、各学部・研究科において、今後の社会的ニーズ等を踏まえ入学定員や教育研究組織の見直しを進めている。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-1-①: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到る状況】

本学の教育課程は、(資料 5-1-1-A) に示すとおり、学則第 4 条に定める教育上の目的を達成するため、学則第 77 条に基づき各学部の履修規程により各科又は専攻において、履修の指定方法により必修科目、選択科目、自由科目に区分される。

(美術学部)

美術学部における共通科目は、専門基礎科目、教養科目、外国語科目、保健・体育科目の 4 項目に区分し、開設している。

美術学部における専門実技科目に関しては、各科・専攻において、技法や技術の習得の必要性から、(資料 5-1-1-B 及び資料 5-1-1-D) に示すとおり、学年進行制を基本とし、1 年間に複数の課題に分割して、それぞれの課題を別の教員が担当し、半期ごとに行う合同講評会などで複数教員による評価を行っている。また、実技を主とせず、理論を主とする学科においても、(資料 5-1-1-C) に示すとおり、1, 2 年次に絵画や彫刻に関する基礎造形実技が必修となっていることは、教育課程上の特徴と言える。

また、美術学部の教育課程の大きな特徴の 1 つに、全学科・専攻を通じて、「古美術研究」を必修としていることがあげられる。古美術研究においては、本学部附属古美術研究施設(奈良市)を拠点に主として奈良・京都の古美術(国宝級を含む様々な美術工芸品や文化財等)を寺社、博物館、研究施設等で実地に見学、鑑賞し、研究することで、美術を専攻する学生の基礎的視野を広げ、各自の専門分野の研鑽に資することを目的としたものである。これは「伝統の上に新しい創造を行っていく」という本学部の基本姿勢を示すものである。さらに、これらの卒業要件単位に係る科目のほか、教職課程(教育職員免許状)及び博物館学芸員課程(学芸員資格)を開設しており、これらの資格の取得を目指す場合、必要に応じた実技又は理論の科目を履修することとしている。

資料 5-1-1-A 東京芸術大学学則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_001.pdf)

(目的)

第 4 条 本学は、広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究を目的とする。

(教育課程の編成方法)

第 77 条 各学部又は学科は第 4 条に定める教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、専門の技能及び理論を教授するとともに幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな

人間性を涵養できるような教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程は、各学科の専攻に係る授業科目を必修科目、選択科目に分けて開設するものとし、必要に応じて自由科目を設けることができる。

資料5-1-1-B 美術学部デザイン科教育課程（カリキュラム）修得単位年次表（例示）

（*実技の年間スケジュールは資料5-1-1-D参照）

区分	基礎課程		専門課程		修得 単位数
	1年次	2年次	3年次	4年次	
必修	デザイン基礎実技Ⅰ(4) 〔デザイン 〔デッサン 〔塑造〕〕〕 デザイン実技Ⅰ(14) 観察と表現 〔視覚 空間 機能〕〕 デザイン技法Ⅰ(2) 〔毛筆 タイポグラフィ パース レンダリング〕〕	デザイン基礎実技Ⅱ(4) 〔デザイン技法Ⅱ〕〕 デザイン実技Ⅱ(14) 発想と表現 〔視覚 空間 機能 映像・画像 環境 描画・装飾〕〕	デザイン実技Ⅲ(16) 構想と表現 〔視覚 空間 機能 映像・画像 環境 描画・装飾〕〕	デザイン実技Ⅳ(12) デザイン表現 〔視覚 空間 機能 映像・画像 環境 描画・装飾〕〕 卒業制作(14) 〔視覚 空間 機能 映像・画像 環境 描画・装飾〕〕 上記領域を中心とした研究と制作	84 単位
	20 単位	18 単位	20 単位	26 単位	
			専門科目(4) グラフィックデザインⅠ(2) グラフィックデザインⅡ(2) プロダクトデザインⅠ(2) プロダクトデザインⅡ(2) スペースプランニングⅠ(2) スペースプランニングⅡ(2) 映像論Ⅰ(2) 映像論Ⅱ(2)	※左記の講義科目より4単位を履修	
			古美術研究(10)		
	指定科目: 1・2年次 図学Ⅰ(4)又は図学Ⅱ(4) 2年次 デザイン原論(4),芸術情報演習(デザイン)(4) 1～4年次 日本美術史概説(4),西洋美術史概説(4),東洋美術史概説(4),デザイン概説のうちから1科目を履修				16 単位
選択	共通科目				16 単位
	合計				126 単位

資料5-1-1-C 美術学部芸術学科教育課程（カリキュラム）修得単位年次表（例示）

区分	基礎課程		専門課程		修得 単位数	
	1年次	2年次	3年次	4年次		
必修	基礎造形実技Ⅰ(8) 素描 絵画(油画) 映像メディア表現 芸術学演習Ⅰ・Ⅱ(4)	基礎造形実技Ⅱ(8) 絵画(日本画) 彫刻		論文作成演習(2) 卒業論文(14)	80 単位	
	外国語(16) / 美学・美術史演習(12) / 美学・美術史特殊講義(16)					
	古美術研究(10)					10 単位
	指定科目: 西洋美術史概説(4) 日本美術史概説(4) 東洋美術史概説(4) 美学概論(4)又は美学史概説(4)					16 単位
選択	共通科目			20 単位		
合計					126 単位	

※外国語は、英・仏・独から2つ以上選び、そのうち1ヶ国語は上級まで履修すること。また、英語は、中級から履修すること。

資料5-1-1-D 美術学部デザイン科実技年間カリキュラム

月	週	1年		2年		3年		4年						
4	1	ガイダンス		ガイダンス		プレゼンテーション	デザイン実技3-a 構想と表現 松下 「動物園 大改造計画」 A	デザイン実技3-a 構想と表現 尾登 「動物園 大改造計画」 B	デザイン実技4-a 池田/尾登/清水 池田政治 中島千波 河北秀也 尾登誠一					
	2	デザイン基礎実技1-a デッサン 中島	デザイン基礎実技1-b 塑像 (彫刻科教員)	デザイン実技2-a 発想と表現 (空間・演出) 池田(橋本) 「Materials」										
	3													
	4													
	5	5	デザイン基礎実技1-b デッサン (彫刻科教員)	デザイン基礎実技1-a デッサン 中島										
		6			デザイン実技2-b 発想と表現 (環境・設計) 清水 「プレイグラウンド」									
		7												
	6	8	デザイン実技1-a 観察と表現 (機能・設計) 長濱 「にぎる」											
		9												
		10												
	7	11			デザイン実技2-c 発想と表現 (描画・装飾) 中島 「生活」									
		12												
		13												
	7	14	デザイン実技1-b 観察と表現 (視覚構成)											
		15												
夏期休業														
10	1	「本」 藤崎												
	2			デザイン実技2-d 発想と表現 (映像・画像) 箕浦 「食のデザイン」										
	3													
11	4	デザイン実技1-c 観察と表現 (空間・設計) 橋本 「座る」												
	5			デザイン実技2-e 発想と表現 (機能・演出) 尾登 「トキのカタチ」										
	6													
12	7													
	8													
	9													
1	10	デザイン実技1-d 観察と表現 進級課題 (視覚・伝達) 松下 「植物園」												
	11			デザイン実技2-f 発想と表現 (視覚・演出) 河北 「谷根千」										
	12													
1	13													
	14													
	15	プレゼンテーション期間		プレゼンテーション期間		プレゼンテーション期間								

(音楽学部)

音楽学部の教育課程は、各科（専攻及び楽器種）によって異なっているが、（資料5-1-1-E）に示すとおり、専門科目と共通科目に大別される。共通科目は、一般教養科目と専門基礎科目からなる教養科目と、外国語科目によって構成され、専門科目学習のための基盤となる教育を行っている。また、実技系・理論系にかかわらず専門科目の比重の大きさと充実が、本学部の教育目的達成に即した編成となっていることは当然であるが、それと同時に、演奏系の各科（専攻）においては、各々が専門とする分野以外の楽器等についても幅広く履修することが可能（資料5-1-1-E中「ピアノ及び副科実技」が該当）となっている。また、楽理科・音楽環境創造科においても、（資料5-1-1-F）に示すとおり、和声や演奏実技を課しており、理論だけでなく、基礎的な実技を修得することとしており、教育課程上の特徴と言える。

資料5-1-1-E 音楽学部器楽科弦楽専攻教育課程（カリキュラム）修得単位年次表（例示）

区分		年次	1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数			
授業科目		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
器楽科（弦楽専攻）	必修科目	専門実技（ ）	4	4	4	4	4	4	4	4	32	90	124	
		学内演奏					2				2			
		卒業演奏							4		4			
		ピアノⅠ	1	1							2			
		西洋音楽史			4						4			
		和声初級	4								4			
		和声中級			4						4			
		弦楽合奏（注1）	4								4			
		オーケストラ チェンバーオーケストラ（注2）			4		4		4		4			24
		室内楽Ⅰ	2								2			
	ソルフェージュA	2	2	2	2					8				
	選択科目	ピアノⅡ			1	1	1	1	1	1	10	10		
		副科実技			2		2		2					
		ソルフェージュB					2		2					
		和声上級					4							
		室内楽Ⅱ（注3）					4							
		室内楽Ⅲ（注3）					4							
		室内楽Ⅳ（注3）							4					
	吹奏楽（注4）			2	2	2	2	2	2					
共通科目	教養科目	一般教養科目	16						16	24				
		専門基礎科目												
	外国語科目	8						8						

（注1）ハープ専攻学生は、「弦楽合奏」に代えて「吹奏楽」を履修すること。
（注2）（4）ページの「オーケストラ」を参照すること。
（注3）（5）ページの「室内楽」を参照すること。
（注4）コントラバス専攻学生は、2年次以降「吹奏楽」を履修することができる。

資料5-1-1-F 音楽学部楽理科教育課程（カリキュラム）修得単位年次表（例示）

○ 楽 理 科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目	年次		1年次		2年次		3年次		4年次		単位修得数		
		期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
専門科目	必修科目	音楽学概説	12		12						24		62	124
		音楽学実習（注1）					2		2		4			
		卒業論文（注2）							4		4			
		楽書講読（英）	2								2			
		初級演習			4						4			
		音楽学講義					12				12			
		音楽学演習							4		4			
	選択科目	ソルフェージュA	2	2	2	2					8			
		和声			8									
		音楽学関連専門基礎科目（注3）					8~12							
		研究旅行							2		24			
		楽書講読（英以外）					4							
		実技（副科/楽理科開設）					4							
		実技（副科/楽理科開設）					4							
共通科目	教養科目	一般教養科目			24						24		38	
		外国語科目 I（10単位）			10						14			
		外国語科目 II（4単位）			4									

（注1）音楽学実習：早期卒業の認定を受けた者は、3年次に4単位履修する。
 （注2）卒業論文：早期卒業の認定を受けた者は、3年次に履修する。
 （注3）音楽学関連専門基礎科目：次に掲げる科目を認定可能なものとして指定する。
 （通年授業：各4単位）
 声楽史、オペラ史、鍵盤音楽史、室内楽史、管弦楽史、楽器学、ジャズ・ポピュラー音楽、対位法、管弦楽概論、楽式原論
 （半期授業：各2単位）
 作曲家作品研究A～D、邦楽概論A～F、楽曲分析1、2
 （集中講義：各2単位）
 音楽学関連科目1、2
 （注4）一般教養科目：24単位中8単位までは専門基礎科目によって振り替えることができる。ただし「西洋音楽史」「日本・東洋音楽史」「音楽リサーチ法Ⅰ・Ⅱ」は単位修得を認めない。専門科目として履修した科目の重複履修は認めない。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育課程は、学則第4条の教育目的を実現するため、各学部の履修規程に基づき各科又は各専攻において、履修の指定方法により必修科目と選択科目に、授業の種別により専門実技科目などの専門科目と教養教育や外国語科目などの共通科目とに区分し編成している。

また、「専門実技科目」を中心に、各科又は各専攻に応じ、要諦な部分については必修科目を配置するとともに、専門分野に関連する基礎知識や理論、技法等及び芸術・歴史・国際・社会感覚を培うための教養科目等において、幅広い視野を確保するために選択科目を多数配置している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

学生の多様なニーズを把握するための方策のひとつである学生授業アンケートについては、教育担当理事の下の教育推進室において全学的に実施し、そのニーズを把握するとともに各教務委員会等を通し各教員にフィードバックしている。

また、学士課程における教育課程の編成や授業科目の配分等については、各学部学科又は専攻の教育目的、理念や学生授業アンケート結果等を踏まえつつ、当該学部教務委員会において審議し、決定している。

(美術学部)

美術学部の各学科・専攻におけるアトリエや工房を中心とした専門実技科目においては、少人数のグループ指導という特徴を活かして、随時学生からの要望を吸収し、現代的なニーズとしてのコンピュータを活用した内容やプレゼンテーション技術の教育など教育内容や教育方法の見直しを逐次行っている。

また、美術学部の共通科目については、美術学部全体の視野から教務委員会で開講科目を決定しており、学生の授業アンケートなどの結果により、芸術情報センターと連携して行っている情報処理教育に関する科目についての大幅な見直し(平成18年度)、「中国語」、「韓国語」、「英語会話」の新規開設(平成20年度)を行った。このほか、大学美術館や言語・音声トレーニングセンターなどの学内共同教育研究施設等が開講する授業科目(別添資料2-1-5-1～2-1-5-4)及び、(資料5-1-2-A)に示すとおり、音楽学部で開設されている科目の一部についても美術学部生の履修を認めており、学生の多様な興味に応えられる環境となっている。

資料5-1-2-A 美術学部生が履修できる音楽学部開設科目

アートマネジメント概論	文化人類学	脚本読解演習
ドイツ文学Ⅰ(詩)	歴史	芸術運営演習
パトグラフィー(天才学)	楽器学	芸術運営論Ⅰ:音楽マネジメント1
ポップ論	西洋音楽史	芸術運営論Ⅰ:音楽マネジメント2
メディア・リテラシー	日本・東洋音楽史	芸術運営論Ⅰ:基礎概論
メディア論1:基礎理論研究	音楽音響学	芸術運営論Ⅰ:著作権
メディア論2:応用分析編	音楽民族学概説	芸術運営論Ⅱ:マーケティング
映画史	西洋音楽史概説	芸術運営論Ⅱ:経営学
英米文学	東洋音楽史概説	芸術運営論Ⅱ:芸術支援
フランス文学	日本音楽史概説	芸術運営論Ⅱ:社会事業マネジメント
イタリア文学	コマーシャルにおける映像と音楽	芸術運営論Ⅱ:地方自治体の文化行政
演劇論	サウンド・デザイン演習	芸術運営論Ⅱ:文化政策
音楽文化史	サウンドアート概論	芸術特論
音響学	ジャズ・ポピュラー音楽理論	芸術批評演習
経済学	リズムのフィールドワーク	現代ダンス概説
芸術史	ワークショップ演習	声楽実技演習
芸術文化環境論	ワークショップ論	地域活性化システム論
芸術論	演劇制作演習	日本音楽概論
思想史	音響技術史	舞台技術論1:舞台機構
宗教学	音響心理研究法	舞台技術論2:照明・音響
日本文学	音響表現論1	舞台芸術論
美学	音響表現論2	録音技法研究

(音楽学部)

音楽学部の専門実技科目では、各学科・専攻における個別レッスンや少人数グループ指導の教育の特徴を活かして、個々の学生の発展段階に応じた教育指導を行うなどきめ細やかな教育を行っている。一方、座学を中心とした講義科目では、コンピュータ、オーディオ機器やパワーポイント等情報機器の活用による情報時代に対応した教育を行っている。

また、音楽学部の共通科目については、音楽学部全体の視野から、毎年教務委員会で審議の上、開設科目を決定している。特に音楽学部においては、演奏や文献購読等を行うにあたり、外国語のスキルが必要不可欠であり、いずれの科（専攻）においても、外国語科目を重視し、卒業要件単位にも一定の割合を持っている。特に声楽、オペラなどの分野では、正しい外国語のリズムの把握、舞台語の発声、発音の訓練が重要である。また、将来海外留学を希望する学生が多いことから、会話等の外国語実用科目についてのニーズも高い。こうしたことから、学内共同教育研究施設である言語・音声トレーニングセンターでの、ネイティブの教員を中心とした実用外国語科目や原典指導は、音楽学部の教育にとって重要である。同センターでは、幅広い言語種とレベルで外国語科目を開設（別添資料2-1-5-2）しており、一定の範囲で音楽学部の卒業要件単位としても認めている。また、殆どの科目において、履修登録時にリスニングテストや面接試験でクラス分けを実施しており、各人のレベルにあった少人数教育が徹底されている。このほか、（資料5-1-2-B）に示すとおり、美術学部で開設されている科目の一部についても音楽学部生の履修を認めていることその他、お茶の水女子大学と単位互換制度を整えていることなど、学生の多様な興味に応えられる環境となっている。

資料5-1-2-B 音楽学部生が履修できる美術学部開設科目

社会学	音表現論	
生物学	芸術社会論	複合表現演習Ⅰ～Ⅲ
倫理学	身体言語論	絵画空間論
図学	空間映像演習	写真表現演習Ⅰ～Ⅱ
色彩学	メディア概論	現代写真論
伝統演劇論	現代芸術概論	写真映像論
映像芸術論	IMA 概論A～C	

【分析結果とその根拠理由】

専門実技科目については、各学科・専攻ごとの学年進行によることを基本とし、各学科・専攻のアトリエ、工房、レッスン室で授業が行われるため、教員と学生との意見交換を通して学生のニーズを把握しやすい状況にある。また、学生や社会からの要請に応える授業科目の開設や、授業内容・指導方法の見直しを逐次行っており、他学部開設科目の履修や他大学との単位互換も含め、学生の多様な興味に応えられる環境となっている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学は、各学部において専門実技科目を中心とした教育課程を編成しており、少人数のグループ指導や個

人レッスン等を通じた指導を行っている。指導に際しては、個々の能力に応じ、課題や練習方法等についてきめ細かい指導を行うとともに学生が制作や練習に打ち込めるよう、(資料5-1-3-A及び5-1-3-B)に示すとおり、アトリエやレッスン室等の自主学習環境を整備し、開放している。さらに、オフィスアワー制度として、授業科目に関する学生の質問・相談に応じる環境を整備している。

美術学部では、担当教員の指導のほか、実技年間カリキュラムを作成しシラバスで公開している。また、時間割は基本的に午前中に専門実技科目、午後に講義科目が配置されており、学生は、講義科目を履修していない空き時間や授業時間外にアトリエ等で課題制作や自由制作を行うことが可能な体制となっている。

音楽学部では、(資料5-1-3-C)に示すとおり、学生が年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めたCAP制度を導入しており、学習すべき授業を精選することにより、十分な自主学習時間を確保し、授業内容の深い理解を図ることが出来るよう努めている。また、音楽学部及び音楽研究科の全学生を対象に「音楽リサーチ法」を開設し、音楽資料等における検索方法や資料の使い方を教示し、自主学習を促進している。

資料5-1-3-A 美術学部アトリエ・実習室・工房等の数

校地	学部生用		大学院生と共有	
	室数	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)
上野	43	3,886	106	8,204
取手	10	1,548	52	4,856

資料5-1-3-B 音楽学部・音楽研究科レッスン室、練習室等の数

種類	室数	面積 (㎡)
レッスン室	107	3,548
練習室	128	2,549
合奏室	10	710
院生室、ゼミ室等	29	1,058
ホール	7	1,879
奏楽堂	1	6,540

資料5-1-3-C 東京芸術大学音楽学部規則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080328_204.pdf)

(履修登録単位数の上限設定)

第10条 学生が1年間に履修登録することができる単位数は、44単位を上限とする。ただし、教職に関する科目、学芸員資格に関する科目及び単位互換制度により他大学等で修得した認定単位を除く。

2 前項の規定に関わらず、3年を超えて在学している学生については、上限を定めない。

【分析結果とその根拠理由】

少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じて、学生個々の能力に応じ、課題や練習方法等についてきめ細かい指導を行うとともに自主学習環境を整備している。また、音楽学部では単位数の上限制度を導入している。以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の授業は、学則第85条に基づき講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとし、各学部学科又は専攻における教育目的、特性や教育効果等を踏まえた授業形態としている。

(美術学部)

美術学部の教育課程は、(資料5-1-1-B～5-1-1-D)に示すとおり、専門実技科目を中心としたものであるが、美術学部全体で共通性の高い講義科目を「専門基礎科目」として指定し、また各専門分野に応じて必要とされる講義科目を指定(「指定科目」)する等、講義科目・演習科目などの理論系学科目も履修することとしている。

また、専門実技科目では、(資料5-2-1-A及び5-2-1-B)に示すとおり、フィールドワーク、ワークショップや社会で活躍するアーティスト等を招聘した特別講義・講演、集中講義を組み入れることにより、実践的な指導や伝統技法、現在の美術分野の動向などを取り入れることができるよう工夫をしている。さらに、課題終了時や学期末に行われる講評会や、学内に設けられている展示スペース等を使用してのプレゼンテーションを通じて、教員同士或いは教員・学生間のディスカッションが行われ、指導方法の適切さや、各演習及び実技課題の組み合わせやバランスの適否を確認している。また、学生の優れた作品等の展示も積極的に行い、学生の自主的な取り組みや競争を促すことに活用している。

そのほか、各学科・専攻ごとに学生の指導についての様々な取り組みについて、例えば、工芸科鍛金専攻では週1回、学生2～3人が制作等について発表し、教員・学生全員で討論する場を設定している。デザイン科、先端芸術表現科では研究室ごとに個別相談日を設定し、随時指導教員がコンセプトから表現技術に至るまで具体的にアドバイスを行っている。また、工芸科鍛金、陶芸専攻では学生に年間目標、計画を作成、提出させ、各自の目的に合わせた指導を行っている。

資料5-2-1-A 平成21年度特別講義・講演(美術学部・美術研究科 全科・専攻対象)

日付	題目	講師氏名	講師所属等
4月16日	フランスの漆芸	イザベル・エメリック、 チボウ・マジール	フランス漆芸協会
5月14日	資生堂・サントリーの企業デザイン精神のこれまでの在り方を通じ、メーカーの事業と日本人の生活とのリレーションについての概説	柏木博	武蔵野美術大学教授
6月1・8日	花と道	伊藤敏隆	池坊総家督
6月29日	美術教育の歴史的な流れと変遷	田中康二郎	文部科学省教科書調査官
7月3日	かたちと解剖	マンフリート・ツォラー	ベルリン・ヴァイセンゼー美術学校教授
9月30日	花の宇宙	上野雄次	華道家
10月14日	英国現代美術	モーリス・コックリル	イギリス ロイヤル・アカデミー・スクールズ校長
10月19日	建築都市論に関して	鈴木博之	青山学院大学総合文化政策学部教授
10月23日	なぜアーティストは貧乏なのか?	ハンス・アビング	アムステルダム大学名誉教授
11月17日	40 過ぎても工作気分	モリカワリョウタ オザワテツヤ	GELCHOP

12月5日	シンポジウム：ファイン・アートとテクノロジー	畠中実 梅津元 林卓行	NTT インターコミュニケーション・センター学芸員 埼玉県立近代美術館学芸員 玉川大学芸術学部准教授
12月22日	高橋理子のアート活動	高橋理子	ヒロコレッジ代表
1月20日	車が家族ってどう？	清水慶司	日本ペイントデザインセンター所長
1月23日	Project と Projectors “投げかけ”の未来像	木幡和枝 伊藤達矢 小沢剛 伊藤悠 毛原大樹	本学教授 本学助教 アーティスト ギャラリスト アーティスト
1月25日	ウェイン先生の美術鑄金の世界	Wayne E Potratz	ミネソタ大学美術学部教授
2月19日	ルネッサンス美術における（優美） の概念	ラファエーレ・ミラーニ	ボローニャ大学哲学科教授

資料5-2-1-B 平成21年度 特別講義・集中講義・ワークショップ等（例 絵画科油画専攻）

日付	題目	講師氏名	講師所属等
6月16日（火）	敦煌の過去・現在・未来	常嘉煌	西北師範大学敦煌芸術学院教授
6月17日（水）	もどかしさの日々	島敦彦	国立国際美術館学芸課長
7月6日（月）	公開講評会	是枝開	神奈川県立美術館主学芸員
7月15日（水）	アーティスト紹介 vol.1 此の人の声、 応答せよ。	紫牟田和俊	作家
7月15日（水）	アーティスト紹介 vol.2 此の人の声、 応答せよ。	野村和弘	作家
11月10日（火）	～情報は生命に向かう～世界のイメージ 化、思考地図の編集	吉岡洋	京都大学大学院文学研究科教授
11月13日（月）	作品とその仮想体験などについて	山崎秋人	作家
11月19日（木）	リヨンビエンナーレ『日常の光景』～社 会や日常を見る目が作品になるとき	平川滋子	作家
11月24日（火）	アジア太平洋文化圏で維持できる環境 ／都市アートプロジェクト変容する芸 術家の夢見る明白な事実の場（手段）	パットホフィー／ シュテファンパーセル	オーストラリア・クイーンズランド・ カレッジ・オブ・アート
11月30日（月）	自作を語る	加藤泉	作家
12月11日（金）	自作を語る	奈良美智	作家
12月14日（月）	21世紀の伊藤若冲	山下裕二	明治学院大学文学部芸術学科教授
2月1日（月）	アーティストトーク	チョン・ジュンホ	作家
2月20日（土）	紙とデジタルが共存する出版の未来に ついてのゲストトーク	竹熊健太郎	京都精華大学マンガ学部教授 多摩美術大学非常勤講師

（音楽学部）

音楽学部の教育課程は、（資料5-1-1-E）に示すとおり、専門実技科目を中心としたものである。その基本は個人レッスンや少人数のグループ指導中心であるが、（資料5-2-1-C）に示すとおり、専門分野以外の実技に関する教育（副科実技）も行われている他、講義科目・演習科目などの理論系学科目も履修することとしている。

また、（資料5-2-1-D）に示すとおり、社会で活躍する国内外の音楽家・研究者を招聘した集中講義・特別講座を組み入れることにより、実践的な指導や現在の先端的分野の動向などを取り入れることができるよう工夫している。また、（資料5-2-1-E）に示すとおり、著名な音楽家・研究者を特別招聘教授に任用して集中的に指導を行っている。さらに、（資料5-2-1-F）に示すとおり、学内演奏会及び卒業演奏会は、一般公開され、レッスンのみでは得られない聴衆との相互交流という得難い経験の場となっ

ている。そのことが、学生の優れた演奏や学生同士の自主的な取り組みや競争を促すことに繋がっている。

このように、外部に開かれた教育指導を行うことにより社会からの評価も高くなっており、さらには、奏楽堂等を有効に活用した学生中心の演奏会を通して、学部在学中から社会と結びついた多面的な教育を展開している。具体的には、昭和47年(1972年)から開始されたモーニング・コンサート及び学内演奏会は、学生と社会が出会う格好の場となっている。また、平成17年(2005年)より始められた「奏楽堂企画学内公募演奏会」は、学生たちの意欲を掻き立てるとともに、その独創的なプログラミングが社会的にも注目を集めている。

資料5-2-1-C 音楽学部副科実技(ピアノ以外)開設科目一覧

科 目		科 目		科 目	
声 楽	独 唱	管	フルート オーボエ クラリネット ファゴット サクソフォン ホルン	邦	長 唄
	合 唱				常磐津 清 元 邦楽囃子(小鼓) " (大鼓) " (太鼓) " (笛)
鍵 盤 楽 器	オルガン	打 楽 器	トランペット トロンボーン ユーフォニアム チューバ 打楽器	邦	箏 曲(山田流) " (生田流) 尺 八(琴古流) " (都山流)
					弦 楽 器
邦 楽	長唄三味線 清元三味線 常磐津三味線	能楽狂言 日本舞踊 雅 楽			

資料5-2-1-D 平成21年度 音楽学部・音楽研究科の特別講座等

日付	題目	講師氏名	講師所属等
4月7日	ヘンデル作品の歌唱表現について (チェンバロ伴奏)	レイチェル・ニコルズ	英国王立音楽大学卒業。バロックから新作までの多彩な作品で舞台に立つ。
4月8日	ハイドン、モーツァルトのリート歌唱法 (フォルテピアノを使用して)	ドミニク・ヴェルナー	シュトゥットガルトで教会音楽、フリップルで音楽学とチェンバロ、ベルンでオルガンと声楽を学んでソリスト・ディプロマ取得。
4月30日	指揮科学生のための指揮法ワーク ショップ	ダグラス・ボストーク	スイス・アールガウ交響楽団常任指揮者。
5月15日・18日	ライブツイヒ弦楽四重奏団によるマスタートークラス～弦楽四重奏作品の演奏解釈について	ライブツイヒ弦楽四重奏団	1988年創立。ミュンヘン・コンクール第2位、1991年ブッシュ兄弟賞、1992年ジーマス音楽賞など、数々の国際的な賞を受賞。
5月25日	ヴァイオリン公開講座	バナバシュ・ケレメン	ハンガリー・リスト音楽院教授
5月26日	日本歌曲概論Ⅰ～《淡彩抄》の世界～	畑中 良輔	本学名誉教授。声楽家・音楽評論家。日本芸術院会員。
5月27日	文化のグローバル化の「現場」: 日本のヒップホップを中心に	イアン・コンドリー	マサチューセッツ工科大学(MIT)外国語・文学部日本文化研究准教授。専門は、文化人類学、現代日本の文化研究。

5月28日	MUSIC AND LANGUAGE IN FUSION : TALKING DRUMS IN SUB-SAHARAN AFRICA(混ざり合う音楽と言語: サハラ以南のトーキング・ドラム)	シムハ・アロム	フランス国立科学研究センター名誉研究部長(言語・音楽・社会研究部門)。中央アフリカをはじめとするアフリカ音楽とその分析に関する世界的権威。
5月29日	イタリアオペラの歌唱法	アルベルト・クピード	イタリアボルトフィオーノ出身のイタリアオペラ界を代表するテノール。
6月1日	ロマン派作品におけるヴィオラ演奏法	キム・カシユカシアン	現在屈指のヴィオラ奏者。バロックから現代音楽まで幅広いレパートリーを得意としている
6月5~7日	ペーター・コンヴィチュニー氏オペラ演出ワークショップ	ペーター・コンヴィチュニー	世界の歌劇場でのトップクラスのオペラ演出家。
6月16・23・30日	フォーレ ピアノ作品の演奏解釈とレクチャー(初期・中期・後期)	井上 二葉	フォーレ作品研究の第一人者。
6月16日	ファゴット公開レッスン	ローラン・ルフェーヴル	パリ・オペラ座管弦楽団の首席奏者であり、パリ楽国立音楽院教授。
6月24日	ゴールドラッシュの後に: グローバリゼーション下の日本の文化・芸術	エイドリアン・ファーヴェル	UCLA 教授。デンマーク・オーフス大学客員教授。専門は社会学, 移民文化研究。
6月25日	ジャズ・アンサンブルの実践②	マイク・プライス	アメリカ・シカゴ生まれのトランペット奏者, 作曲家。
6月26日	フルート公開レッスン	ピエール=イヴ・アルト	「世界一のフルーティスト」と評される現代フルート界を代表するフルート奏者。パリ国立高等音楽院及びエコール・ノルマル音楽院教授
6月29日	ローラン・ドガレイユ ヴァイオリン公開レッスン	ローラン・ドガレイユ	パリ管弦楽団ソロコンサートマスター, パリ国立高等音楽院教授
7月7日	グラウンデッド・セオリー・アプローチ入門	戈木クレイグヒル 滋子	慶応義塾大学看護医療学部教授
7月21日	バイエルン放送協会におけるサウンド制作	ウルリケ・シュバルツ	2004~2006年AES(オーディオ技術協会)の本部役員
7月21日	ジャズ録音手法の研究と実践	ジム・アンダーソン	国際的な録音エンジニア。グラミー賞9回受賞
9月1日	ファゴット特別公開講座	Valentino andrea Zucchiatti	1984年ミラノ・スカラ座歌劇場弦楽団首席奏者
10月7日	チェンバロ, およびフォルテピアノの演奏様式とテクニックについて	クリスティーネ・ショルンスハイム	ミュンヘン音楽・演劇大学チェンバロ科教授, およびコペンハーゲン王立音楽院教授
10月19日	ホルン・レパートリーの演奏と解釈	ブルーノ・シュナイダー	バイエルン放送交響楽団を経て, 現在フライブルク音大(独)とジュネーヴ音楽院教授。
10月21日	公開講座	ニーナ・レルチュク	元モスクワ音楽院・コロムビア大学大学院教授
10月21・22日	バロック時代の声楽曲における演奏表現について I .ヘンデル	ゲルト・テュルク	スイス・バーゼル・スコラ・カントウルム声楽科教授, 本学古楽科招聘教授
10月22日	ヴェンツェル・フックス氏を招いて(ロマン派音楽の解釈と演奏法)	ヴェンツェル・フックス	1993年よりベルリン・フィルハーモニー管弦楽団ソロ奏者
10月23日	ジャワ宮廷舞踊とガムランの表現	サスミント・マルドウォ舞踊団(代表: シティ・ステイヤ)	ジャワのヨグヤカルタに本拠を置く舞踊学校に所属する舞踊団
10月28日・11月11・12・16・19・26日	J.S.バッハ 無伴奏ヴァイオリンソナタとバルティータ公開レッスン全6回	W.フォルヒャート	フランクフルト音楽大学教授
10月30日	フランスのオルガン音楽~交響的な作品を中心に~	オリビエ・ラトリー	パリ・ノートルダム大聖堂が誇る世界屈指のオルガニスト
11月10日	クラリネットの発展, ヨーロッパ政治史と音楽の発展との密接なつながり	クラリモニア	ハイデルベルク=マンハイム音楽大学にてハンス・プファイファー教授に師事
11月11日	『日本の楽器の成り立ち』について	小島 美子	国立歴史民俗博物館名誉教授
11月24日	現代音楽における即興演奏の可能性	グンター・シュナイダー バーバラ・ローメン	(ウィーン音楽演劇大学教授) (ギタリスト, ビートン・ダルシマー奏者)

11月25日	チェロ特別講座	ヴォルフガング・ベツ チャー	ベルリン芸術大学教授
11月16日	パリの仮面舞踊劇とその表現:能との比較を通じて	インドネシア国立芸術 大学デンパサール校 歌舞団	インドネシア国立芸術大学デンパサール校の 教師と学生25名からなる代表团
11月11・12 日	バロック時代の声楽曲における演奏表現についてⅡ.J.S.バッハ①	ゲルト・テュルク	スイス・バーゼル・スコラ・カントゥルム声楽科 教授, 本学古楽科招聘教授
11月24日	音楽学のフロンティア(13):音楽を展示するーパリ万博1855~1900	井上 さつき	愛知県立芸術大学教授
12月2~4日	バロック時代の声楽曲における演奏表現についてⅢ.J.S.バッハ②	ゲルト・テュルク	スイス・バーゼル・スコラ・カントゥルム声楽科 教授, 本学古楽科招聘教授
12月3日	ホルン演奏法の技術と解釈	ラドヴァン・ヴラトコヴィ チ	チューリヒ高等芸術学校ホルン科教授
12月3日	バスーン奏法の技術と解釈	ジルベール・オダン	フランス国立パリ音楽院教授
12月3日	フルート演奏法の技術と解釈	エマニュエル・パコ	ベルリン・フィルハーモニー首席フルート奏者
12月3日	クラリネット演奏法の技術と解釈	ポール・メイエ	フランス国立管弦楽団, アムステルダム・コン セルトヘボウ管弦楽団などと共演
12月3日	オーボエ演奏法の技術と解釈	フランソワ・ルルー	ミュンヘン国立音楽大学教授
12月14日	日本歌曲概論Ⅱ ~中田喜直歌曲研究~	畑中 良輔	本学名誉教授
12月18日	ゲヴァントハウス弦楽四重奏団	ゲヴァントハウス弦楽四 重奏団	結成200年を迎える世界最古の弦楽四重奏団
12月18日	東アジアにおけるポピュラー文化の生産と流通	ワンリン・ウィー, シン・ ヒュンジュン, アンソ ニー・ファン	シンガポール南洋工科大学准教授, 聖公会 大学東アジア研究所教授, 香港中文大學准 教授
1月12日	芸術団体の経営分析~英国の取り組み	ジョゼフィーヌ・バーン ズ	BOPコンサルティング・ディレクター
1月15日	「話し言葉としての日本語と日本語によるうた-さまざまなジャンルにおける在り方をとらえる-」	加藤 富美子	東京学芸大学教授
1月19日	身体の運動と音楽的コミュニケーション	丸山 慎	国立情報学研究所特任研究員
1月27日	歌は世につれ, 世は歌に~作曲家・小林亜星氏を迎えて	小林 亜星	作曲家。(社)日本作曲家協議会会長。俳優
2月2日	アジア芸術のアイデンティティ	ジュリアン・ユー	世界的に活躍する作曲家
2月12日	超臨場感オーディオ環境の創造と再生に関する試み	フランシス・ラムゼイ	サリー大学教授。ピテオ音楽大学非常勤講師
2月22日	ホルン演奏法と楽曲解釈	マルクス・マスキニ ティ	ハノーファー演劇・音楽大学教授。ストックホ ルム王立管弦楽団首席ホルン奏者
3月18日	北ドイツのオルガン作品	ビーネ・ブリンドルフ	デンマーク王立音楽院のオルガン教授

資料5-2-1-E 特別招聘教授制度による招聘教授(平成21年度)

対象者	職名等
アントン・トレンメル	WDR(西ドイツ放送ケルン)客員指揮者
オレグ・クリサ	イーストマン音楽学校教授
ワルター・フォルヒャート	フランクフルト音楽大学教授
シュテファン・アルツベルガー	ライプツィヒ弦楽四重奏団
ティルマン・ベーニング	
イヴォ・バウアー	
マティアス・モースドルフ	

アベディス・クユムジャン	ウィーン音楽演劇大学 J. Haydn 研究所教授
ライナー・ホーネック	ウィーンフィル・コンサートマスター
ゲルハルト・ボッセ	指揮者
前田昭雄	ウィーン大学名誉教授, 国立音楽大学招聘教授
マルク・アンドレ	指揮者
ゲルト・バレンティン・テュルク	ヴァーゼル音楽院教授

資料5-2-1-F 音楽学部公開試験等演奏会一覧

No.	演奏会名	会場	開催日	開演時間
1	学内演奏会 (オルガン)	奏楽堂	H21. 5. 12	10:30
2	学内演奏会 (古楽)	奏楽堂	H21. 5. 19	11:00
3	学内演奏会 (管打楽)	奏楽堂	H21. 5. 15	13:30
4	学内演奏会 (管打楽)	奏楽堂	H21. 5. 22	13:30
5	学内演奏会 (ピアノ)	奏楽堂	H21. 5. 21	13:30
6	学内演奏会 (管打楽)	奏楽堂	H21. 5. 25	13:30
7	学内演奏会 (ピアノ)	奏楽堂	H21. 5. 27	13:30
8	学内演奏会 (ピアノ)	奏楽堂	H21. 6. 5	13:30
9	学内演奏会 (ピアノ)	奏楽堂	H21. 6. 9	13:30
10	学内演奏会 (ピアノ)	奏楽堂	H21. 6. 12	13:30
11	学内演奏会 (声楽)	奏楽堂	H21. 10. 13	14:00
12	学内演奏会 (声楽)	奏楽堂	H21. 10. 14	14:00
13	学内演奏会 (声楽)	奏楽堂	H21. 10. 15	14:00
14	学内演奏会 (雅楽)	第6ホール	H21. 10. 15	16:00
15	学内演奏会 (声楽)	奏楽堂	H21. 10. 16	14:00
16	学内演奏会 (三味線音楽・日本舞踊)	奏楽堂	H21. 10. 27	11:00
17	学内演奏会 (箏曲・尺八)	奏楽堂	H21. 10. 28	11:00
18	学内演奏会 (能楽)	第4ホール	H21. 10. 28	14:00
19	学内演奏会 (弦楽)	奏楽堂	H21. 11. 4	13:00
20	学内演奏会 (弦楽)	奏楽堂	H21. 11. 5	13:00
21	学内演奏会 (弦楽)	奏楽堂	H21. 11. 6	13:00
22	学内演奏会 (作曲)	奏楽堂	H21. 11. 10	14:00
23	学内演奏会 (作曲)	奏楽堂	H21. 11. 13	14:00
24	学内演奏会 (楽理科研究演奏会)	第6ホール	H21. 12. 8	13:00
25	卒業演奏会 (ピアノ)	奏楽堂	H21. 12. 7	10:00
26	卒業演奏会 (ピアノ)	奏楽堂	H21. 12. 8	10:00
27	卒業演奏会 (ピアノ)	奏楽堂	H21. 12. 9	10:00
28	卒業演奏会 (弦楽)	奏楽堂	H22. 1. 7	9:30
29	卒業演奏会 (弦楽)	奏楽堂	H22. 1. 8	10:00

30	卒業演奏会（尺八・箏曲）	奏楽堂	H22. 1. 12	11:00
31	卒業演奏会（雅楽）	第6ホール	H22. 1. 14	18:00
32	卒業演奏会（管打楽）	奏楽堂	H22. 1. 15	11:00
33	卒業演奏会（管打楽）	奏楽堂	H22. 1. 18	11:00
34	卒業演奏会（声楽）	奏楽堂	H22. 1. 19	10:00
35	卒業演奏会（声楽）	奏楽堂	H22. 1. 20	10:00
36	卒業演奏会（三味線音楽・日本舞踊）	奏楽堂	H22. 1. 21	11:00
37	卒業演奏会（能楽）	第4ホール	H22. 1. 21	14:00
38	卒業演奏会（オルガン）	奏楽堂	H22. 1. 22	11:00
39	卒業演奏会（古楽）	奏楽堂	H22. 1. 22	14:00

【分析結果とその根拠理由】

授業形態の組み合わせについて、少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じた専門実技科目を中心としつつ、それぞれの専攻分野の教育目的と特性に応じた授業形態を取り入れ、それらのバランスを考慮した科目編成としている。また、国内外で活躍するアーティスト等を招聘した特別講義等を行うことにより、実践的な指導や伝統技法、現在の先端的分野の動向などを取り入れることができるよう工夫を行っている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到る状況】

本学のシラバスは美術学部（美術研究科を含む。）及び音楽学部（音楽研究科を含む。）に分けて、教養科目等の講義科目及び専門科目など、全授業科目（美術学部の専門実技科目は実技年間カリキュラム）にわたって作成し、教務システム及び本学ウェブサイトで公開するとともに、美術学部では冊子を配布し、また、音楽学部では閲覧用シラバスを履修登録会場に置き活用を促している。

シラバスの項目は、（資料5-2-2-A）に示すとおり、授業科目名、履修対象、開設学期、教員名、単位数、授業テーマ、授業計画及び内容、受講に当たっての留意事項、成績評価方法、教科書及び参考書、備考（オフィスアワー）から構成されている。

資料5-2-2-A シラバスの記載例

授業科目名		素材表現演習 I (金工) (取手) A seminar of expressions with materials I (metal working)	履修対象	学部生・大学院生
前期	木曜 1・2	教員名	篠原 行雄、坂本 至、宮川 和音	単位
授業テーマ		作品制作を通じて金属加工についての基礎知識と、造形表現を行うための総合的な技術と感覚を養うことを目標とする。 授業内容は、各種金属の特性や材料の製造規格等の説明から、実作業を通しての「切断・折り曲げ・接合（溶接・溶断含む）」等の基礎的金属材料の習得。素材としての可能性を探りながらのテーマに沿った作品制作。		
授業計画及び内容		○金属、加工概論 ・概要 ・金属素材について ・種類 ・特性 ・規格 ・金属加工法について ・切断 ・折り曲げ ・電気溶接/溶断 基本となる加工法の説明 ・その他 仕上げ処理等の説明 ○実材実習 ・基本加工実習 ・課題制作	第1週 第2週 第3週 第4週 第5週 第6週 第7週 第8週 第9週 第10週 第11週 第12週 第13週 第14週 第15週	ガイダンス、工具取扱い説明、及び安全講習会 基本加工実習、材料切り出し、テストピース制作開始 ↓ 制作プラン検討、ラフスケッチチェック 制作 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ (最終仕上げの検討、金属表面仕上げ処理等説明) ↓ ↓ ↓ (仕上げ加工段階) 組み立て、仕上げ加工 講評 (作品プレゼンテーション及びディスカッション)
受講にあたっての留意事項		実習費が必要。受講者数 10 名。第 1 回目授業では、ガイダンス及び安全講習を行うので、必ず出席すること。また無断欠席・遅刻等は厳禁。授業詳細等は履修登録期間中に対応します。		
成績評価方法		出席、平常の学習評価、提出作品の評価。		
教科書/参考書				
備考 (オフィスアワー)		月～金 13 時～ 17 時 取手校地・共通工房棟 2F / 金工工房・金工機械室まで		

※ シラバスURL <http://www.geidai.ac.jp/life/syllabus.html#1>

【分析結果とその根拠理由】

シラバスを各学部において作成しており、また、教務システム及び本学ウェブサイトの公開ほか、冊子等でも配布し、活用を促している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、専門実技科目を中心としているため、(資料5-1-3-A及び5-1-3-B)に示すとおり、アトリエ、工房などの作品制作の場及びレッスン室、練習室や合奏室などの教育指導・練習の場について、授業時間外の使用を認めている。そのため、学生は空き時間や授業時間外において、アトリエ等で課題制作や自由制作を、また、レッスン室等で練習や復習等を行っている。また、(資料5-2-2-A)に示すとおり、シラバス上にオフィスアワーを記載して自主学習への支援を行う時間を設定している。

美術学部アトリエ等の時間外の使用時には、担当教員あるいは教育研究助手が輪番制で残るなどの工夫により、指導や機材及び安全の管理、施錠等を行うなどの対応をしている。(資料5-2-3-A)に示すとおり、音楽学部では種々の楽器等を整備し、学生の幅広い主体的な学習に寄与している。

また、附属図書館では、平成16年4月から、上野校地図書館本館において、授業のない期間についても土曜日開館を実施しており、試験期間中は、開館時間を1時間延長し、21時まで開館している。

なお、音楽学部音楽環境創造科では、高等学校から大学への学びの転換を図り、大学の授業についていける基礎学力を提供する初年次教育について、平成22年度より同科教育課程表に位置づけ展開しているとともに、各学部で開設している外国語科目については、初級クラスを設けるなど能力別のクラスが編成され、学生の到達度に応じた指導がなされている。

資料5-2-3-A 貸出用楽器一覧

種類	数量	種類	数量	種類	数量
ヴァイオリン	39	ワーグナーチューバ	8	長唄小鼓	26
ヴィオラ	41	ホルン	39	長唄大鼓	4
チェロ	43	トロンボーン	32	長唄太鼓	19
コントラバス	31	スーザーホーン	2	能小鼓	14
ハープ	13	リコーダー	50	能大鼓	7
弦楽用弓	140	オーボエダカッチャ	2	能太鼓	10
ヴィオラダガンバ	13	フラウトトラベルソ	12	胡弓(生田流)	9
ヴィオラダモーレ	1	オーボエダモーレ	10	能笛	23
リュート	2	バグパイプ	1	笙	16
ギター	5	バロックオーボエ	7	箏	10
ピッコロ	8	クラムホルン	5	龍笛	9
フルート	28	バロックランケット	1	神楽笛	3
オーボエ	15	バセットホーン	4	高麗笛	5
コールアングレ	11	金管古楽器	9	尺八	37
クラリネット	55	フリューゲルホルン	2	三ノ鼓	1
バスクラリネット	13	ポストホルン	2	琵琶	10
ファゴット	9	ハンドベル	2	囃楽器	17
コントラファゴット	3	箏(山田流)	51	和太鼓	2
サクソフォーン	36	箏(生田流)	88	ガムラン	138
ホルネット	16	三味線(長唄)	117	ガムラン用影絵人形	41
トランペット	55	三味線(清元)	6	印度楽器	25
アルトホーン	6	三味線(常磐津)	7	カヤグム	11
バリトンホーン	6	三絃(山田流)	56	中国楽器	30
チューバ	17	三絃(生田流)	39		

【分析結果とその根拠理由】

自主学习への配慮から、各学部において、アトリエや工房、レッスン室や練習室などの自主学习環境を整備している。また、シラバス上にオフィスアワーを記載して自主学习への支援を行う時間を設定しているほか、音楽学部音楽環境創造科では大学の授業についていける基礎学力を提供するための初年次教育を実施している。さらに、外国語科目については、能力別クラス編制を行っている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学における卒業認定及び学位の授与、成績評価及び成績評価基準及び各科の卒業要件単位については、（資料5-3-1-A～資料5-3-1-C）に示すとおり、東京芸術大学学則及び各学部規則等において規定し、履修便覧、オリエンテーションや本学ウェブサイト等で学生に周知している。

その他の周知として、講義科目については、シラバス又は第1回目の授業時に、授業のテーマ(目的)及び授業計画や内容、成績評価方法（試験を実施するのか、レポート提出かなど）をあらかじめ学生に周知している。

これらの基準に従って、担当教員が成績評価及び単位認定を行い、卒業認定については教務委員会の審議を経て教授会で認定している。

資料5-3-1-A 東京芸術大学学則から抜粋

（ http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_001.pdf ）

（卒業及び学位）

第91条 大学に4年以上（第50条の在学期間の特例を適用する場合は、3年以上）在学し、各学部規則に定める単位を修得した者については、各学部教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して学士の学位を授与する。
- 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

資料5-3-1-B 東京芸術大学美術学部規則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080328_191.pdf)

(成績評価基準等)

第8条 成績評価基準は別表のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

(単位の認定方法等)

第9条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

(別表第8条関係)

評 価 基 準			
秀	100～95	A s	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不可	49 以下	D	1

資料5-3-1-C 東京芸術大学音楽学部規則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080328_204.pdf)

(成績評価基準等)

第17条 成績評価基準は別表2のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

(単位の認定方法等)

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

(別表第17条関係)

評 価 基 準			
秀	100～95	A s	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不可	49 以下	D	1

- 1) 学科試験は100点法による。
- 2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。
- 3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

【別添資料】

資料番号	資料名	該当頁
1-2-1-2	東京芸術大学美術学部履修案内	P48～49
1-2-1-3	東京芸術大学音楽学部履修便覧	P67～69

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や卒業認定基準に基づいた評価や認定を行うよう規則や手続きを整備し、履修便覧、オリエンテーションや本学ウェブサイト等で学生に周知しているとともに、これらの基準に従って評価や認定を適切に実施している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

講義科目の成績評価基準については、シラバス又は第1回目の授業時に、授業のテーマ(目的)及び授業計画や内容、成績評価方法(試験を実施するのか、レポート提出を課すのかなど)をあらかじめ学生に周知している。

また、専門実技科目の成績については、芸術評価は個々の教員によって観点が異なる(例えば、同一作品に対し、「秀」を評価する教員もいれば「可」を評価する教員もいる)ため、担当教員だけでなく当該科或いは専攻の複数の教員の評価を総合して判定することにより、客観性の確保を図っている。美術学部の場合は、講評会やプレゼンテーションを行い、その際に教員同士或いは教員・学生間のディスカッションを行ったうえで、教員間の合議によって成績評価をしている。この講評会等には、外部の専門家の参加を仰ぐ場合もある。音楽学部では、演奏試験を行って複数の教員が採点し、採点結果の分布データを作成するなどした上で、教員の合議によって成績評価をしている。(資料5-2-1-F)に示すとおり、演奏試験は学内外に公開し、これらの取り組みによって成績評価の信頼性や客観性の確保を図っている。

また、各学部におけるシラバスにおいて「成績評価の方法」を明記しているとともに、成績通知書を学生に交付する際、成績評価等に対する申立ての受付など、正確さを担保するための措置を講じている。

【分析結果とその根拠理由】

講義科目については、シラバスないしはオリエンテーションにおいて事前に成績評価の方法等を示し、本学の教育の中心となる専門実技科目については、複数教員による合議制、講評会等への外部の専門家の参加や公開試験といった取り組みによって、信頼性や客観性を高めているほか、成績評価に対する申立ての措置を講じている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

<大学院課程>

観点5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到に係る状況】

本学大学院の教育課程は、(資料5-4-1-A)に示すとおり、大学院学則第3条第4項及び同条第5項に定める教育上の目的を達成するため、各研究科の履修内規により、履修が原則として当該専攻(研究領域)の学生に限定される「必修科目」と、研究内容の充実のために幅広く履修可能な「選択科目」に大別されている。各研究科における教育課程の編成等については、次のとおりである。

(大学院美術研究科)

修士課程の教育課程は、基本的には専門分野と関連する講義科目(必修科目又は選択科目)及び学生が所属する研究室の指導教員の下で行う創作研究(専攻により名称は異なる。(資料5-4-1-B)中「デザイン研究」が該当する。)等により構成されている。修士課程2年次の創作研究では、学生それぞれの研究課題を研究作品又は修士論文へ昇華させるため、個々人の主体性が発揮できるようにきめ細かな個人指導を徹底している。

博士後期課程の教育課程は、(資料5-4-1-C)に示すとおり、美術専攻では研究領域にかかわらず「創作総合研究」を必修科目とし、併せて美術専攻の芸術学研究領域以外の各領域では「造形計画特別研究」も必修科目としている。文化財保存学専攻では、「文化財保存学総合研究」を必修科目としている。これらの必修科目は、博士後期課程担当教員複数で担当し、実技と理論の教員の緊密な交流と連携のもとに行われるものである。この基盤に立って、学生は指導教員及び関連分野の教員の指導を受けるとともに、選択科目(特殊講義又は演習)を履修することとし、研究作品や博士論文の作成に向けてきめ細かな対応を行っている。

なお、修士論文、博士論文又は研究作品の評価にあたっては、講評会や審査会の場で指導教員以外の隣接分野の教員、外部の専門家等も評価に参加し、教育内容の偏りを排除するように努めている。

資料5-4-1-A 東京芸術大学大学院学則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100305_002.pdf)

(大学院の課程)

第3条 大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立つて芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

資料5-4-1-B 修士課程デザイン専攻 教育課程表(例)

履修区分	授業科目	履修年次		修得単位数	
		1年次	2年次	小計	合計
必修科目	デザイン研究	10	10	20	32
	デザイン特論(4)	4		4	
	デザインプロジェクト(4)	4		4	
選択科目	アートディレクションⅠ(2)	4		4	
	アートディレクションⅡ(2)				
	パブリックアート(2)				
	ランドスケープ(2)				
	プロダクトプランニングⅠ(2)				
プロダクトプランニングⅡ(2)					

※デザインプロジェクトは1年次に履修することが望ましい。

※選択科目については、2科目・4単位以上を取得すること。

資料5-4-1-C 博士後期課程日本画、油画、彫刻、工芸、デザインの各研究領域 教育課程表(例)

履修区分	授業科目	履修年次			修得単位数		
		1年次	2年次	3年次	小計	中計	合計
必修科目	創作総合研究 ^(※1)	2	2		4	8	10
	造形計画特別演習 ^(※2)	2	2		4		
選択科目	造形論特別演習	2			2	2	
	材料技法特別演習	2			2		
	美学・芸術学特殊講義	2			2		
	日本美術史特殊講義	2			2		
	東洋美術史特殊講義	2			2		
	西洋美術史特殊講義	2			2		
	工芸史特殊講義	2			2		
	デザイン史特殊講義	2			2		
	建築史特殊講義	2			2		
	美術教育特殊講義	2			2		
	美術解剖学特殊講義	2			2		
色彩学特殊講義	2			2			
図学特殊講義	2			2			
研究領域特別研究指導	1年次～3年次			—			

※1 「創作総合研究」とは、美術に関する実技及び技法研究に終わらせることなく、広く芸術に関わる研究者として、幅広い視野と識見を養うために、芸術の理論及び歴史等の教育・研究を包括し、研究するものである。

※2 「造形計画特別演習」とは、創作の分野における立体と平面及びおそれらの複合造形や総合化した形で、創作芸術の在り方について分析・研究を行うものである。

(大学院音楽研究科)

修士課程の教育課程表は、(資料5-4-1-D)に示すとおり、実技系の専攻における必修科目は、演奏の実習や楽曲分析を中心としたものからなり、研究分野によってはリサイタルを必修単位として位置づけるなど、演奏面においてより高度な専門性を追求する編成となっている。それと同時に、選択科目によって他専攻の授業科目の履修を可能とし、また、原典特殊講義・音楽リサーチ法・芸術情報関連科目等を設定することによって修士論文執筆のサポート体制を充実させるなど、専門性の特化と理論的研究の遂行を、同時に可能にするための課程編成を行っている。また、音楽文化学専攻においては、演習及び実習(論文指導)等が必修科目として設定され、論文執筆を中心とした科目編成となっている。さらには選択科目に、他専攻の授業科目や原典特殊講義を設定し、論文作成のためのより広範かつ高度

な知識の獲得が可能な編成となっている。

博士後期課程の教育課程は、(資料5-4-1-E)に示すとおりとなっている。平成16年に教育課程の見直しを行い、課程編成をシンプルなものにすることにより、博士後期課程における教育・研究の狙いをわかりやすいものとしている。また、研究の充実及び指導の明確化を図るため、学生の成果発表(リサイタル・雑誌論文・学会発表等)に対して「博士特別研究」として単位を付与するとともに、指導教員の研究指導を「博士専門科目」として単位化している。

資料5-4-1-D 修士課程 器楽専攻(弦楽研究分野)教育課程表(例)

履修区分	授業科目名	履修年次				修得単位数		
		1年次		2年次		小計	中計	合計
必修科目	器楽実習	3		3		6	18	34
	楽曲分析演習	4		4		8		
	修士リサイタル	4				4		
選択科目	器楽特殊研究	2	2	2	2	8	8	
	室内楽実習	4		4		8		
	オーケストラ実習	2	2	2	2	8		
	チェンバーオーケストラ実習*	2	2	2	2	8		
	他専攻の授業科目 (他楽器専攻含む)	4				4		
	学部開設授業科目	4				4		
	原典特殊講義	4				4		
	音楽研究基礎	4				4		
音楽リサーチ法	2~4				2~4			

*このオーケストラは、履修希望者によって編成される。希望者多数の場合はオーディションを行う。

資料5-4-1-E 博士後期課程 教育課程表

履修区分	授業科目名	履修年次			修得単位数		
		1年次	2年次	3年次	小計	中計	合計
必修科目	研究領域特別研究指導						10
	博士特別研究*1	2	2		4	8	
	博士専門科目*2	2	2		4		
選択科目	大学院開設科目	2			2	2	

*1 演奏専攻は、博士リサイタルをもってあてる。

その他の専攻は、研究発表をもってあてる。(作品の演奏、学会誌等への論文掲載をあてることも可)

*2 原則として主任指導教員が開設するもの。

(大学院映像研究科)

大学院映像研究科では、映像表現のための様々な知識・技術の修得を目指して、特に修士課程においては、実制作(「つくる」ということ)が教育内容の根幹をなしている。

修士課程の教育課程は、(資料5-4-1-F)に示すとおり、専攻ごとに必修科目Aの「特別演習」を

通じて、専攻内の各領域に関する基礎的な知識、技術、ノウハウを修得させた上で、分野別ゼミナール(選択必修科目 A)で各学生の志向や技量に応じた、個別指導を行っている。分野別ゼミナールは、専任教員との作品制作やプロジェクト実践を進めながら、高度の専門を修得した表現者、プロデューサー等あるいは研究者としての基盤を築くため、学年横断型の作品制作と個人制作を平行して進めている。

成績評価は、作品の発表、グループによる批評、自己評価、分析、教員によるチュートリアル、各ゼミナールでの発表、エッセイ(作品解説)等によって行われる。これらのスキル、知識と経験を修士課程における研究成果として、修士論文あるいは研究作品の形態で結実し修士の学位を授与することが、本研究科修士課程におけるカリキュラムの特色である。

博士後期課程にあつては、映像メディアをめぐる「つくる」という知見と経験を重視しながら、新たな「実践的な知」を構築していくという観点から、(資料5-4-1-G)に示すとおり教育課程が編成されている。その研究指導においては、修士課程同様に各学生の志向や技量に応じた、個別指導を行う。また、学位取得のための予備審査の審査基準として、国内外の学会における発表、国内外の展覧会等への出品、国内外の関連機関でのインターンシップ、アーティストレジデンス等を学位申請ポイントとして設定し、早い時期から研究者としての国際的なキャリアを積むことを推進した内容としている。

資料5-4-1-F 修士課程 映画専攻 教育課程表(例)

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目 A (演習科目)	映画表現特別演習 I	4		8	12	34
	映画表現特別演習 II		4			
	記録映像特別演習 I	2		4		
	記録映像特別演習 II		2			
必修科目 B (講義科目)	映画表現理論特殊講義	2		8		
	映画・映像理論特別研究	2				
	脚本特別研究	2				
	映画史特殊講義		2			
選択科目 A (分野別ゼミナール)	映画表現技術ゼミ I	6		12		
	映画表現技術ゼミ II		6			
	映画制作技術ゼミ I	6				
	映画制作技術ゼミ II		6			
選択科目 B (講義科目)	物語理論		2	2		
	現代芸術論		2			
	パフォーマンス・アーツ論		2			
	写真史・写真論		2			
	デジタル・アーツ論		2			
	映画音楽論		2			

(注) 選択科目 A：映画表現技術研究分野の学生は「映画表現技術ゼミ I・II」を、映画制作技術研究分野の学生は「映画制作技術ゼミ I・II」を履修すること。

選択科目 B：上記記載科目以外に、映像研究科共通科目や単年度開講の科目を含む。

資料 5-4-1-G 博士後期課程 映像メディア学専攻 教育課程表

履修区分	授業科目名	履修年次			修得単位数	
		1年次	2年次	3年次	小計	合計
必修科目	映像メディア学特別講義	2			2	10
	映像メディア特別研究 I	2			2	
	映像メディア特別研究 II		2		2	
	映像メディア特別演習 I	2			2	
	映像メディア特別演習 II		2		2	
特別研究指導		1~3年次				

【分析結果とその根拠理由】

各研究科では、養成する人材像等を踏まえて教育目的を定めており、各研究科の教育課程は、各研究科が期待されている教育内容・指導内容を十分に満たしている。また、学生のより幅広い芸術文化に関する知識・教養・技能習得の機会を確保・提供しており、社会が本学研究科修了生に対して求めている以上の質の高い、指導的立場にふさわしい人材育成を行うに相応しい課程編成となっている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-4-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到に係る状況】

学生の多様なニーズを把握するための方策のひとつである学生授業アンケートについては、学士課程と同様に教育担当理事の下の教育推進室において全学的に実施し、そのニーズを把握するとともに各教務委員会等を通して各教員にフィードバックしている。

また、大学院課程における教育課程の編成や授業科目の配分等については、各研究科の専攻又は研究分野の教育目的、特性や学生授業アンケート結果等を踏まえつつ、各研究科において審議し、決定している。

(大学院美術研究科)

大学院美術研究科の教育課程は、各専攻のアトリエや工房、研究室での創作研究活動を中心に据えることに特徴がある。この少人数・相互交流型の教育システムをベースとして、随時学生からの要望を吸収しながら、個々の学生の資質に適合した教育方法を採用するように努めている。また、本研究科では、教育課程において社会との連携活動を重視しており、地域連携を取り入れた創作研究の指導を行うことにより、学生に対しては社会との接点を持った創作活動の実践的な展開（資料 6-1-1-A 中「16 番から 32 番」）という点で、また、社会に対しては創作活動を広く社会へ還元するという点で、その期待に込めている。

また、美術学部・美術研究科における受託研究、受託事業、科学研究費による研究等は、大学院生が積極的に関与しており、教員の研究面での取組であるだけでなく、多くは大学院生に対する創作研究指導として機能している。例えば、受託研究『国宝「源氏物語絵巻」現状模写』は、修士課程絵画専攻（日本画研究分野）、博士後期課程美術専攻（日本画研究領域）の研究指導教材として大きな意味を持っている。

(大学院音楽研究科)

大学院音楽研究科を修了した学生の多くは、作曲家や演奏家など音楽家としての活動を行うことはもとより、大学等の高等教育機関における教育者・指導者の立場に立つことも求められている。そのような際には、

専門領域に関する高度な技能・知識のみならず、音楽芸術諸領域や音楽教育に関する知識も専門的なレベルにおいて要求されることが多く、また学生もそうした能力の獲得を必要としている。(資料5-4-1-D)に示すとおり、他専攻の開設授業を履修可能とした課程編成はそうした要請への対応の1つである。

また、(資料5-4-2-A)に示すとおり、音楽文化学専攻内には、音楽学部における楽理科・音楽環境創造科の延長線上にある音楽学や音楽音響創造・芸術環境創造に加えて、大学院のみの研究領域として音楽教育・ソルフェージュ・応用音楽学・音楽文芸の諸領域が設けられ、教育者・指導者に必要な音楽文化および教育に関する広範な領域についての学習が可能となっている。

さらには、お茶の水女子大学や東京外国語大学との単位互換制度により、音楽文化にとどまらないさまざまな分野の最新の研究に触れられる機会を確保し、学生の知識・視野の拡大を図っている。

資料5-4-2-A 音楽文化学専攻(大学院博士後期課程)における研究指導内容

研究指導内容	指導教員	研究指導内容	指導教員
音楽理論 音楽思想・音楽美学 音楽民族学 音楽社会学 音楽資料研究 音楽家研究 作品分析・解釈 演奏分析・解釈 音楽史研究(西洋, 日本, 東洋他) 民俗芸能, 大衆音楽研究 等	植村幸生 大角欣矢 片山千佳子 塚原康子 土田英三郎 福中冬子	文化政策学 文化経営学 文化経済学 地域文化振興論 芸術文化論 音楽療法研究 芸術療法研究 応用音楽研究 等	枝川明敬 畑瞬一郎
音楽教育学研究 音楽教育史研究 比較音楽教育学(動向)研究 授業研究 教育課程論研究 発達論研究 教師教育研究 専門教授法研究 等	佐野靖 山下薫子	音楽文化論 文芸研究 歌詞研究 戯曲研究 舞台言語研究 言語表現研究 詩学・韻律学 修辞学 文献学・書誌学 等	大森普輔(※) 杉本和寛 成田英明 檜山哲彦
総合音楽研究 ソルフェージュ論 ソルフェージュ教育論 ソルフェージュ・リズム論 総合伴奏論 等	テシュネ・ローラン 林達也	音楽音響作品研究 録音技法研究 音響心理学 音響デザイン研究 等	亀川徹 西岡龍彦 丸井淳史
		芸術運営研究 舞台芸術研究 文化社会学 文化研究 メディア研究 等	市村作知雄 熊倉純子 毛利嘉孝

(※) 印は、研究指導補助教員を示す。

(大学院映像研究科)

大学院映像研究科は、コンテンツ産業やメディア芸術の振興を背景として広く対応するために新設されたものである。設置申請に当たっては、特に、「映像文化都市」を目指して各種施策を推進している横浜市と覚書を交わして、教育施設の整備面に対する全面的な協力を受けているほか、関連産業のソニー(株)、(株)電通から設置を求める要望書(別添資料5-4-2-1)が出されている。

また、本研究科設置前の平成16年時点における映像分野関連の教育を行う学科を有する大学は26、それに対し関連専攻を有する大学院は6(H17年本学調べ)であった。この状況は、学部卒業後にさらに高度な専門知識・技術の修得を希望する学生のニーズが潜在的に高いことを示しており、本研究科における映画専攻製作領域における「映画表現技術ゼミ」やアニメーション専攻企画開発領域における「企画開発特別演習」

といった科目構成で、そうしたニーズにこたえている。

【別添資料】

資料番号	資料名
5-4-2-1	要望書（ソニー株式会社及び株式会社電通）

【分析結果とその根拠理由】

各研究科では、それぞれの教育目的と専門分野の特性に基づき、学生や社会からの要請に応える授業科目の開設と課程編成を行っており、各研究科が期待されている教育内容・指導内容を十分満たしている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-4-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

各研究科では、入学時において専攻又は研究分野でガイダンスを行い、履修案内やシラバス等を用いつつ科目の履修方法等について指導を行っているほか、少人数や個人レッスンによる研究指導、作品や演奏の発表、アトリエ・工房・練習室などの自習室の整備等を通じ、学生の主体的な学習を促している。

(大学院美術研究科)

大学院美術研究科では、個人の制作を重要視する観点から、(資料5-4-3-A)に示すとおり、制作の場であるアトリエ・実習室・工房等を整備し、可能な限り開放している。また、(資料6-1-1-A)に示すとおり、教育成果でもある研究作品や研究論文の学内外展覧会への出品や本学ウェブサイトでの公開、学会などでの発表を推進している。

特に修士課程教育の集大成である研究作品・修士論文に関しては、全学生の作品を展示した修了制作作品展を大学美術館で毎年実施し、作品を直接公開すると同時に図録や論文要旨集を作成して刊行している。また、博士後期課程にあつては、博士論文や作品を一堂に会して展示発表する場として博士展を平成19年度より開始し、一般外部からの批評を受け入れると同時に、個人としての主体的な取り組みを促す契機としている。

資料5-4-3-A 美術研究科アトリエ・実習室・工房等の数

校地	大学院生用		学部生等と共有	
	室数	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)
上野	66	3,464	106	8,204
取手	13	1,407	52	4,856

(大学院音楽研究科)

大学院音楽研究科では、(資料5-1-3-B)に示すとおり、学生の主体的な学習を促すことを目的に、特に実技系専攻の学生に対しては練習室等を整備している。平成16年度の校舎改修により、大幅に練習室・合奏室を増加させた他、練習室を授業時間外に使用させることや、レッスン室を事情に応じて練習室として使用することを認めるなど、日常的に自主学習の機会提供を行っている。さらには、練習室の効率的な稼働

を目指し、予約制を導入するなどその使用方法についても随時改善を行っている。

音楽文化学専攻においても、(資料5-1-3-B)に示すとおり、研究領域ごとに大学院学生専用のスペースを確保し、学生が個人もしくは共同で研究活動に従事できる環境の整備を進めている。また、こうした学習・研究活動に向かうモチベーションを与えるため、(資料6-1-1-B)に示すとおり、学外からの依頼演奏に対する積極的な参加の奨励や、出演者決定のためのオーディションの導入、あるいは優秀論文に対する口頭発表の場の提供(音楽学)などの取り組みを行っている。

(大学院映像研究科)

大学院映像研究科は、少人数のグループによる実践的な制作を通じた指導を行っているため、必然的に学生・教員間のコミュニケーションが密となる。また、本研究科での教育は、単に知識を理解させることに終わるものではなく、「つくる」こと、つまり実際の多様な場合にあって、応用・実践できて初めて完結する。そのため、課題の制作では、常に主体的に考えることが学生に要求される。ゆえに、制作を行う中で出てきた問題を、学生が講義科目の際や授業時間外に質問として提起してくるということも珍しくない。

本研究科では、こうした学生・教員間の密なやりとりにより、学生の志向や技量に応じたフォローを行い、学生が自ら主体的に学ぶように促すこととしている。また、(資料5-4-3-B)に示すとおり、自主学習の施設環境としては、横浜校地では教室以外に、撮影や編集等を可能とするスタジオや編集室、工作室および必要な機器・機材を備えており、さらに制作した作品を上映する視聴覚設備も整えている。これらの施設・設備は、自主的な制作活動時においても使用することができる。

資料5-4-3-B 横浜校地映像関連施設概要

馬車道校舎の設備概要	新港校舎の設備概要	万国橋校舎の施設概要
1) 大視聴覚室	1) 撮影スタジオ(大600㎡)	1) スタジオ×2
2) 大映写室	2) 撮影スタジオ(小300㎡)	2) 制作室×4
3) 小視聴覚室	3) ギャラリー	3) 編集室×4
4) 小映写室	4) 工作室	4) PC演習室
5) HD編集室	5) 写真スタジオ	5) サーバー室
6) AVID 編集室×2	6) ブルーバックスタジオ	6) MA室+録音BS室
7) 編集室×4	7) 音響スタジオ	
8) 編集ブース	8) VRスタジオ	
9) MA室	9) サーバー室	
10) MA室+録音BS室	10) 資料室	
11) 制作室		
12) 資料室		

【分析結果とその根拠理由】

学士課程と同様に少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じて、学生個々の能力に応じ、課題や練習方法等についてきめ細かい指導を行うとともに、そのための自主学習環境の整備を行っている。さらに個人としての主体的な取り組みを促す契機及び外部からの適切な評価を得る機会のある場として、学内外展覧会への出品や学外からの依頼演奏等に対する積極的な参加を奨励している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

本学大学院の授業は、大学院学則第 14 条に基づき研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、各研究科において定めることとし、各研究科の専攻又は研究領域における教育目的、特性や教育効果等を踏まえた授業形態としている。

(大学院美術研究科)

美術研究科の教育は、講義科目と専門実技科目の内容を連動するような工夫を行うと同時に、研究室活動を基本とする創作研究の中で、学生の個人個人の主体性が発揮できるようにきめ細かく個人指導を行っている。

この研究室単位の活動では、(資料 6-1-1-A) に示すとおり、フィールドワークやワークショップを利用した学外での実践活動を積極的に行い、社会交流を通じた問題発見型教育を実践している。なかでも地域連携を組み込んだ「上野タウンアートミュージアム」(平成 19 年度から実施。資料 6-1-1-A の No. 18~32)・「取手アートプロジェクト」(平成 11 年度から実施。資料 6-1-1-A の No. 17)などを研究科の創作研究指導の一環として実施し、実社会と関係した高度な芸術教育を展開している。また、修士課程デザイン専攻では、必修科目「デザインプロジェクト」で「社会連携によるデザイン開発」を展開(資料 6-1-1-1-A の No. 16)している。

また、各専攻では、(資料 5-2-1-A) に示すとおり、社会で活躍するアーティスト等を招聘した特別講義・講演、集中講義等を実施し、個人の創作研究に刺激を与える工夫を行っている。さらに、平成 21 年度までに海外 25 校と交流協定を締結し、平成 21 年度は、17 名の留学生を受け入れ、20 名の学生を協定校に送り出している。派遣にあたっては、本学部・研究科と相手大学等の教育課程を照らし合わせ、単位認定する科目を教務委員会で審査しており、本研究科の国際的視野に立った教育体制の構築に資するものとなっている。

(大学院音楽研究科)

音楽学部同様あるいはそれ以上に、音楽研究科においても個人レッスンや少人数によるグループ指導(演習・実習等)を中心とした授業形態をとっている。その一方で、1) 複数の教員による授業の開設(「声楽特殊研究」・「音楽文化研究」等)を通じた重層的な学習指導の試み、2) アンサンブル教育の重視(「重唱特別演習」・「室内楽実習」・「邦楽アンサンブル」等)、3) 「博士コロキウム」(音楽学)・「音楽文芸総合演習」(音楽文芸)など討論形式の授業の導入、など多角的な授業形態を取り入れ、学生の研究内容の深化を目指している。また、実技系専攻においては、(資料 5-5-1-A) に示すとおり、博士後期課程における「博士リサイタル」や、修士課程における「修士リサイタル」など、学生の成果を公開する場の提供と単位化を行っている。さらには、定期演奏会等の学内演奏会への参加も、指導との組み合わせにおいて効果的に利用されている。また、(資料 5-2-1-D~資料 5-2-1-E) に示すとおり、本研究科においても特別講座等の課程外の授業が積極的に利用されており、各界第一人者の外部講師による講演・指導が、学習・研究に大きな刺激と効果を与えている。

資料5-5-1-A 音楽研究科 公開試験等演奏会一覧(無料演奏会)

No.	演奏会名	会場	開催日	開演時間
1	博士リサイタル 佐藤淳一	第1ホール	H21. 4. 21	19:00
2	博士リサイタル 江田雅子	第1ホール	H21. 4. 23	17:00
3	博士リサイタル 佐々木 崇	第6ホール	H21. 4. 24	18:00
4	課程博士学位審査会演奏審査会	奏楽堂	H21. 7. 9	15:30
5	課程博士学位審査会演奏審査会	奏楽堂	H21. 7. 7	17:00
6	博士リサイタル 鈴木真貴子	第6ホール	H21. 7. 9	18:30
7	博士リサイタル 山本美樹子	第1ホール	H21. 9. 14	18:30
8	課程博士学位審査会演奏審査会	第3ホール	H21. 11. 2	18:30
9	博士リサイタル 臼木 愛	第6ホール	H22. 1. 6	18:30
10	修了演奏会(ソルフェージュ(ヴァイオリン・ピアノ))	第1ホール	H22. 1. 21	17:30
11	修了演奏会(弦楽)	第6ホール	H22. 1. 22	10:00
12	修了演奏会(室内楽)	第6ホール	H22. 1. 22	15:00
13	修了演奏会(弦楽)	第6ホール	H22. 1. 25	10:00
14	修了演奏会(独唱)	奏楽堂	H22. 1. 25	11:00
15	修了演奏会(ピアノ)	第6ホール	H22. 1. 26	10:00
16	修了演奏会(独唱)	奏楽堂	H22. 1. 26	11:00
17	修了演奏会(ピアノ)	第6ホール	H22. 1. 27	10:00
18	修了演奏会(古楽)	奏楽堂	H22. 1. 27	11:00
19	修了演奏会(指揮)	奏楽堂	H22. 1. 28	11:00
20	修了演奏会(能楽)	第4ホール	H22. 1. 28	14:00
21	課程博士学位審査会演奏審査会	第3ホール	H22. 1. 28	18:00
22	課程博士学位審査会演奏審査会	奏楽堂	H22. 1. 29	15:00
23	修了演奏会(古楽)	奏楽堂	H22. 1. 29	10:00
24	修了演奏会(邦楽)	第6ホール	H22. 2. 1	10:00
25	修了演奏会(管打楽)	第6ホール	H22. 2. 2	13:00
26	修了演奏会(オペラ)	奏楽堂	H22. 2. 2	13:30
27	修了演奏会(管打楽)	第6ホール	H22. 2. 3	13:00
28	修了演奏会(オペラ)	奏楽堂	H22. 2. 3	13:30
29	博士リサイタル 金子祐木	第4ホール	H22. 2. 4	17:30
30	課程博士学位審査会演奏審査会	奏楽堂	H22. 2. 8	15:00
31	課程博士学位審査会演奏審査会	奏楽堂	H22. 2. 8	19:00
32	課程博士学位審査会演奏審査会	奏楽堂	H22. 2. 8	19:00
33	課程博士学位審査会演奏審査会	奏楽堂	H22. 2. 9	16:30
34	課程博士学位審査会演奏審査会	奏楽堂	H22. 2. 9	19:00
35	課程博士学位審査会演奏審査会	奏楽堂	H22. 2. 10	17:00
36	課程博士学位審査会演奏審査会	奏楽堂	H22. 2. 10	19:00

37	課程博士学位審査会演奏審査会	第6ホール	H22. 2. 18	15:00
38	博士リサイタル 萩岡未貴	第2ホール	H22. 2. 18	18:00
39	博士リサイタル 川崎翔子	第6ホール	H22. 2. 22	18:00
40	博士リサイタル 朴 瑛実	第6ホール	H22. 3. 15	18:30

(大学院映像研究科)

大学院映像研究科の修士課程では、実制作が教育内容の根幹となっており、演習科目では、少人数のグループによる実践的な制作を通じた指導方法が用いられている。

本研究科では、時間割及び年間のスケジュールを編成するにあたって、知識と技術の双方をより効率的に修得できるようにするため、講義科目と演習科目のバランスや、特定の課題について実制作を行う演習科目については集中的に行う方が効率的であり、特に映画制作を行う場合、一週単位に分断して行うことが困難であることを勘案して、(資料5-5-1-B)に示すとおり、演習科目によっては、比較的長い期間での集中授業の形式(週5日×3週間~2か月)で実施することとしている。

課題の決定、集中授業期間の調整、指導方法の見直し等については、専攻会議で行っている。期間の調整については、映画専攻の17年度での経験をふまえ、18年度からはより現実的、効率的になるように配慮を行った。

なお、課題として制作した作品を学内外で公開することとしており、横浜市主催の映像文化イベントEIZONE 等々への参加を含めて年間のスケジュールを構成している。また、その準備、実施運営についても学生を中心として行っており、「つくる」だけでなく「みせる」こと、つまり展示設計や展示構成あるいは広報活動を通じて社会との接点を持つことと、実務能力を養うことも重視している。

資料5-5-1-B 修士課程メディア映像専攻 年間スケジュール(例 H21 年度)

4/13(月)~15(水) M2 個人面談
4/13(月)~17(金) M1 スタジオ講習
4/20(月)~5/11(月) メディアアート特別演習(藤幡)
5/12(火)~6/1(月) メディア文化財特別演習(桂)
6/ 2(火)~6/22(月) コンテンツウェア開発特別演習(桐山)
6/23(火)~7/13(月) メディアデザイン特別演習(佐藤)
7/14(月) 研究室プレゼンテーション
7/14(月)~24(木) M1面談期間
7/17(金) M2 中間審査会
7/18(土)~20(月) OPEN STUDIO Part 1 (M2 修了制作中間発表)
7/13(金) M1 講評会
7/24(土)~26(火) OPEN STUDIO Part 2 (M1 特別演習成果発表)
10/1(木) M2 経過報告会
10/6(火) M1 成果発表会
11/30(月)M2 事前審査会
12/10(木)M1 中間講評
1/15(金) M2 最終審査会 M1講評会
1/16(土)~24(日) メディア映像専攻年次成果発表会 (M2 修了制作展, M1年次成果発表)
講義科目(10:30-12:00)
月:前期:作品メディア構造論(藤幡)
火:後期:メディア芸術史(桂)
水:メディア表現技法(木村)
金:前期:展示計画論(佐藤, 桐山) 後期:展示構成論(佐藤, 桐山)
集中講義:デジタル・アーツ論(藤幡, 桂) (9月, 12月)

【分析結果とその根拠理由】

各研究科とも学生の個人々の主体性が発揮できるようにきめ細かく個人指導を行っており、教育の目的に照らしフィールドワーク、ワークショップや演奏会等を利用した学内外での実践活動・発表を積極的に導入し、多角的な授業形態を取り入れ、学生の研究内容の深化を目指している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

学士課程と同様に、全研究科において授業内容等を明示するシラバスを作成し、本学ウェブサイトで公開するとともに大学院美術研究科及び大学院映像研究科では冊子等でも配布し、また、大学院音楽研究科では閲覧用シラバスを履修登録会場に置き活用を促している。

資料5-5-2-A シラバスの記載例

<p>オペラ総合実習B</p> <p style="text-align: right;">代表教員 佐々木 典子 音楽実技 通年 6単位</p> <p>授業のテーマ オペラの歌唱・演技法の研究と実際</p> <p>授業計画及び内容 歌唱・演技の研究を更に深め、10月のオペラ定期公演に出演することでオペラ歌手として総合的な体験をする。実際のオペラ制作と同等の計画に従って音楽稽古、立ち稽古、衣裳合わせ等行い、オケ合わせ、舞台稽古そして本公演へと進行する。オペラ教員と共演すること、更に外部スタッフとの交流からオペラ歌手としての技術面だけの研究を超えて社会性も身につける。 定期公演終了後の修士演奏については、選曲から共演者及びスタッフの希望選択へと、制作の主体となって総合芸術としてのオペラに中心に関わることを、歌唱・演技の探求とともに体感する。尚、翌年1.2月には学位審査のための修士演奏会（衣裳、メイク、照明等付き。奏楽堂）がある。</p> <p>教材・教科書 各自用意すること。</p> <p>成績評価の方法 オペラ定期演奏と平常点による。</p> <p>履修上の指示事項 立ち稽古時は、特に動きやすい服装でのぞむこと。継続出席のこと。</p> <p>備考（オフィスアワー） 昼休み、他 （金）12:00～12:30 ミーティング時</p>

※ シラバスURL <http://www.geidai.ac.jp/life/syllabus.html#1>

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは、各研究科において作成されており、また、教務システム及び本学ウェブサイトの公開ほか、冊子等でも配布し、活用を促している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-5-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-5-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

研究指導体制について、（資料 5-6-1-A）に示すとおり、各研究科では大学院学則第 13 条の規定により、所属する研究室（研究領域）において、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けなければならないことを定めている。

特に大学院音楽研究科博士後期課程では、入学後、主任指導教員と関連指導教員による指導教員会議を開催し、3年間の研究計画及び1年次の研究計画を立案して「博士後期課程研究計画書」を作成するとともに、年度末には「研究進捗状況報告書」を作成し大学院音楽研究科学学位委員会に報告（2年次以降においても同様）することとしている。

大学院修士課程における学位審査については、修士論文のほか、専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏を、博士後期課程における学位審査については、博士論文のほか、研究領域により研究作品又は研究演奏を課している。このことは、専門領域に関する高度な技能・技術のみならず、専門領域以外の芸術諸領域に関する知識等も要求しており、そのため、多角的な視野を育むために有益な複数指導教員制のもとで学生は研究活動を行っている。また、学生は所属専攻分野が開設する授業科目を必修科目として修得することとしているが、他専攻の開設授業を履修可能としており、所属専攻分野を中心としつつも、それ以外の幅広い知識等も得ることが出来る体制を構築し、研究作品、研究演奏及び博士論文の作成に向けてきめ細かな対応を行っている。

なお、平成 20 年度からは、特別教育研究経費による芸術リサーチセンターの設置で、各教務委員会等とも連携しながら、博士後期課程学生への論文執筆や研究成果発表等のサポートを実施している。

資料 5-6-1-A 東京芸術大学大学院学則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100305_002.pdf)

(教育方法)

第 13 条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

【分析結果とその根拠理由】

大学院学則において、主任指導教員及び副指導教員など複数指導教員制により研究に必要な技術・知識を学生が適切に得ることのできる体制を整備しており、また、他専攻開講科目の履修を認め、所属専攻以外の幅広い知識等を得ることができるとしている。

以上のことから本観点は満たしていると判断する。

観点 5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科とも、作品指導、演奏指導又は学位論文に係る指導については、前述のとおり主任指導教員及び副指導教員の複数指導体制を採用しており、研究テーマの設定やその後の研究指導はこれら指導教員の下で行われる。また、各研究科とも中間評価である講評会や修士（又は博士）リサイタルでは、指導教員以外の隣接分野の教員や外部の専門家等も評価に参加し、教育内容の偏りを排除するように努めている。

大学院美術研究科博士後期課程では、博士学位授与促進を目的とし博士後期課程設置時より複数指導体制をとっており、博士後期課程の研究の進捗状況については各科で行われる中間審査及び大学院美術研究科拡大運営委員会での中間報告で複数教員での確認を行っている。これらは大学院美術研究科運営委員会の監督の下に行われており、指導体制に対するチェック機能を持ち、細やかな指導状況の把握を可能にしている。

大学院音楽研究科博士後期課程では、博士学位授与促進を目的とし、博士後期課程改革の第一段階として、平成 16 年 4 月より複数指導教員体制の充実と指導教員会議の設置及び教員・学生双方への進捗状況報告書提出の義務化を徹底している。これらは学位委員会の監督・指導のもとに行われており、これによって、指導体制のチェック・指導状況の客観的把握が可能になるとともに、学生と教員の双方向的な研究体制を構築している。

大学院映像研究科博士後期課程では、博士後期課程設置時より複数指導体制をとり、博士後期課程における研究の進捗状況について、中間報告発表会及び中間審査を行い、教員・学生双方が確認している。これらは、大学院映像研究科学位審査委員会の監督・指導の下に行われており、指導体制のチェック・指導状況など、きめ細かい指導状況の把握を可能にしている。

【分析結果とその根拠理由】

作品指導、演奏指導又は学位論文に係る指導は、各研究科とも複数指導体制を採用しており、また、中間評価の講評会等においては、指導教員以外の教員が参加し講評しているとともに指導体制のチェックや指導状況を客観的に把握可能なシステムを構築している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-7-①: 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学における成績評価基準及び修了認定基準は、各研究科の教育目的に沿って、(資料5-7-1-A~5-7-1-D)に示すとおり、大学院学則及び各研究科規則において明確に定めており、大学ウェブサイト (http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/index.html)、学生便覧(別添資料1-2-1-1)、履修案内(別添資料1-2-1-4~1-2-1-8)及びオリエンテーション等により学生に周知している。

講義科目における成績評価の判定については、学士課程と同様に、シラバス又は第1回目の授業時に、授業のテーマ(目的)及び授業計画や内容、成績評価方法(試験実施するのか、レポート提出かなど)をあらかじめ学生に周知している。

学位審査については、(資料5-7-1-E)に示すとおり、東京芸術大学学位規則に基づき、修士課程及び博士後期課程における学位論文等審査については各研究科委員会(映像研究科は「教授会」において実施。本観点において、以下「各研究科委員会等」という。)が行う手続きとなっている。なお、審査の必要性に応じ専門家として他大学の教員等も副査として審査に加わることができる体制を構築している。

修了認定については、東京芸術大学学位規則に基づき、各研究科委員会等において修得単位、学位論文等の審査結果を判断して実施しており、各研究科委員会等による審議という明確なプロセスを定めている。

資料5-7-1-A 東京芸術大学大学院学則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100305_002.pdf)

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げた研究科委員会(映像研究科については、教授会とする。以下同じ。)が認めた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

資料5-7-1-B 東京芸術大学大学院美術研究科規則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080328_003.pdf)

(成績評価基準及び単位の認定方法等)

第5条 成績評価基準及び単位の認定方法等については、東京芸術大学美術学部規則第8条及び第9条の規定を準用する。

※ 「資料5-3-1-B」参照

資料5-7-1-C 東京芸術大学大学院音楽研究科規則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080328_004.pdf)

(成績評価基準及び単位の認定方法等)

第6条 成績評価基準及び単位の認定方法等については、東京芸術大学音楽学部規則第17条及び第18条の規定を準用する。

※ 「資料5-3-1-C」参照

資料5-7-1-D 東京芸術大学大学院映像研究科規則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080328_300.pdf)

(成績評価基準等)

第5条 成績評価基準は別表のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

(別表第5条関係)

評 価 基 準			
秀	100～95	A s	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不可	49以下	D	1

資料5-7-1-E 東京芸術大学学位規則から抜粋

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20070330_006.pdf)

(学位論文等審査)

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等（以下「学位論文等」という。）の提出があった場合は、研究科委員会（映像研究科については、教授会とする。以下同じ。）にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る学位論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の認定)

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づ

き、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

（審議の報告）

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準は、規則として明確に定めており、履修案内やオリエンテーション等により学生に周知している。

各研究科において、成績評価基準や修了認定基準に基づいた評価や認定を行うよう規則の手続きを整備し、それらに従って評価や認定が適切に実施されている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-7-②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

学位論文等の評価基準については、(資料5-7-1-B~5-7-1-D) に示すとおり、各研究科規則の成績評価基準を準用し、審査委員の所見と成績をもって大学院研究科委員会(大学院映像研究科は教授会)において、合否を決定している。

学位論文等に係る審査体制については、(資料5-7-1-E) に示すとおり、東京芸術大学学位規則において審査の手続きや体制等を定めており、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会を設置し、当該研究科委員会において選出された3人以上の審査委員(うち1人以上は教授)をもって組織し、学位論文等の審査を行っている。これらの審査体制については、本学ウェブサイト、学生便覧、履修案内(各課程)及びオリエンテーションにより学生に周知している。

また、本学大学院では、これまでの実績に対して検証を行うため、芸術分野における博士学位の在り方、作品・演奏と一体化した研究論文の作成と位置付け、作品・演奏審査の基準・方法の確立及び作品・演奏審査の公開の在り方に関する研究を行うため、平成20年4月より文部科学省特別教育研究経費を得て芸術リサーチセンターを立上げ調査研究に着手した。

【分析結果とその根拠理由】

学位論文等に係る適切な審査体制は、規則として明確に定められており、評価基準(学位論文等の提出方法及び最終試験の方法を含む)とともに履修案内やオリエンテーション等により学生に周知している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 5-7-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価等の正確さを担保するための措置については、各学部と同様に対応しており、講義科目の成績評価基準については、シラバス又は第1回目の授業時に、授業のテーマ(目的)及び授業計画や内容、成績評価方法(試験を実施するのか、レポート提出かなど)をあらかじめ学生に周知している。

また、原則として専門実技科目の成績は、担当教員だけでなく当該科或いは専攻の複数の教員の合議によって決定している。美術研究科や映像研究科の場合は、講評会においてプレゼンテーションを行い、その際に教員同士或いは教員・学生間のディスカッションを行ったうえで、教員間の合議によって成績評価をしている。この講評会等には、外部の専門家の参加を仰ぐ場合もある。音楽研究科では、演奏試験を行って複数の教員が採点し、採点結果の分布データを作成するなどした上で、教員の合議によって成績評価をしているとともに、(資料5-5-1-A)に示すとおり、演奏試験を学内外に公開し、これらの取り組みによって成績評価の信頼性や客観性の確保を図っている。

また、シラバスにおいて「成績評価の方法」を明記しているとともに成績通知書を学生に交付する際、成績評価等に対する申立ての受付など、正確さを担保するための措置を講じている。

【分析結果とその根拠理由】

複数教員による合議制、講評会等への外部の専門家の参加や公開試験といった取り組みによって、信頼性や客観性を高めているほか、成績評価に対する申立ての措置を講じている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 「専門実技科目」を中心に、各科又は各専攻に応じ、要諦な部分については必修科目を配置しているとともに、専門分野に関連する基礎知識や理論、技法等及び芸術・歴史・国際・社会感覚を培うための教養科目等において、幅広い視野を確保するために選択科目を多数配置していること。
- ・ 単位の実質化への配慮としては、少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じて、学生個々の能力に応じ、課題や練習方法等についてきめ細かい指導を行うとともに自主学習環境を整備していること。
- ・ 授業形態の組み合わせについては、少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じた専門実技科目を中心としつつ、それぞれの専攻分野の教育目的と特性に応じた授業形態を取り入れ、それらのバランスを考慮した科目編成としていること。また、国内外で活躍するアーティスト等を招聘した特別講義等を行うことにより、実践的な指導や伝統技法、現在の先端的分野の動向などを取り入れることができるよう工夫を行っていること。
- ・ 成績評価等の正確さを担保するため、本学の教育の中心となる専門実技科目について、複数教員による

合議制，講評会等への外部の専門家の参加や公開試験といった取り組みによって，信頼性や客観性を高めているほか，成績評価に対する申立ての措置を講じていること。

- ・ 授業形態の組み合わせや学習指導法については，各研究科とも学生の個人々の主体性が発揮できるようにきめ細かく個人指導を行っており，教育の目的に照らしフィールドワーク，ワークショップや演奏会等を利用した学内外での実践活動・発表を積極的に導入し，多角的な授業形態を取り入れ，学生の研究内容の深化を目指していること。

【改善を要する点】

- ・ 特になし

(3) 基準5の自己評価の概要

本学の教育課程は，学則第4条の教育目的を実現するため，各学部の履修規程に基づき，必修科目と選択科目に，また授業の種別により，専門実技科目などの専門科目と教養科目や外国語科目などの共通科目とに区分し編成している。「専門実技科目」を中心に，各科又は各専攻に応じ，要諦な部分については必修科目を配置しているとともに，専門分野に関連する基礎知識や理論，技法等を学ぶ科目や，芸術・歴史・国際・社会感覚を培うための教養科目等，幅広い視野を確保するための選択科目を多数配置している。

専門実技科目については，各学科・専攻ごとの学年進行によることを基本とし，各学科・専攻のアトリエ，工房，レッスン室で授業が行われるため，教員と学生との意見交換を通して学生のニーズを把握しやすい状況にある。また，学生や社会からの要請に応える授業科目の開設や，授業内容・指導方法の見直しを逐次行っており，他学部開設科目や他大学との単位互換を含め，学生の多様なニーズに応えている。

単位の実質化への配慮としては，少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じて，学生個々の能力に応じ課題や練習方法等についてきめ細かい指導を行うとともに自主学習環境を整備している。また，音楽学部では単位数の上限制度を導入している。

授業形態の組み合わせについては，少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じた専門実技科目を中心としつつ，それぞれの専攻分野の教育目的と特性に応じた授業形態を取り入れ，それらのバランスを考慮した科目編成としている。また，国内外で活躍するアーティスト等を招聘した特別講義等を行うことにより，実践的な指導や伝統技法，現在の先端的分野の動向などを取り入れることができるよう工夫を行っている。

シラバスは各学部において作成されており，また，教務システム及び本学ウェブサイトの公開ほか，冊子等でも必要に応じ配布し活用を促している。

自主学習への配慮から，各学部において，アトリエや工房，レッスン室や練習室などの自主学習環境を整備している。また，シラバス上にオフィスアワーを記載して自主学習への支援を行う時間を設定している。さらに，音楽学部音楽環境創造科では初年次教育を実施しているほか，各学部の外国語科目は能力別のクラス編成を行っている。

成績評価基準や卒業認定基準は規則等で定め，履修便覧やオリエンテーション等で学生に周知するとともに，これらの基準に従って評価や認定を適切に実施している。

成績評価等の正確さを担保するため，本学の教育の中心となる専門実技科目について，複数教員による合議制，講評会等への外部の専門家の参加や公開試験といった取り組みによって，信頼性や客観性を高めているほか，成績評価に対する申立ての措置を講じている。

大学院課程における教育課程は，各研究科において養成する人材像等を踏まえて教育目的を定めており，

各研究科の教育課程は、各研究科が期待されている教育内容・指導内容を十分に満たしている。また、学生のより幅広い芸術文化に関する知識・教養・技能習得の機会を確保・提供しており、社会が本学研究科修了生に対して求めている以上の質の高い、指導的立場にふさわしい人材育成を行うに相応しい課程編成となっている。

各研究科では、それぞれの教育目的と専門分野の特性に基づき、学生や社会からの要請に応える授業科目の設置や授業内容・指導方法の見直しを行っており、各研究科が期待されている教育内容・指導内容を十分に満たしている。

大学院課程における単位の実質化への配慮としては、学士課程と同様に少人数のグループ指導や個人レッスン等を通じて、学生個々の能力に応じ、課題や練習方法等についてきめ細かい指導を行うとともに、そのための自主学習環境の整備を行っている。さらに個人としての主体的な取り組みを促す契機及び外部からの適切な評価を得る機会の場合として、学内外展覧会への出品や学外からの依頼演奏等に対する積極的な参加を奨励している。

授業形態の組み合わせや学習指導法については、各研究科とも学生の個々人の主体性が発揮できるようにきめ細かく個人指導を行っており、教育の目的に照らしフィールドワーク、ワークショップや演奏会等を利用した学内外での実践活動・発表を積極的に導入し、多角的な授業形態を取り入れ、学生の研究内容の深化を目指している。

シラバスは、各研究科において作成されており、また、教務システム及び本学ウェブサイトの公開ほか、冊子等でも配布し、活用を促している。

指導教員による研究指導については、大学院学則において主任指導教員及び副指導教員など複数指導教員制により研究に必要な技術・知識を学生が適切に得ることのできる体制を規定している。また、他専攻開講科目の履修を認め、所属専攻以外の幅広い知識等を得ることができる体制を整備している。

作品指導、演奏指導又は学位論文に係る指導における中間評価の講評会等においては、指導教員以外の教員や外部の専門家等も参加し講評しているとともに、指導体制のチェックや指導状況を客観的に把握可能なシステムを構築している。

成績評価基準や修了認定基準は、規則で明確に定めており、履修案内やオリエンテーション等により学生に周知している。各研究科において、成績評価基準や修了認定基準に基づいた評価や認定を行うよう体制等を整備し、それらに従って評価や認定が適切に実施されている。

学位論文等に係る審査体制は、規則で明確に定めており、評価基準(学位論文等の提出方法及び最終試験の方法を含む)とともに、履修案内やオリエンテーション等により学生に周知している。

成績評価等の正確さと客観性を担保するため、複数教員による合議制、講評会等への外部の専門家等の参加や公開試験といった取り組みによって、信頼性や客観性を高めているほか、成績評価に対する申立ての措置を講じている。

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到る状況】

本学の専門実技教育は、個人指導、少人数グループでの指導を中心とした授業方法を採用しているため、教員が、常に個々の学生の達成状況を把握することが可能である。また、学生の教育成果を、(資料6-1-1-A～6-1-1-D)に示すとおり、各種展覧会や演奏会など様々な方法で発表しており、このような発表を通じて、講評会による担当教員以外の教員からの指導助言や外部の専門家からの批評や一般の鑑賞者層からの声を聴くことにより、学生が身に付けた学力や資質・能力の水準を確認することができる。加えて、各学部においては進級判定(美術学部のみ)、卒業判定が行われ、さらには、大学院課程においても、修士課程では研究作品又は研究演奏若しくは修士論文、博士後期課程では研究作品又は研究演奏及び博士論文の学位審査、修了判定を中心に、達成状況の検証・評価を実施している。

また、平成19年10月に実施した「在学生「学習と学生生活」アンケート2007」及び平成19年11月に実施した「卒業生・修了生アンケート2007」において、学生の達成状況、能力の向上度や満足度に関する質問を設けており、(資料6-1-3-A及び6-1-5-B)に示すとおり、その回答結果に基づき、総務担当理事の下企画・評価室において検証(具体的には、学生の達成状況や能力の向上度については、非常に満足度や充実度が高く、現時点では、特に改善等は必要ないとの確認)した。

また、各種コンクールや作品公募を学内に掲示し学生の参加を奨励すると同時に、(資料6-1-1-E)に示すとおり、学生・卒業生・修了生の受賞状況や、学生や卒業生の活動の新聞掲載記事(別添資料6-1-1-1)をデータベース化しており、学生が身に付けた学力等の水準や、社会からの評価状況を確認している。

【別添資料】

資料番号	資料名
6-1-1-1	平成21年度 主な新聞掲載記事(在学生)

資料6-1-1-A 美術学部・美術研究科における教育成果の発表例(平成21年度)

※下記は大学、学部あるいは学科・専攻が組織として関与した学生の成績発表事例。学生が個人的に行った個展やグループ展、公募展等への出品は含まない。

No.	展覧会名(会場)	会期	出展学生所属 学科・専攻等	概要
1	公共ディスプレイプロジェクト(上野駅一ペDESTリアンデッキ)	H21.04.01 ～03.31	美術学部デザイン科	区民にアートに親しんでもらうことを目的に台東区の要請を受け、上野駅のディスプレイスペースに月交代で年間12の学生作品を展示。台東区と東京芸術大学のPRにも一役買っている。

2	生新の時 2009 (石川県輪島漆芸美術館)	H21. 05. 15 ~06. 22	美術学部工芸科漆芸専攻	石川県輪島漆芸美術館において学生(学部4年, 修士2年)の作品を展示。漆芸教育機関をもつ富山大学, 金沢学院大学, 金沢美術工芸大学, 京都市立芸術大学, 東京藝術大学の5大学が協力し, それぞれの大学の学生の創造活動を概観できる貴重な機会となった。
3	金工展 (天王洲セントラルタワー・アートホール)	H21. 06. 08 ~07. 03	美術学部工芸科鍛金専攻	鍛金研究室の卒業, 修了制作を中心に, 教員, 学生が自由に参加することができるとした成果発表展。
4	河口プロジェクト (フランス・ナント市)	H21. 06. 17 ~07. 09	大学院美術研究科絵画科専攻, 彫刻専攻, 建築専攻, 先端芸術表現専攻	フランス・ナント芸術大学と東京藝術大学の交流展。フランス北西部の都市ナントとサン・ナゼールを結ぶロワール川河口地帯を舞台に, 現代美術展「河口プロジェクト ESTUAORE NANTES ◇ SAINT-NAZAIRE」が開催されており, このプロジェクトの一環として, 本学とナント芸術大学との芸術大学国際交流部門企画「NANTES CAS 8 ナントカエイト」展が, サン・ナゼール市の水路要塞屋上展望テラスで開かれた。この交流企画は, 両校の学生が互いの国を訪れ, 作品を現地制作するもの。本学からは, 加藤翼 (絵画専攻油画), 西岳拓貴 (彫刻専攻), 森純平 (建築専攻), 西尾美也 (先端芸術表現専攻) の4名の大学院生が参加し, 5月半ばに渡仏して以来, 約一ヶ月にわたって現地制作した作品を, ナント芸術大学の4名の学生とともに展示した。
5	克雪ダイナモ・アートプロジェクト (大地の芸術祭越後妻有アートトリエンナーレ 2009)	H21. 07. 25 ~09. 05	美術学部絵画科, 彫刻科, 先端芸術表現科, 大学院美術研究科文化財保存学専攻, 音楽学部音楽環境創造科	克雪ダイナモ・アートプロジェクトは大地の芸術祭越後妻有アートトリエンナーレ2009に参加するかたちで行われたプロジェクトである。閉校した小学校を舞台に, 作品制作や展示, ワークショップ, フォーラムなどを行うことで, 大学・学生・地域住民が協働して持続可能な地域と文化のあり方を探る。絵画科, 彫刻科, 先端芸術表現科, 美術研究科文化財保存学専攻, 音楽学部音楽環境創造科の学生が, プロジェクトへの参加を通じて, 学生たちに都市環境とは異なる創造性への〈気づき〉を促すといった, 人材育成事業としての目的も併せ持っている。
6	杜窯会 (日本橋三越本店本館6階アートスクエア・工芸サロン)	H21. 09. 02 ~09. 08	美術学部工芸科陶芸専攻	毎年恒例となっている, 4年生以上の学生と卒業生による作陶展。大手百貨店にて展示即売をおこなった。
7	染織展 (大学会館2階展示室)	H21. 10. 05 ~10. 19	美術学部工芸科染織専攻	UTMの野外展に会期をあわせて企画した。日々の創作活動を一同に展覧した。
8	東京芸大学生による動物日本画展 (上野動物園西園のズーポケット)	H21. 12. 1 ~12. 13	美術学部絵画科日本画専攻	美術学部日本画専攻2年生が, 上野動物園内で動物をスケッチし, それをモチーフに動物画制作に取り組んだ作品の展示。動物画は, 日本画における伝統の一つである「花鳥画」の大半を占める重要なテーマであり, 日本画教育の根幹を成すとさえいわれている。2期に別れ作品25点を展示。
9	羽子板のデザイン (浅草羽子板市)	H21. 12. 17 ~12. 19	美術学部デザイン科	東京歳の市羽子板商組合の要請を受け, 伝統ある羽子板のリ・デザインをデザイン科の学生と教員が担当し, 羽子板市にて展示した
10	平成21年度実施計画「〇から□へ」東京芸術大学木工芸研究室作品展 (藝大アートプラザ)	H21. 05. 12 ~05. 30	美術研究科工芸専攻木工芸研究分野	木工芸研究室は発足以来13年目を迎える。年々, 修了してゆく作家達も増え, また, 研究室では在学学生達が木という共通項によって, 共に切磋琢磨しながら制作・研究を続けている。これまで木工芸研究室が積み重ねてきたものや, これからの木工芸のあり方を社会に対して広く発信して行くために, 藝大アートプラザにて展示発表をおこなった。
11	素描展 (大学美術館陳列館)	H21. 07. 01 ~07. 13	美術研究科絵画専攻日本画研究分野	日本画第二研究室の修士, 博士, 及び教員 (計19名) が, 各々の「素描」を一堂に持ち寄り展示。「日常の断片 (カケラ)」と題し, 日常 (日々) の素描を持ち寄ることをテーマとし, 研究発表の場として実施。当研究室の授業の一環としておこなっている, 「植物園・公園等での写生」「素材研究」等の成果及び研究発表の場でもある。

12	GLASS EXHIBITION 2009 (藝大アートプラザ)	H21. 07. 07 ～08. 02	美術研究科工 芸専攻ガラス 造形研究分野	ガラス造形研究室の教員をはじめ、博士後期、修士の学生及び卒業生の作品を展示発表した。
13	ICHIKEN 展 <東京芸術大学日本画第一 研究室発表展> (大学美術館 陳列館, 正木記念館)	H21. 08. 29 ～09. 06	美術研究科絵 画専攻日本画 研究分野	本展は、2001 年度に大学院日本画第一研究室において制作発表演習の一環として始まり、学生によって企画運営されている。第8回となる今回の展示では、担当教員と学生が共に出品することで、各々の研究成果を発表すると同時に、より幅広い批評の場を得ようとするもの。
14	紙本の絵画展 (小津和紙博物 舗/小津ギャラリー)	H22. 01. 14 ～01. 16	美術研究科絵 画専攻日本画 研究分野	日本画第二研究室の博士、及び教員8名が「絵画用紙の諸相とその發揮について」の研究経過発表を行う
15	国際交流プロジェクト『ナン トカエイト-関-』展 (旧坂本 小学校, 上野恩賜公園[上野 大仏付近], 隅田公園[山谷堀 広場], 台東区内各所 [めぐ りんバス停留所各所等])	H21. 10. 19 ～11. 07	美術学部絵画 専攻油画研究 分野, 彫刻専 攻, 建築専攻, 先端芸術表現 専攻	東京芸術大学とフランスナント美術学校それぞれの選抜学生が相互の国で滞在制作し、街に作品を展開した。
16	「藝大デザインプロジェク ト 東京都交通局」一都営交 通をテーマにしたデザイン 提案-(新宿駅西口広場イベ ントコーナー)	H21. 10. 18 ～10. 20	美術研究科デ ザイン専攻	大学院修士課程1年生の授業「デザインプロジェクト」はグラフィック、プロダクト、空間・環境などの既存デザインジャンルを横断したチームメンバー編成により、複合的なデザイン開発を行おうとするもので、トータルなデザイン成果を高め、かつ深化することを目的としている。平成18年度から始まり今年が4年目。対象を「足立区」から「東京都交通局」に移した1回目。都営交通の魅力、問題点からテーマ、コンセプトを見つけ出し、デザインの提案を行った。本展覧会は、26人の学生が5つのグループに分かれ、半年間のデザイン成果を展示。
17	取手アートプロジェクト 2009 (茨城県取手市内各所に点 在するアーティストのスタ ジオ等)	H21. 10. 17 ～11. 15 の 金土日祝	美術学部・美術 研究科の各学 科・専攻, 音楽 学部音楽環境 創造科	主な活動拠点を、昨年の展覧会場となった取手井野団地内にある「Tappino」(昨年、建築家ユニットのみかんぐみがCaféとして甦らせたスペース)に移すことによって、地域住民と密接な関係の中でアート活動の意義を見つめなおす。隔年で行っている「オープンスタジオ」では、アーティストのアトリエやギャラリー等の文化拠点をつなぐ「TAP トラベル」を主要事業と位置づけ、市内を巡るアートツアーを実施。2009年度のTAPにとって重要な場所となる事務所兼アトスペース「Tappino」では、地域住民向けに様々なワークショップやレクチャーを実施。また「国際交流プログラム」では、他の国で行われているアートプロジェクトと積極的に交流を図る。さらに、取手市内の小学生を対象にした「こどもプログラム」では、“のりものにのって”をテーマに小学校でアーティストの授業を行う「アーティストの学校派遣事業」や、夏休みに子供対象のワークショップを行う「夏休み企画わくわくワークショップ」、そして「児童作品展」を実施。なお「児童作品展」は取手市と中国・桂林市の友好都市交流事業に位置づけられている。
18	「- 彫刻の風景- 道草」(上 野の森美術館ギャラリー及 び旧吉田屋酒店)	H21. 09. 08 ～09. 13 H21. 09. 15 ～09. 27	美術研究科彫 刻専攻	「彫刻の風景」の第3回展。“道草”をテーマに上野の森美術館ギャラリーを出発点とし、旧吉田屋の屋外スペースでの展示が到着点として捉え、いかに各自が遊び戯れ寄り道してこのフィナーレを迎えるのかが焦点。ギャラリー空間から野外空間へ「内から外へ」といった実験的な展覧会となり会期中ギャラリートークを開催。また、上野の街の店舗各所にて小作品を展示。
19	ミチクサゴヤプロジェクト (上野恩賜公園)	H21. 09. 17 ～09. 27	美術研究科デ ザイン専攻	大学院生と教員で7台のアートリヤカーをつくり、街にアートを届けるプロジェクト。アート作品に変貌したリヤカーが上野公園から浅草間をパレードし、市民参加の新しい場、コミュニティをつくりだした。

20	「町中アートプロジェクト'09」展 Exhibition 1/『円を聴く優しいひとたち』(小島アートプラザ303号室)	H21. 10. 18 ~11. 03	美術研究科絵画専攻油画研究分野	直径約3mほどの円形劇場で、演奏や劇、身体表現等が行われた。観客には、「円を聴く」というテーマで、円い五線紙に絵を描いてもらい、そこから生まれたイメージを通して、即興で音楽が広がって行くという体験型のパフォーマンスを展開。
21	「町中アートプロジェクト'09」展 Exhibition 2/『ラジオ商店街でお買い物!』(鳥越おかず横丁、佐竹商店街)	H21. 10. 18 ~11. 03	美術研究科絵画専攻油画研究分野	商店街の数カ所にFM送信機を設置しそこから半径、数十メートルの範囲でラジオCMが聴ける様にした。ラジオが聴ける場所には目印となるのぼりをたて、商店と商店街をイメージしたアコーディオンによる即興演奏付きのラジオCMを制作。
22	「アートランドコミュニケーション'09 the Cloth Park」(上野恩賜公園)	H21. 10. 03 ~10. 12	美術研究科工芸専攻染織研究分野	様々な繊維素材を使用して、繊維造形の可能性を探り、併せて作品を不特定多数の視覚に訴えることにより、社会的効果や意味について実験し、展開していくプロジェクト。社会と連携した芸術研究の観点から大学院の実践的創作活動の教育の場として、また本学染織研究室の授業内容や染織の可能性を広く発信する機会とした。また、台東区内の小学生を対象にしたワークショップを開催。
23	MACHI-YATAI PROJECT 2009 茶茶茶(防災広場「初音の森」、旧吉田屋酒店、玉林寺路地)	H21. 10. 23 ~11. 01	美術研究科建築専攻	台東区のみちの一面に仮設の空間や装置を配置し、日常の風景を一変させるプロジェクト。アート作品をただまちの中に置くのではなく、街の中に茶事をする場を仕立て、街も含んだストーリーを展開。点ではなく面として街に関わる為、3つの場をそれぞれに仕立て上げ、独自の作法と茶事を通じてその場や空間を味わいます。会場にて演奏やダンスパフォーマンス等のイベントも実施。
24	「町中アートプロジェクト'09」展 Exhibition 3/『私たちの時代の新しいメディアと表現のあり方を構築する「フリーメディア・リサーチラボ」登場!』(小島アートプラザ304号室)	H21. 10. 24	美術研究科絵画専攻画研究分野	当初は国際自由メディア大学として社会学者の毛利嘉孝氏と芸術活動家の上岡誠二氏の呼びかけにより発起した、フリーメディア・リサーチラボ(F.M.R.L)を招聘し、シンポジウムを行った。フリーメディア、フリーアート、ラジオアートが交差する実験的なシンポジウム。
25	「町中アートプロジェクト'09」展 Exhibition 4/コジマラジオ公開収録「ペーカリーコジマ/バン王座決定戦!」(小島アートプラザ304号室)	H21. 10. 26	美術研究科絵画専攻油画研究分野	ミニ iFM 自由ラジオ局、コジマラジオによる公開収録。2名のバンづくりの様子をインターネット配信。公開収録現場に参加頂いた方にその優劣を審査いただいた。
26	「町中アートプロジェクト'09」 Performance/フラワーズ公演『SPEECH』(小島アートプラザ3F)	H21. 11. 07 ~11. 09	美術研究科絵画専攻油画研究分野	有志学生によるパフォーマンス公演
27	「アトリエの末裔あるいは未来+台東区立書道博物館」展(旧平櫛田中邸、台東区立書道博物館)	H21. 10. 17 ~10. 26	美術研究科彫刻専攻	近隣に所在する彫刻家平櫛田中の旧邸を使用した彫刻展。彫刻専攻の大学院生、教員の作品を展示。社会と連携した芸術教育プロジェクトの1つ。本年は台東区立書道博物館の協力も得て、屋外・館内に作品を設置した。アーティストゆかりの場を巡るイベントや、会期中ギャラリートークを開催した。
28	サスティナブルアートプロジェクト 2009 『閾-threshold-』展(旧坂本小学校、ギャラリー空、いろは会商店街他)	H21. 10. 19 ~11. 07	美術研究科絵画専攻油画研究分野	台東区と連携した現代アートプロジェクト。アートを通じて本来の目的を失った建物や場所に対して新たな価値観を見いだして行くプロジェクト。海外のアーティストも参加し、街の中に作品を展開した。
29	伝統技術の応用によるイノベーション商品開発プロジェクト発表展「技と工芸感Ⅲ」(浅草公会堂)	H21. 10. 27 ~11. 08	美術研究科工芸専攻彫金、鍍金、鍛金研究分野	台東区内の伝統工芸職人と、彫金・鍛金・鍍金を専攻する大学院生らが交流を重ね、制作した作品の発表展。社会と連携した芸術教育プロジェクトの1つ。参加人数36名中、職人講師13名、学生出品者(大学院一年)16名。展示来場者数1,706名。

30	伝統と現代 刷りもの・摺りもの-伝統の未来形- 『国際交流展『移行 umsteigen II』』(①旧坂本小学校, ②浅草公会堂)	H21. 11. 14 ~11. 25 H21. 11. 13 ~11. 18	美術研究科 絵画専攻版画研究分野	ウィーン応用芸術大学との交際交流展。(2009年は日本とオーストリア外交関係140周年を祝う”オーストリア・日本年”であり, 台東区とウィーン第1区との姉妹都市締結20周年にあたる。)併せて, オーストリア以外にも国内外からゲストを招き, 2会場で展示を行った。
31	伝統と現代 刷りもの・摺りもの-伝統の未来形- 東京芸術大学 DESIGN×PRINTMAKING プロジェクト 『Print Lab.』展(①旧坂本小学校, ②浅草公会堂)	H21. 11. 14 ~11. 25 H21. 11. 13 ~11. 18	美術研究科 絵画専攻版画研究分野	絵画専攻版画研究分野とデザイン専攻の大学院生が, 互いの研究領域を見つめ直し, 「グラフィック」「印刷」「流通」など, 共通のキーワードから新たな「すりもの」を提案する。開催期間中に台東区各所で制作物を配付し「すりもの」を通じて地域住民との交流を図った企画。
32	「時空の町- 街の音-」(浅草テプロ館)	H21. 11. 17 ~12. 20	美術研究科 彫刻専攻	テーマの「街の音」は, 浅草のさまざまな音にかかわる人物を彫刻作品にし, 浅草文芸などの具現化を行う。モデルについてリサーチし作品制作が行われ展示される。社会と連携した芸術教育プロジェクトの1つ。
33	第9回 保存科学研究室研究発表会	H21. 10. 16	美術研究科 文化財保存学専攻 保存科学研究分野	保存科学研究室で修士研究や博士研究として行っている内容を社会へ公開し, 評価していただいている。

資料6-1-1-B 音楽学部・音楽研究科における教育成果の発表例(平成21年度)

No.	演奏会名 (会場)	会期	演奏学生所属 学科・専攻等	概要
1	モーニングコンサート1~14(奏楽堂)	H21. 04. 30 ~02. 18	音楽学部・音楽研究科の各科・専攻	各科から選抜された優秀な学生が, 公開の場で大学オーケストラと共演。
2	「学生オーケストラ演奏会I」(奏楽堂)	H21. 05. 29	音楽学部器楽科 弦楽・管打楽専攻	カリキュラムの一貫として設置されている学生オーケストラの公開演奏会を開催。
3	学生オーケストラ演奏会II(奏楽堂)	H21. 06. 05	音楽学部器楽科 弦楽・管打楽専攻	カリキュラムの一貫として設置されている学生オーケストラの公開演奏会を開催。
4	奏楽堂トーク&コンサート「学長と語ろうV」(奏楽堂)	H21. 06. 20	音楽学部器楽科 弦楽・管打楽専攻	カリキュラムの一貫として設置されている学生オーケストラが出演した。
5	東京藝大チェンバーオーケストラ 第13回定期演奏会(奏楽堂)	H21. 07. 05	音楽学部器楽科 弦楽・管打楽専攻	カリキュラムの一貫として設置されている学生によるチェンバーオーケストラの公開演奏会を開催。
6	吹奏楽演奏会(奏楽堂)	H21. 06. 17	音楽学部器楽科 管打楽専攻	音楽学部管打楽器専攻学生による公開演奏会。
7	管打楽器シリーズ「ピエール=イヴ・アルトール教授を迎えて」(奏楽堂)	H21. 06. 24	音楽学部器楽科 管打楽専攻	公開の演奏会において, 本学管楽器専攻学生が, 本学教員及びパリ音楽院の教員・学生と共演。
8	藝大21 藝大とあそぼう「ようこそ! 藝大ランドへ」	H21. 07. 4	音楽学部・音楽研究科の各科・専攻	各科の学生がそれぞれのブースで演奏を披露。
9	サロンコンサート(千住校地スタジオA, 足立区わたなべ音楽堂 Bellne Saal)	H21. 08. 08 H21. 08. 23	音楽学部器楽科 ピアノ・弦楽・管打楽専攻	足立区との連携事業により開催したサロンコンサートで, 本学学生が出演, 第1回はヴァイオリンソロ, 第2回はオーボエ, ピアノのアンサンブル。
10	藝大21 和楽の美「平家の物語(後編)」(奏楽堂)	H21. 09. 16	音楽学部邦楽科	学生が, 本学教員とともに出演。
11	第4回「芸大で ちいさなちいさな 親子コンサート~障害のある方々と共に~」(千住校地行動室)	H21. 09. 26	音楽学部器楽科 弦楽専攻・楽理科	足立区との連携事業により開催したコンサートで, 本学学生が出演。

12	藝大オペラ定期第 55 回「イドメネオ」(奏楽堂)	H21. 10. 10 H21. 10. 11	音楽学部声楽科・音楽研究科声楽専攻	オペラ定期公演に学生を参加させ、教育成果の発表の機会としている。
13	藝大アーツ イン 東京丸の内(奏楽堂)	H21. 10. 25 ～10. 31	音楽学部・音楽研究科の各科・専攻	アカンサス受賞者による演奏 Vn, Fl, Pf, 声楽のソロコンサートを実施、各受賞学生が出演した。
14	「学生オーケストラ演奏会 III」(奏楽堂)	H21. 10. 30	音楽学部器楽科弦楽・管打楽専攻	カリキュラムの一貫として設置されている学生オーケストラの公開演奏会を開催。
15	ハイドンシリーズ第 1 夜「オーケストラ演奏会」(奏楽堂)	H21. 11. 07	音楽学部チェンバーオーケストラ	カリキュラムの一貫として設置されている学生によるチェンバーオーケストラが出演。
16	第 3 回「芸大ミュージックフェスタ」(千住校地)	H21. 11. 07 H21. 11. 08	音楽学部音楽環境創造科等	足立区との連携事業により開催。演奏も運営も学生を中心とした若いスタッフが実施した。
17	奏楽堂トーク&コンサート「学長と語ろう VI」	H21. 11. 14	音楽学部管打楽器専攻	音楽学部管打楽器専攻学生による演奏。
18	藝大フィルハーモニア・合唱定期(藝大定期第 336 回)	H21. 11. 23	音楽学部声楽科	声楽専攻学生が出演。
19	定期吹奏楽第 75 回(奏楽堂)	H21. 11. 25	音楽学部器楽科管打楽器専攻	学生主体の吹奏楽公開演奏会を開催。
20	定期演奏会「第 41 回学生オーケストラ定期演奏会」	H21. 11. 28	音楽学部器楽科弦楽・管打楽専攻	カリキュラムの一貫として設置されている学生オーケストラの公開演奏会。
21	弦楽シリーズ 弦楽科学生と教員によるストリング・オーケストラ(奏楽堂)	H21. 11. 30	音楽学部器楽科弦楽専攻・楽理科	学生が、本学教員とともに出演。
22	邦楽定期演奏会 第 76 回	H21. 12. 01	音楽学部邦楽科	学生が、本学教員とともに出演。
23	楽理科研究演奏会(奏楽堂)	H21. 12. 08	音楽学部楽理科	楽理科学生から希望者を公募し、研究成果に関する演奏や実技研究の成果発表を公開の場でおこなっている。
24	千住アートパス(千住校地)	H21. 12. 19 ～12. 20	音楽学部音楽環境創造科	千住アートパスは、東京芸術大学音楽学部音楽環境創造科の専門分野研究(プロジェクト)の研究成果を発表。学生個人、グループによる作品展示・研究発表のほか、さまざまなイベントを開催。学生同士がそれぞれのフィールドを超えて企画に取り組み、さらにそれらの取り組みを積極的に社会へ発信していくことを狙いとした。
25	卒業制作・修士論文発表会(音楽環境創造科・音楽音響創造・芸術環境創造)	H22. 02. 05 ～02. 07	音楽学部音楽環境創造科	2002 年に新設された音楽環境創造科の第三期生による卒業制作と、昨年度新設された大学院音楽研究科音楽文化専攻音楽音響創造分野・芸術環境創造分野一期生による修士論文の発表会。作品展示、プレゼンテーション、パフォーマンス、論文発表などの多様な発表の場。
26	藝大定期室内楽第 36 回(奏楽堂)	H22. 02. 06 ～02. 07	音楽学部・音楽研究科の各科・専攻	音楽学部各科学生・大学院生による公開演奏会。
27	藝大チェンバーオーケストラ第 14 回定期演奏会	H22. 02. 20	音楽学部器楽科弦楽・管打楽専攻	カリキュラムの一貫として設置されているチェンバーオーケストラの公開演奏会を開催。
28	藝大 21 第 5 回奏楽堂学内公募演奏会「The Composers! ～頭の中をのぞいたら」(奏楽堂)	H22. 03. 20	音楽学部楽理科等	学内公募による学生の企画・出演の公開演奏会。
29	楽理科卒論、修論、博論発表会	H22. 03. 23	音楽学部楽理科及び音楽研究科音楽文化専攻音楽学研究分野 等	平成 21 年度音楽学部楽理科、大学院音楽研究科音楽文化専攻音楽学研究分野(修士)及び音楽専攻音楽学研究分野(博士後期)卒業・修了予定者の卒論、修論、博論の発表

資料 6-1-1-C 音楽学部・音楽研究科における演奏依頼一覧（平成 21 年度）

* 網掛けは部分は教員のみ。その他は学生のみ又は教員と学生によるもの。

	月	日	曜日	演奏会名	主催
1	4	9	月	平成 21 年度東京工業大学学部・大学院入学記念演奏会	東京工業大学
2		10	木	平成 21 年度入学式	総務課
3		16	木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団
4		18	土	平成 21 年度同声会賞新人演奏会	東京芸術大学音楽学部同声会
5					
6		21	火	期待の音大生によるアフタヌーンコンサート	日本たばこ産業株式会社
7		23	木	【受託演奏】日本国際賞授賞式及び祝宴における奏楽	(財) 国際科学技術財団
8		24	金	第 3 回みどりの式典	内閣府
9	5	4	月	第 79 回読売新聞社主催新人演奏会	読売新聞社
10		5	火		
11		8	金	期待の音大生によるアフタヌーンコンサート	日本たばこ産業株式会社
12		14	木	【受託演奏】平成 21 年度春の叙勲伝達式における奏楽	文部科学省人事課
13		18	月	京都・国際音楽学生フェスティバル 2008 (18 日～27 日)	(財) ローム ミュージック ファンデーション
14		19	火	【受託演奏】平成 21 年春の褒章伝達式における演奏	文部科学省人事課
15		28	木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団
16		1	月	第 99 回日本学士院授賞式	日本学士院
17	6	土	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市	
18	7	日	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市	
19	7	日	森の会 50 周年定期演奏会	森の会	
20	13	土	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市	
21	14	日	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市	
22	15	月	平成 20 年度 第 65 回日本芸術院授賞式	日本芸術院	
23	6	18	木	JSPS サマープログラム 2009 における邦楽演奏	総合研究大学院大学
24		18	木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団
25		20	土	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市
26		23	火	期待の音大生によるアフタヌーンコンサート	日本たばこ産業株式会社
27		26	金	平成 21 年度三輪田学園邦楽鑑賞会	三輪田学園中学校
28		27	土	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市
29		27	土	平成 21 年度 第 1 回安曇野市立穂高東・西中学校楽器演奏指導	安曇野市教育委員会
30		28	日	平成 21 年度 第 1 回安曇野市立穂高東・西中学校楽器演奏指導	安曇野市教育委員会
31	7	4	土	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市
32		7	火	期待の音大生によるアフタヌーンコンサート	日本たばこ産業株式会社
33		11	土	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市
34		16	木	レクチャーコンサート	江東区立東雲小学校
35		16	木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団
36		18	土	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市
37	8	1	土	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市
38		8	土	第 59 回社会を明るくする運動音楽教室 「竹の太鼓を作って演奏しよう」	法務省保護局
39		15	土	全国戦没者追悼式典	厚生労働省
40		17	月	平成 20 年度伝統音楽研修会	文部科学省初等中等教育局
41					
42		20	木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団
43		27	木	舞台で遊ぼう～子供のための能 日本の伝統文化を知ろう～	(財) 佐賀市文化振興財団
44		28	金	舞台で遊ぼう～子供のための能 日本の伝統文化を知ろう～	(財) 佐賀市文化振興財団
45		22	土	音大生による未来館コンサート「サマーコンサート」	女性と仕事の未来館

46		30	日	したまち邦楽ワークショップ	(財) 台東区芸術文化財団	
47	9	3	木	世界創造都市会議 (仮称) 開催記念市民コンサート	横浜市	
48		12	土	したまち邦楽ワークショップ	(財) 台東区芸術文化財団	
49		13	日			
50		12	土	安曇野市穂高交流学习センター 開館記念コンサート 第一部	安曇野市教育委員会	
51		13	日	安曇野市穂高交流学习センター 開館記念コンサート 第二部	安曇野市教育委員会	
52		12	土	平成 21 年度第 2 回安曇野市立穂高東・西中学校楽器演奏指導	安曇野市教育委員会	
53		13	日			
54		17	木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団	
55		19	土	【受託演奏】文京シビック第 7 回定期演奏会	文京シビック合唱団	
56		19	土	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市	
57		19	土	アートステージ妙高推進事業	(財) 新井文化振興事業団	
58		20	日	アートステージ妙高推進事業	(財) 新井文化振興事業団	
59		22	火	スクリーンミュージックコンサート I N 上野	「したまちコメディ映画祭 in 台東」実行委員会	
60		23	水	スクリーンミュージックコンサート I N 上野	「したまちコメディ映画祭 in 台東」実行委員会	
61		29	日	期待の音大生によるアフタヌーンコンサート	日本たばこ産業株式会社	
62		10	3	土	「藝大生による邦楽フレッシュコンサート」	(財) 台東区芸術文化財団
63			3	土	東京芸術大学音楽学部生によるふれあいコンサート	取手市
64			4	日	吉川月の公園文化芸術祭	保地区月の公園文化芸術祭実行委員会
65			14	水	邦楽鑑賞教室	和洋九段女子中学校
66	15		木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団	
67	16		金	藝大生による邦楽鑑賞教室	中央区立佃島小学校	
68	17		土	東京大茶会	東京都, 東京都歴史文化財団	
69	18		日			
70	25		日	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市	
71	24		土	第 23 回伊澤修二先生記念音楽祭	長野県伊那市	
72	25		日	中学生への吹奏楽指導	長野県伊那市	
73	25		日	北とびあ国際音楽祭 2009 「藝大とあそぼう in 北とびあ」	(財) 北区文化振興財団	
74	31		土	アートステージ妙高推進事業	(財) 新井文化振興事業団	
75	11		1	日	アートステージ妙高推進事業	(財) 新井文化振興事業団
76		2	月	馬車道コンサート「トワイライトコンサート」	馬車道商店街 藝大大学院映像研究科	
77		4	水	【受託演奏】文化功労者顕彰式	文部科学省大臣官房人事課	
78		8	日	足利市民会館・藝大連携市民オペラ	(財) 足利市みどり文化・スポーツ財団	
79		9	月	期待の音大生によるアフタヌーンコンサート	日本たばこ産業株式会社	
80		9	月	【受託演奏】平成 21 年度秋の叙勲伝達式	文部科学省大臣官房人事課	
81		11	水	秋の火災予防運動表彰記念 防火演奏会	東京消防庁 上野消防署	
82		15	日	東京芸術大学・理化学研究所連携協力記念シンポジウム	東京芸術大学・理化学研究所	
83		16	月	【受託演奏】平成 21 年度秋の褒章伝達式	文部科学省大臣官房人事課	
84		17	火	期待の音大生によるアフタヌーンコンサート	日本たばこ産業株式会社	
85		19	木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団	
86		20	金	馬車道コンサート	映像研究科	
87		23	月	P T A 主催 芸術鑑賞会	埼玉県立浦和第一女子高等学校	
88		28	土	平成 21 年度取手市小・中学校と交流事業 (吹奏楽部指導)	取手市	
89		28	土	アートステージ妙高推進事業	(財) 新井文化振興事業団	
90	30	月	第 25 回国際生物学賞授賞式	日本学術振興会		

91	12	6	日	【受託演奏】LEXUSコンサート in 芸大 '09	東京トヨペット株式会社	
92		8	火	第5回緑と湖のまち音楽祭 東京芸術大学チェンバーオーケストラ	(財) 岡谷市振興公社等	
93		10	木	芸大生による未来館コンサート「クリスマス・コンサート」	女性と仕事の未来館	
94		12	土	第29回「台東第九公演」	台東区	
95		13	日	第九スペシャルコンサート	新潟県妙高市	
96		13	日	第九演奏会	(財) 荒川区地域振興公社	
97		17	木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団	
98		19	土	東京芸術大学音楽学部生によるふれあいコンサート	取手市	
99		19	土	管弦楽と第九のタベ	中央区第九の会実行委員会	
100		19	土	第4回みやこ町愛郷音楽祭	福岡県京都郡みやこ町	
101		22	火	第59回チャリティーコンサート「メサイア」		
102		22	火	期待の音大生によるアフタヌーンコンサート	日本たばこ産業株式会社	
103		23	水	天皇陛下御誕生祝賀レパシヨンにおける国歌独唱	外務省	
104		24	木	東証ランチタイムコンサート	(株) 東京証券取引所グループ	
105		25	金	東証ランチタイムコンサート	(株) 東京証券取引所グループ	
106		28	月	東証ランチタイムコンサート	(株) 東京証券取引所グループ	
107		1	7	木	平成21年度取手市小・中学校と交流事業(吹奏楽部指導)	取手市
108			7	木	期待の音大生によるアフタヌーンコンサート	日本たばこ産業株式会社
109			15	金	学習院初等科邦楽鑑賞教室	学習院初等科
110			16	土	平成21年度旧奏楽堂デビューコンサート	(財) 台東区芸術文化財団
111	16		土	未来を拓くパートナーシップ協定書のイニシアチブにおける演奏	東京都立北園高校	
112	21		木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団	
113	31		日	東京芸術大学コンサート	坂東市文化振興事業団	
114	25		月	【受託演奏】文部科学大臣優秀教員表彰式における演奏	文部科学省	
115	2	12	金	邦楽囃子を聴こう	あきる野市立前田小学校	
116		18	木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団	
117		19	金	平成21年度邦楽鑑賞教室	恵泉女学園中学・高等学校	
118		20	土	隅田公園梅まつり2010 箏・尺八演奏会	台東区役所 都市づくり部公園緑地課	
119		21	日	隅田公園梅まつり2010 箏・尺八演奏会	台東区役所 都市づくり部公園緑地課	
120		20	土	平成20年度 第3回安曇野市立穂高東・西中学校楽器演奏指導	安曇野市教育委員会	
121		21	日	平成20年度 第3回安曇野市立穂高東・西中学校楽器演奏指導・演奏会	安曇野市教育委員会	
122	3	1	月	第6回日本学術振興会賞並びに日本学士院学術奨励賞授賞式	日本学術振興会	
123		6	土	平成21年度旧奏楽堂デビューコンサート	(財) 台東区芸術文化財団	
124		8	木	JT アフタヌーンコンサート(8日または9日)	日本たばこ産業株式会社	
125		8	月	平成21年度台東区立小・中学校音楽鑑賞教室(中学校)	台東区教育委員会	
126		9	火	平成21年度台東区立小・中学校音楽鑑賞教室(小学校)	台東区教育委員会	
127		18	木	木曜コンサート	(財) 台東区芸術文化財団	
128		25	木	平成21年度学部卒業式、別科・大学院修了式	総務課	
129		27	土	平成21年度旧奏楽堂デビューコンサート	(財) 台東区芸術文化財団	
130		31	水	平成21年度音楽大学卒業生演奏会	宮内庁、当番校・国立音楽大学	

資料6-1-1-D 大学院映像研究科における教育成果の発表例（平成21年度）

No.	展覧会名(会場)	会期	出展学生所属学 科・専攻等	概 要
1	映像研究科映画専攻実習製作作品上映(東京(新宿バルト9)大阪(梅田ブルク7)広島(広島バルト11)北九州(T・ジョイリバーウォーク北九州)名古屋(名古屋シネマテーク)宮城(ワーナーマイカルシネマズ名取エアリ)福岡(KBCシネマ)	H21.06.27 ～10.03の うち各会 場1日	映像研究科映画 専攻	3期生が実習で製作した伊坂幸太郎原作「ラッシュライフ」を、映画専攻製作領域の院生達を中心となり、出資会社と実行委員会を作り、上映・パッケージ化する。
2	東京芸術大学大学院映像研究科映画専攻 第三期生 修了制作展 GEIDAI#3 (渋谷ユーロスペース)	H21.06.27 ～07.03	映像研究科映画 専攻	修了制作(3期生)の5作品を、院生達が主体で企画・上映の運営を行い、自ら制作した修了制作作品を上映する。
3	OPEN THEATER 2009 (横浜校地馬車道校舎)	H21.07.24 ～07.30	映像研究科映画 専攻	新作長編作品特集として、「SAD CITY」(大橋礼子監督)の作品を特集上映。20年度修了制作作品「イエローキッド」にて横浜市長賞受賞)を含め、過去の映画専攻修了生作品を上映。(期間中の来場者数:600名)
4	OPEN STUDIO 2009 (横浜)	H21.07.18 ～07.20 H21.07.24 ～07.26	映像研究科メデ ィア映像専攻	大学院映像研究科メディア映像専攻の校舎(studio)を会場とし、大学院生が取り組んだ制作・研究の成果を公開。Part 1では修士2年の修了制作に向けた中間発表、Part 2では修士1年の前期特別演習の課題成果発表を行い、映像・インスタレーションなどの作品を展示。(期間中の来場者数:348名)
5	『Media Practice 09-10』(横浜校地新港校舎)	H22.01.16 ～01.24	映像研究科メデ ィア映像専攻	「修士課程修了制作展」及び「修士課程1年次成果発表」として、映像・インスタレーションなどの作品を展示し、学生主体で運営を行う。(期間中の来場者:約320人)
6	『GEIDAI ANIMATION 01+』(横浜校地馬車道校舎)	H22.03.19 ～ H22.03.22	映像研究科アニ メーション専攻	平成21年4月に開設した映像研究科アニメーション専攻の第1期修了生(平成22年3月修了)修了制作11の短編アニメーションを上映するとともに、修了作品11作品を収めた作品集DVDを刊行した。
7	東京芸術大学大学院映像研究科映画専攻 第四期生 修了制作展 GEIDAI#4 (横浜校地馬車道校舎)	H22.03.27 ～03.28	映像研究科映画 専攻	修了制作(4期生)の5作品を、院生達が主体で企画・上映の運営を行い、自ら制作した修了制作作品を上映する。(期間中の来場者:約300人)
8	映像研究科映画専攻実習製作作品上映(東京(新宿バルト9)神奈川(横浜ブルク)大阪(梅田ブルク7)名古屋(名古屋シネマスコレ)	H22.02.27 ～03.27の うち各会 場1日	映像研究科映画 専攻	4期生が実習で製作した沢木耕太郎原作「人の砂漠」を、映画専攻製作領域の院生達を中心となり、出資会社と実行委員会を作り、上映・パッケージ化する。

資料6-1-1-E 主な学生の受賞一覧（平成21年度）

No	学 部 研究科	展覧会・コンペ・コンクールの名称等	氏 名	学 年
1	美術研究科	JJA ジュエリーデザインアワード2009 新人大賞	三 島 一 能	修士1・彫金
2	美術研究科	第43回日本七宝作家協会国際展 日本七宝作家協会会長賞	前 田 恭 兵	修士2・彫金
3	美術研究科	第45回神奈川県美術展/工芸部門 特選	井 上 菜 恵 子	修士2・彫金
4	美術研究科	第5回東京の伝統的工芸品チャレンジ大賞 奨励賞	緒 方 陽 奈	修士1・彫金
5	美術研究科	第49回日本クラフト展 学生賞	尾 崎 佐 和 子	修士1・彫金
6	美術学部	アートアワードトーキョー2009 AAT 選抜	小 室 貴 裕	学部4・彫刻
7	美術学部	日本ペイントデザインセンター賞/塗装部門 大賞	小 室 貴 裕	学部4・彫刻
8	美術研究科	有芽の会 法務大臣賞	湯 川 佳 昭	修了生・日本画

9	美術研究科	有芽の会 日本更生保護協会理事長賞	染谷 泰介	修了生・日本画
10	美術研究科	有芽の会 日本更生保護女性連盟会長賞	小畑 薫	修了生・日本画
11	美術学部	国際瀧富士美術賞	湊井 裕美	学部4・日本画
12	美術研究科	2009 院展 奨励賞	山本 浩之	修了生・日本画
13	美術研究科	2009 院展 奨励賞	鈴木 恵麻	修了生・日本画
14	美術研究科	2009 創画 奨励賞	牧野 一穂	修了生・日本画
15	美術研究科	日本陶芸展 入選	金 大容	博士3・陶芸
16	美術研究科	長三賞現代陶芸展 大賞	藤笠 砂都子	修了生・陶芸
17	美術研究科	第83回国展 新海賞	西山 大基	修士1・美教
18	美術研究科	第83回国展 彫刻部奨励賞	有馬 寛子	修士1・美術
19	美術研究科	BAKA-JA 特別賞	大桃 洋祐	修士1・デザイン
20	美術学部	少年ジャンプトレジャー新人賞 準グランプリ	芝田 優作	学部4・デザイン
21	美術学部	第5回公共広告CM学生賞 優秀賞	大田 久美子	学部4・デザイン
22	美術研究科	2009 春の院展 日本美術院春季展賞	前田 力	修了生・日本画
23	美術学部	瑞浪陶土フェスタ クレイオブジェコンテスト グランプリ	岩瀬 夏緒里 島田 耕希 濱本 祥尚 原義 和 野呂 杏奈 毛利 友貴	学部2・デザイン
24	美術研究科	2009 春の院展 奨励賞	武部 雅子	修了生・日本画
25	美術研究科	2009 春の院展 奨励賞	村岡 貴美男	修了生・日本画
26	美術研究科	2009 春の院展 足立美術館賞	村岡 貴美男	修了生・日本画
27	美術研究科	2009 春の院展 奨励賞	才木 康平	修了生・日本画
28	美術研究科	2009 春の院展 奨励賞	井出 康人	修了生・日本画
29	美術研究科	2009 春季創画展 春季展賞	喜多 祥泰	修了生・日本画
30	美術研究科	2009 春季創画展春季展賞	今村 雅弘	修了生・日本画
31	美術研究科	2009 春季創画展春季展賞	牧野 一穂	修了生・日本画
32	美術研究科	第4回1000の小箱展日東電工賞	地村 洋平	修士1・鑄金
33	美術学部	卒業設計合同公開講評会：東工大×藝大×東大長谷川逸子賞	渡邊 安結	学部4・建築
34	美術学部	卒業設計合同公開講評会：東工大×藝大×東大 菊竹清訓賞	加瀬 美和子	学部4・建築
35	美術学部	卒業設計合同公開講評会：東工大×藝大×東大 松原弘典賞	関野 有希子	学部4・建築
36	美術研究科	トウキョウ建築コレクション2009・全国修士設計展 乾久美子賞、西沢大良賞	顧 ピンピン	修士2・建築
37	美術研究科	第22回建築環境デザインコンペティション 第2位	新 雄太	修士2・建築
38	美術研究科	第12回 TEPCO 快適住宅コンテスト提案部門 優秀賞	新 雄太	修士2・建築
39	美術研究科	東京建築コレクション2009・全国修士設計展 内藤廣賞	新 雄太	修士2・建築
40	美術研究科	東京建築コレクション2009・全国修士設計展 グランプリ	白井 尚太郎	修士2・建築
41	美術研究科	「第1回家具デザインコンペティション2008」最優秀賞	宮崎 沙綾	修士2・建築
42	美術研究科	東京ワンダーシード2009 入選	前田 恭兵	修士1・彫金
43	美術研究科	第42回日本七宝作家協会国際展 日本七宝作家協会会長賞	菊地 映子	修士2・彫金
44	美術研究科	第48回日本現代工芸美術展 入選	太田 敏彦	修士2・漆芸
45	美術研究科	第48回日本クラフト展入選	佐野 絢子	修士2・漆芸
46	美術研究科	漆工奨学賞 大賞	梅津 奈保子	修士2・漆芸
47	美術研究科	日本ペイントデザインセンター賞 大賞	梅津 奈保子	修士2・漆芸
48	美術研究科	上野恩賜公園芸術の散歩道事業 東京都知事賞	田伏 香菜子	修士2・鑄金
49	美術研究科	学生CG コンテスト エンターテインメント賞	大桃 洋祐	修士1・デザイン
50	美術研究科	エプソン・カラーイメージング・コンテスト エプソン賞	増田 悠紀子	修士1・美術解剖
51	音楽学部	14回KOBE 国際学生音楽コンクール/B部門管弦楽部門 奨励賞	松本 優美	学部3・管打楽
52	音楽研究科	第45回日伊声楽コンクール 第1位	山本 耕平	修士1・声楽
53	音楽研究科	第45回日伊声楽コンクール 第2位	金原 聡子	修了生・声楽
54	音楽研究科	第45回日伊声楽コンクール 第3位	富岡 明子	修了生・声楽
55	音楽研究科	第45回日伊声楽コンクール 入選	田中 樹里	修了生・声楽
56	音楽研究科	第45回日伊声楽コンクール 入選	谷原 めぐみ	修了生・声楽
57	音楽研究科	第45回日伊声楽コンクール 入選	松岡 万希	修了生・声楽
58	音楽研究科	東京音楽コンクール/木管部門 第2位	押部 朋子	修士2・管打楽

59	音楽研究科	東京音楽コンクール/木管部門 第3位	濱崎 麻里子	修士1・管打楽
60	音楽研究科	東京音楽コンクール/声楽部門 第3位	高橋 さやか	博士2・声楽
61	音楽学部	東京音楽コンクール/弦楽部門 第2位	加藤 文枝	学部5・弦楽
62	音楽研究科	ミュンヘン国際音楽コンクール第2位	白井 圭	修了生・弦楽
63	音楽学部	第51回ブザンソン国際指揮者コンクール 第1位	山田 和樹	卒業生・指揮
64	音楽学部	第78回日本音楽コンクール/作曲部門 第2位	大胡 恵	卒業生・作曲
65	音楽研究科	第78回日本音楽コンクール/作曲部門 入選	桑原 ゆう	修了生・作曲
66	音楽研究科	第78回日本音楽コンクール/作曲部門 入選	折笠 敏之	修士2・作曲
67	音楽学部	第78回日本音楽コンクール/クラリネット部門 第2位	近藤 千花子	卒業生・管打楽
68	音楽学部	第78回日本音楽コンクール/クラリネット部門 入選	芳賀 史徳	卒業生・管打楽
69	音楽研究科	第78回日本音楽コンクール/声楽部門 第1位	佐藤 康子	博士5・声楽
70	音楽研究科	第78回日本音楽コンクール/声楽部門 第2位	首藤 玲奈	修了生・声楽
71	音楽研究科	第78回日本音楽コンクール/声楽部門 入選	谷原 めぐみ	修了生・声楽
72	音楽研究科	第78回日本音楽コンクール/声楽部門 入選	岡 昭 宏	修了生・声楽
73	音楽学部	第78回日本音楽コンクール/ピアノ部門 第2位	中 桐 望	学部2・鍵盤
74	音楽研究科	第78回日本音楽コンクール/ピアノ部門 第3位	石井 園子	修了生・鍵盤
75	音楽学部	第78回日本音楽コンクール/ピアノ部門 入選	梅村 知世	学部3・鍵盤
76	音楽学部	第78回日本音楽コンクール/バイオリン部門 第1位	尾池 亜美	学部3・弦楽
77	音楽学部	第78回日本音楽コンクール/バイオリン部門 入選	柳田 祐那子	学部1・弦楽
78	音楽学部	第19回イタリア語スピーチコンテスト 第2位	脇園 彩	学部3・声楽
79	音楽学部	ロン＝ティボー国際コンクール/ピアノ部門 ギャビー・バスキエ賞	斎藤 一也	学部2・鍵盤
80	音楽学部	フォーレ・コンクール 第3位	小林 えりか	学部3・鍵盤
81	音楽学部	日本管打楽器コンクール/サクソフォン部門 第1位	田中 拓也	学部3・管打楽
82	音楽学部	宮城道雄記念コンクール/演奏部門一般部 第1位	安嶋 三保子	卒業生・邦楽
83	音楽学部	宮城道雄記念コンクール/演奏部門一般部 秀位	押切 さち	卒業生・邦楽
84	音楽学部	宮城道雄記念コンクール/演奏部門一般部 秀位	寺井 結子	卒業生・邦楽
85	映像研究科	学生CG コンテスト 文化庁メディア芸術協賛事業エンターテインメント賞	大桃 洋祐	修士1・アニメ
86	映像研究科	第62回カンヌ映画祭 監督週間部門出品「KARAOKE」音響担当	森永 泰弘	博士3・映画
87	映像研究科	トロント映画祭 正式出品「KARAOKE」音響担当	森永 泰弘	博士3・映画
88	映像研究科	バンクーバー映画祭 監督週間部門出品「KARAOKE」音響担当	森永 泰弘	博士3・映画
89	映像研究科	ロンドン国際映画祭 正式出品「KARAOKE」音響担当	森永 泰弘	博士3・映画
90	映像研究科	釜山国際映画祭 another view「KARAOKE」音響担当	森永 泰弘	博士3・映画
91	映像研究科	高崎映画映画祭 「若手監督の現在」に出品	濱口 竜介	修了生・映画
92	映像研究科	高崎映画映画祭 「若手監督の現在」に出品	映画専攻2期生	修了生・映画
93	映像研究科	高崎映画映画祭 「若手監督の現在」に出品	映画専攻3期生	修了生・映画
94	映像研究科	カルロビバリ映画祭 another view	濱口 竜介	修了生・映画
95	映像研究科	ゼロ年代映画祭(札幌) 正式出品	濱口 竜介	修了生・映画
96	映像研究科	第13回JPPA AWARDS 審査員奨励賞	山本 良子	修了生・映画
97	映像研究科	第14回JPPA AWARDS カテゴリーI部門(ドラマ) ミクシング・ゴールド賞	小西 真之	修了生・映画
98	映像研究科	下北沢映画祭 インコンペティション	植草 航	修士1・アニメ
99	映像研究科	NHK デジタルスタジオム 土佐信道セレクション選出	植草 航	修士1・アニメ
100	映像研究科	バンクーバー国際映画祭/Dragons and Tigers 部門ノミネート	真利子 哲也 原 堯志 他	修了生・映画
101	映像研究科	不夜城シネマフェスティバル 出品 ※バルト9(新宿)にて上映権獲得	真利子 哲也 原 堯志 他	修了生・映画
102	映像研究科	田辺弁慶映画祭/コンペティション部門 出品	瀬田 なつき	修了生・映画
103	映像研究科	ソウル日本映画祭 招待出品	濱口 竜介	修了生・映画
104	映像研究科	仙台短編映画祭 部門出品	濱口 竜介	修了生・映画
105	映像研究科	湯布院映画祭 特別上映	濱口 竜介	修了生・映画
106	映像研究科	黄金町映画祭 メインプログラム出品	濱口 竜介	修了生・映画
107	映像研究科	TCM アワード2009 TCM サポーターズ賞 NEC ビッグロープ賞	吉田 健	修士2・アニメ
108	映像研究科	第3回国際大学生平和映画祭 ノミネート	吉田 雄一郎	修了生・映画
109	映像研究科	アジアフィルムアワード 脚本賞受賞	田中 幸子	修了生・映画

110	映像研究科	大阪アジア映画祭 招待出品	瀬田 なつき	修士生・映画
111	映像研究科	アルスエレクトロニカ“BACA-JAの推薦作品として出品”	田中美妃	修士2・アニメ

【分析結果とその根拠理由】

教育の達成状況を検証・評価するための取組については、個人指導、少人数グループ指導を通して日々の学習を確認しているほか、各種展覧会や演奏会等での発表及び学生の受賞状況や新聞掲記事等を活用し、達成状況を確認している。さらに、大学院においては、研究作品や論文等の指導や学位審査・修了判定も教育の達成状況の検証・評価の機会となっている。

また、在学生及び卒業・修了生アンケートや授業評価アンケート等の調査結果を用いて、教育の達成状況の検証・評価・フィードバックを実施している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

学生が身に付ける学力や資質・能力の現況を示すデータとして、留年率、休学率、学位授与状況、標準修業年限の卒業・修了率については、（資料6-1-2-A～6-1-2-D）に示すとおりである。また、教育職員免許状取得状況、博物館学芸員の資格取得状況は（資料6-1-2-E）に示すとおりである。

また、学生の創作活動・演奏活動に対しては、（資料6-1-1-E）に示すとおり、各種コンクールや作品公募にかかる受賞状況に見られるように、国内外から高い評価を得ている。また、新聞等でその活動が数多く紹介（別添資料6-1-1-2）されており、社会からの関心も高い状況にあると言える。

資料6-1-2-A 留年率（※）

課 程	H19	H20	H21
学士課程	4.4%	4.4%	4.0%
修士課程	10.2%	10.7%	10.2%
博士後期課程	26.7%	21.4%	19.4%

※ 留年率は最低在籍年限超過学生数÷在籍学生数で算出。休学者を含む。

資料6-1-2-B 休学率

課 程	H19	H20	H21
学士課程	1.7%	1.8%	1.7%
修士課程	9.8%	5.6%	5.1%
博士後期課程	14.5%	10.5%	7.8%

資料6-1-2-C 学位授与状況(人)

課 程	H19	H20	H21
学士課程	488	502	463
修士課程	385	384	373
博士後期課程	67 (2) ※	53	61

※ () 内の数字は論文博士を示し、内数。

資料6-1-2-D 標準修業年限内の修了・卒業率

課 程	H19	H20	H21
学士課程	86.4%	87.2%	86.4%
修士課程	79.2%	77.8%	72.1%
博士後期課程	50.0%	45.8%	48.5%

資料6-1-2-E 資格取得状況(人)

免許状	H19	H20	H21
中学校教員免許状	167	133	152
高等学校教員免許状	214	200	194
博物館学芸員資格	51	36	36

【分析結果とその根拠理由】

学位授与数、教育職員免許状、博物館学芸員資格の取得状況は、高い水準で推移している。また、学生が在学期間中の研究成果により、国内外のコンクール、作品公募等において数々の受賞を果たしている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

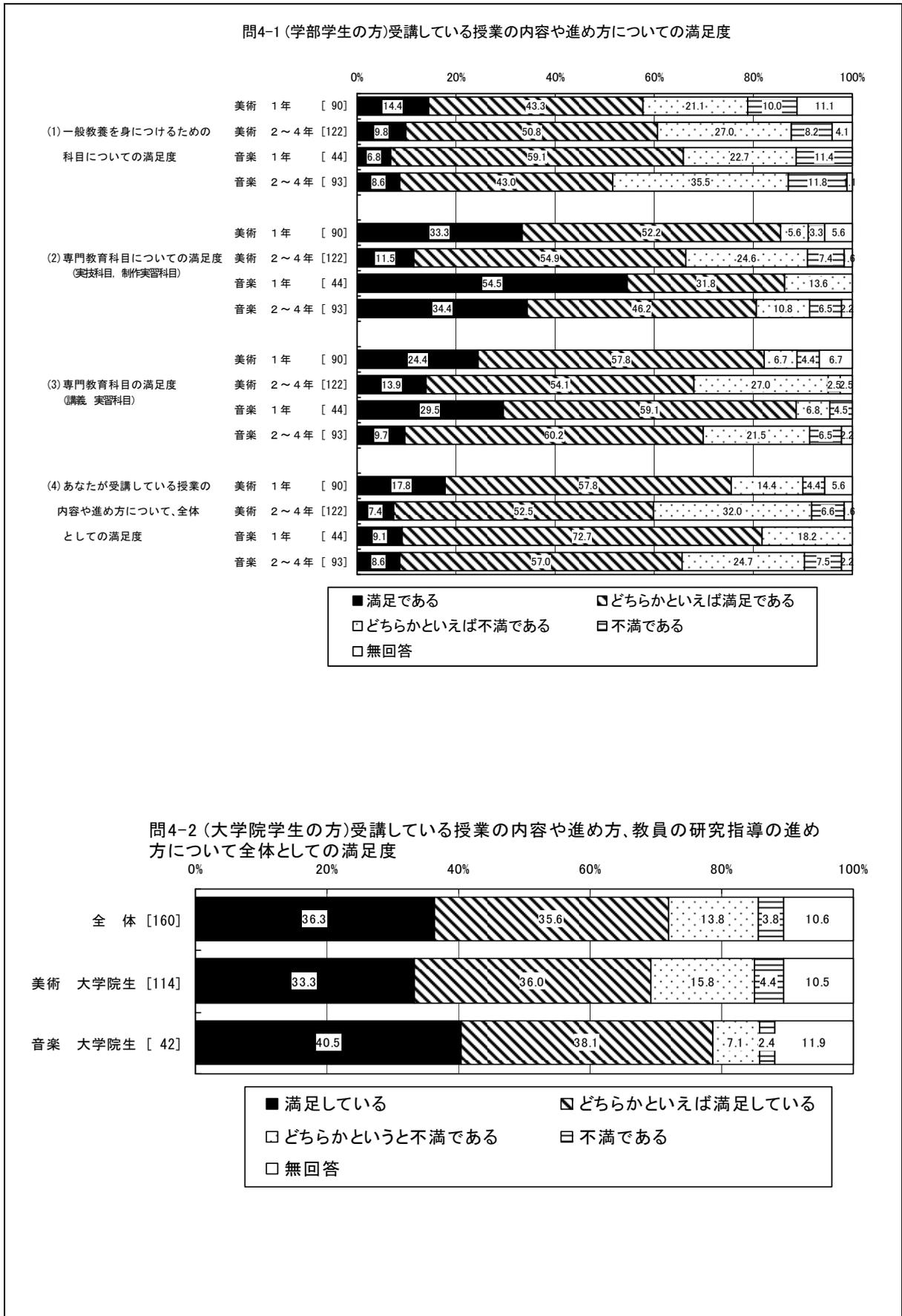
【観点に係る状況】

在学生「学習と学生生活」アンケート2007の関連設問から、「授業内容の進め方についての満足度」について、(資料6-1-3-A)に示すとおり、全体としての満足度は、美術学部1年次で75.6%、音楽学部1年次で81.8%、大学院においては、全体で71.9%となっており、満足度が高い傾向にあり、特に、一般教養科目に比べ、専門教育科目(実技科目・制作実習科目)に係る満足度が高くなっている。

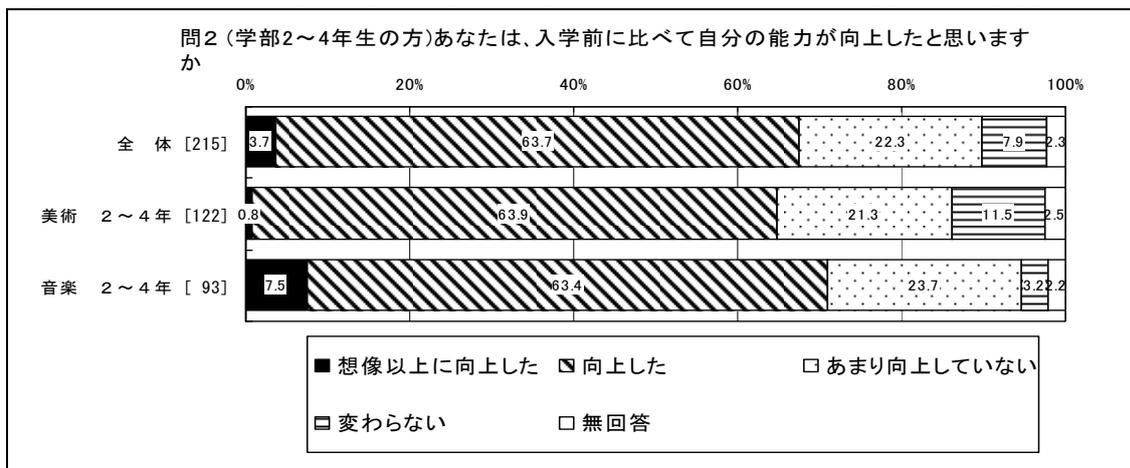
「入学後の能力向上度」については、(資料6-1-3-B～6-1-3-C)に示すとおり、「想像以上に向上した」「向上した」という回答が合わせて67.4%、「目標の達成度」については、「達成できた」「ほぼ達成できた」という回答が合わせて59.5%となっており、教育の成果や効果が上がっていることを示している。

「学外での演奏・展示・発表の経験」については、(資料6-1-3-D)に示すとおり、学外で演奏や展示、発表を行ったことがある学生の割合は、全体で56.4%となっており、教育の成果が上がっているため、その成果を発表する学生が多いものと考えられる。

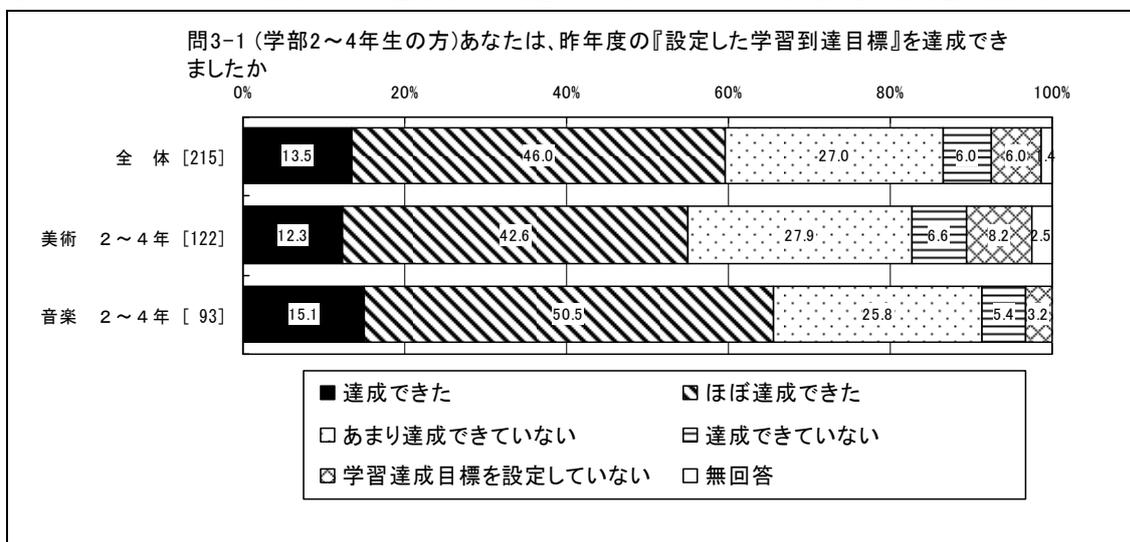
資料6-1-3-A 在学生「学習と学生生活」アンケート2007 集計結果報告書(抜粋)



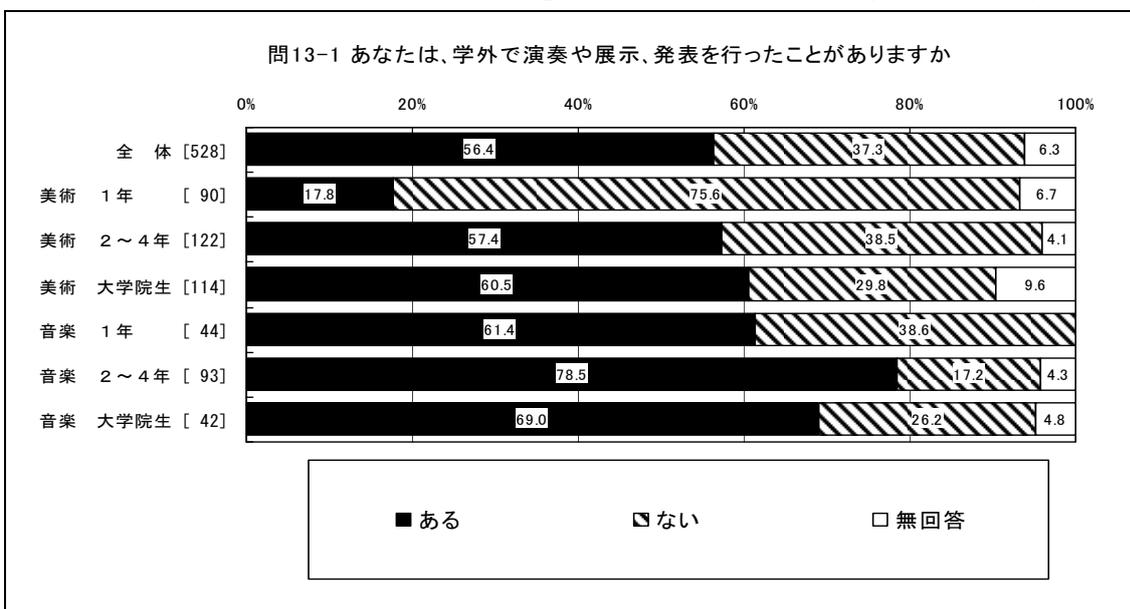
資料6-1-3-B 在学生「学習と学生生活」アンケート2007 集計結果報告書（抜粋）



資料6-1-3-C 在学生「学習と学生生活」アンケート2007 集積結果報告書（抜粋）



資料6-1-3-D 在学生「学習と学生生活」アンケート2007 集計結果報告書（抜粋）



【分析結果とその根拠理由】

アンケート調査の結果から、授業内容、学力の向上度、目標の達成度等について、全体的に満足度が高くなっていることがわかる。また、学外で演奏や展示、発表を行ったことがある学生の割合も高く、教育の成果や効果が上がっていると考えられる。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

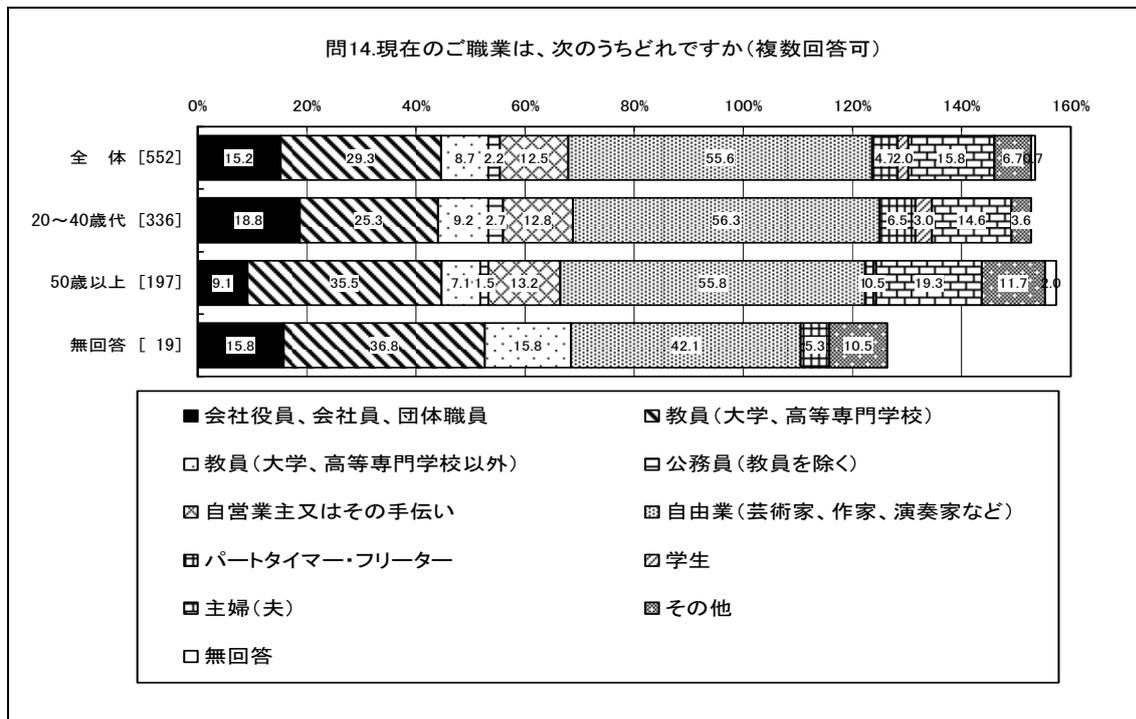
直近3年間における卒業・修了後の進路状況は、(資料6-1-4-A)に示すとおり、学部卒業者の約半数が大学院へ進学しており、学士課程の教育指導に対する学生の肯定を示していると判断できる。統計上「その他」となっている者には、作家・演奏家活動を続けている者等が多数含まれており、多くの学生が表現者として更に高い水準を目指して研鑽を重ねていることがわかる。就職者の就職先は、本学の教育内容を反映して、デザイナー、建築家、プランナー、学芸員、音楽・放送番組制作者、舞台スタッフ、交響楽団員など芸術に関わる企業・職種となっている。また、「一時的就職」の多くは、本学で優秀な成績を修めた後に、非常勤の教育研究助手を務めている者で、この中から数年後に作家・演奏家・教育者として独り立ちする者が多い。

なお、(資料6-1-4-B～6-1-4-D)に示すとおり、卒業・修了生アンケートの関連設問によると、「現在の職業」については、「自由業(芸術家, 作家, 演奏家)」が55.6%と最も多くなっている。「現在の職種・仕事と、大学時代の専攻等との関係性」については、「非常に関係のある職場である」「どちらかといえば関係のある職場である」の肯定回答の割合が全体で52.2%となっている。また、「卒業・修了後の演奏活動や創作活動の状況」からは、卒業・修了後も個展の実施やコンクール等への参加、或いは生涯学習指導など、本学での専門を活かした活動を行っている者が多いことがわかる。

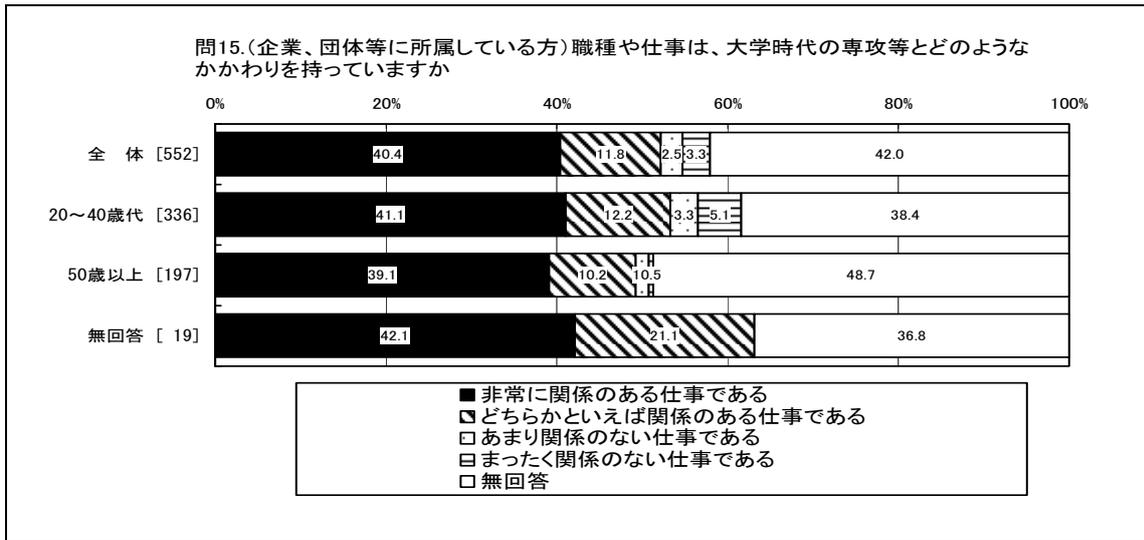
資料6-1-4-A 課程別進路状況

区 分	平成19年度 卒業・修了生 (人)			平成20年度 卒業・修了生 (人)			平成21年度 卒業・修了生 (人)			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
学士課程	進学	83	116	199	86	113	199	95	115	210
	就職	9	19	28	10	26	36	11	37	48
	一時的就業	1	10	11	4	13	17	3	8	11
	その他	68	149	217	89	146	235	98	135	233
	計	161	294	455	189	298	487	207	295	502
修士課程	進学	22	26	48	18	36	54	21	21	42
	就職	18	21	39	13	36	49	22	28	50
	一時的就業	11	19	30	9	18	27	4	22	26
	その他	102	127	229	99	156	255	115	152	267
	計	153	193	346	139	246	385	162	223	385
博士後期課程	進学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	就職	2	1	3	2	2	4	2	3	5
	一時的就業	4	9	13	9	13	22	5	9	14
	その他	18	29	47	17	22	39	28	25	39
	計	24	39	63	28	37	65	21	37	58

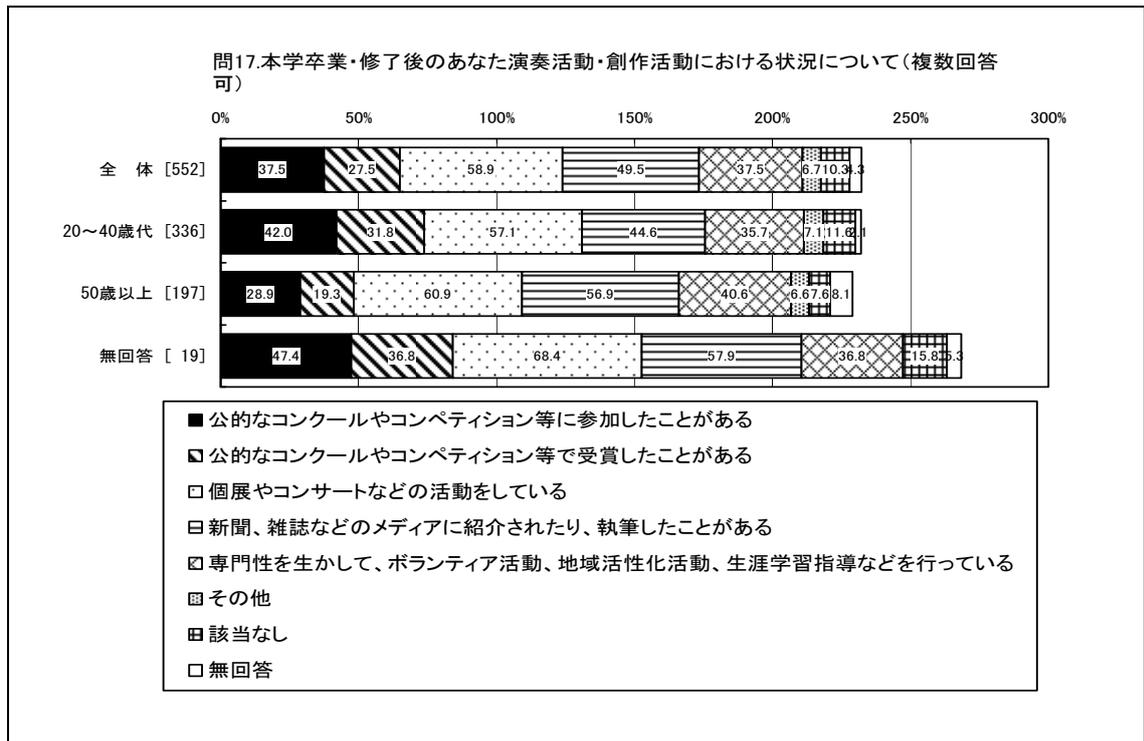
資料6-1-4-B 卒業生・修了生アンケート2007 集計結果報告書(抜粋)



資料6-1-4-C 卒業生・修了生アンケート2007 集計結果報告書(抜粋)



資料6-1-4-D 卒業生・修了生アンケート2007 集計結果報告書(抜粋)



【分析結果とその根拠理由】

卒業・修了後の進路状況、卒業・修了生アンケートによると、現在の職種・仕事と、大学時代の専攻等との関係性が強いこと、また、個展の実施やコンクール等への参加等、本学での専門を活かした活動を行っている者が多いことがわかる。このことは、卒業・修了後の進路は、本学の教育目的を反映したものとなっていることを示している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点6-1-⑤：卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

外部関係者からの意見聴取として、（資料6-1-5-A）に示すとおり、芸術文化振興に関心のある法人・団体組織を調査対象とした「芸術系大学への期待に関する調査」を実施しており、その調査結果によると、教育面に関する期待としては、「A. 全国レベル或いは世界レベルで活躍する芸術家の養成」が最も多く、続いて「B. 地域文化振興の担い手となる芸術家の養成」となっている。

これに対し、（資料6-1-4-D）に示すとおり、「卒業・修了後の演奏活動や創作活動の状況」の調査結果から、卒業・修了後も個展の実施やコンクール等への参加、或いは生涯学習指導など、本学での専門を活かした活動を行っている者が多いことがわかる。さらに、卒業・修了生の創作活動・演奏活動に対しては、（資料6-1-1-E）に示す各種コンクールや作品公募にかかる受賞状況に見られるように、国内外から高い評価を得ている。これらの調査結果及び状況から、本学における教育成果は、企業等関係者の期待に応えるものとなっていることがわかる。

この他、（資料6-1-5-B）に示すとおり、在学生及び卒業・修了生アンケートの関連設問にかかる回答結果から、卒業・修了生やその勤務先、保護者等からも高い評価を得ていることがわかる。

また、卒業・修了生の活動は新聞等で数多く紹介（別添資料6-1-1-1）されており、社会からの関心も高い状況にあると言える。

資料6-1-5-A 芸術系大学への期待に関する調査 集計結果報告書（抜粋）

教育面における芸術系大学への期待

期待項目	1位を選んだ者の割合	平均順位	中央値
A. 全国レベル或いは世界レベルで活躍する芸術家(画家, 彫刻家, 工芸家, 作曲家, 演奏家, 舞踊家, 指揮者等の表現者など)の養成	67.9	1.71	1
B. 地域文化振興の担い手となる芸術家の養成	10.9	3.07	3
C. 芸術に関する研究者, 高等教育機関の教育者の養成	5.4	3.55	4
D. 小学校・中学校・高等学校の教員の養成	0	4.80	5
E. 企業等で, 芸術文化に関する専門知識や技能を生かして働く者の養成(例: 広告代理店のデザイナー, メーカー企業でのパッケージデザイン担当者, 新聞社文化部記者など)	10.5	3.89	4
F. 行政機関や芸術文化団体, 企業内で, 芸術文化活動の企画・マネジメントを担う者の養成	7.1	3.86	4
G. その他			

資料6-1-5-B 在学生・卒業・修了生アンケート2007 関連設問（抜粋）

設 問		肯定的選択肢を回答した者の割合	
在 学 生	あなたの保護者は、あなたの入学後の本学に満足していると思いますか	満足していると思う+どちらかといえば満足していると思う	88.0%
卒 業 ・ 修 了 生	在学中に学んだ事は、仕事や生活に役立っていますか（専門教育科目）	とても役立っている+役立っている	84.6%
	在学中に学んだ事は、仕事や生活に役立っていますか（学外での展示・発表・演奏活動）	とても役立っている+役立っている	67.2%
	あなたが在学中に受けた授業の内容や進め方、教員の研究指導の進め方について全体として満足していますか	満足している+どちらかといえば満足している	65.6%
	（企業、団体等に所属している方）職種や仕事は、大学時代の専攻等とどのようなかわりを持っていますか	非常に関係のある仕事である+どちらかといえば関係のある仕事である	52.2%
	（企業、団体等に所属している方）所属先での、東京芸術大学又は卒業・修了生への評価をどのように感じていますか	非常に高い評価を受けていると感じる+どちらかといえば高い評価を受けていると感じる	47.8%
	自分の子ども、後輩・教え子等、芸術を学ぼうとしている人に東京芸術大学への進学を薦めたいと思いますか	思う	78.3%

【分析結果とその根拠理由】

社会から本学に対する付託について、全国レベル或いは世界レベルで活躍する芸術家の養成が求められており、卒業・修了生や現学生の各種コンクールや公募にかかる受賞状況や新聞掲載記事等から、本学における教育成果や効果は十分に期待に応えるものとなっていることがわかる。また、保護者及び卒業・修了生から本学の教育内容や教育方法等についても高い評価を得ている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 教育の達成状況を検証・評価するための取組については、個人指導、少人数グループ指導を通して日々の学習を確認しているほか、各種展覧会や演奏会等での発表及び学生の受賞状況や新聞掲載記事等を活用し、達成状況を確認している。さらに、大学院においては、研究作品や論文等の指導や学位審査・修了判定も教育の達成状況の検証・評価の機会となっていること。

【改善を要する点】

- ・ 学生による授業評価は始まったばかりであり、今後の進め方や調査方法などを確固たるものに構築していくとともに得られた情報を蓄積していく必要がある。また、中期目標期間中に2~3回程度、学生による授業評価を行うとともに、在学生や卒業・修了生に対する大学に関するアンケート調査などの構築を進めていくことが重要であると考えている。

(3) 基準6の自己評価の概要

本学の専門教育は、個人指導、少人数グループでの指導を中心とした授業方法を採用しており、教員が常に個々の学生の達成状況を把握している。また、学生の教育成果は、各種展覧会、演奏会、出版物、本学ウェブサイト等様々な方法で外部に向けて発表しており、身に付けた資質や能力等について外部の専門家や一般の鑑賞者等からの批評を受けている。また、授業評価アンケート等の調査手法も効果的に用いて、教育の達成状況の検証・評価を実施している。

学位授与数、教育職員免許状、博物館学芸員資格の取得状況は、高い水準で推移している。また、学生が在学期間中の研究成果により、国内外のコンクール、作品公募等において数々の受賞を果たしている。また、授業内容、学力の向上度、目標の達成度等に関する学生アンケートの調査結果においても、全体的に満足度が高くなっている。

直近3年間の卒業後の進路状況では、学士課程から大学院課程への進学率が高い水準となっており、学部での教育指導に対して学生が肯定していることを示している。卒業・修了生アンケートの調査では、大学時代の専攻等と関係性が強い職種や仕事に就いている者が多いことや、個展の実施やコンクール等への参加等本学での専門を活かした活動を行っている者が多いことがわかり、本学の教育目的を反映した結果となっている。

企業等へのアンケート調査結果では、社会のニーズに沿った教育が実現されていること示している。また、教育の成果や効果については、卒業・修了生の各種コンクールや公募にかかる受賞状況や本学に関する新聞掲載記事等から判断して、卒業・修了生、就職先、社会一般等からの期待に込んでいると言える。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

新入生を対象としたガイダンスについて、履修関係、学生生活、奨学金、教育職員免許状、図書館や美術館等の利用案内等についての内容を各学部、研究科及び各科、専攻を単位として、実施している。

なお、音楽学部（音楽研究科を含む）では、4月当初、音楽学部及び大学院音楽研究科学生の一人一人を対象に実技担当教員と面談日（期間）を設け、自学自習や授業の進め方を中心としつつ履修、学生生活等の相談に応じている。

【別添資料】

資料番号	資料名
7-1-1-1	平成21年度 美術学部新入生ガイダンス配付資料一覧表
7-1-1-2	平成21年度 音楽学部・音楽研究科新入生ガイダンス配付資料一覧表
7-1-1-3	平成21年度 映像研究科新入生ガイダンス配付資料一覧表

【分析結果とその根拠理由】

各学部、研究科及び各科、専攻において、新入生を対象に授業科目等のガイダンスを実施していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学における学習相談、助言等についての取組みとしては、オフィスアワーや電子メールを活用し、全学部・研究科において実施している。なお、学生には、シラバスや個人面談の際に、オフィスアワーの開設時間やメールアドレスを周知している。

また、本学の中心である専門実技科目については、少人数のグループ指導や個人レッスンを行っており、随時、学習相談や要望等を受付けており、教員は日常の学生の反応を見ながら、適宜指導方法を見直しながら進めており、教員が講義や実技授業の中で学生との直接対話を通じて学生の関心、興味や学習意欲などのニーズを把握している。

【分析結果とその根拠理由】

学習相談・助言の支援体制は、オフィスアワー、電子メールの他、少人数のグループ指導や個人レッスンを通じて、随時、受付けており、また、教員は直接的に学生のニーズを把握している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

留学生への学習支援については、(資料 7-1-4-A) に示すとおり、希望する学部留学生及び大学院生の国費留学生にはチューターを配置しているとともに外国人留学生向けガイドブック(別添資料 7-1-4-1)を作成し配布している。また、正課の授業として日本語及び日本語事情の科目を開講している他、留学生からの学習相談については、留学生担当教員及び指導教員が、日々の少人数のグループ指導や個人レッスンを通して随時受け付ける体制を構築している。

障害者の学習支援について、美術学部では修学補助者制度を導入し、授業の概要メモや学習・生活上の相談等を行うとともに、音楽学部では定期試験の試験時間延長、点訳、墨字訳の他、専有の学習室を設置している。

また、施設・設備のバリアフリー化については、施設のマネージメントにより、エレベーター、スロープ点字ブロック、身障者用トイレなどの整備を順次進めている。

資料 7-1-4-A チューターの配置状況(平成 21 年度実績)

部 局 名	対象学生数		配置数	
	学 部	大学院	学 部	大学院
美術学部・大学院美術研究科	0	4	0	2
音楽学部・大学院映像研究科	0	5	0	6
大学院映像研究科	0	0	0	0

【別添資料】

資料番号	資 料 名
7-1-4-1	外国人留学生向けガイドブック(2010年度版)

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対しては、希望する学部留学生及び大学院の国費留学生にはチューター制度を導入しているとともに、学習相談については日々のグループ指導や個人レッスンを通じて随時受け付ける体制を構築している。また、障害者に対しては、バリアフリー化を、着実に進めているとともに、学習支援においても、美術学部では修学補助者制度を導入するなど障害の程度に応じ、過度の支援にならないよう本人の要望に基づき可能な範囲にお

いて支援を行っている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

自主的学習環境としては、附属図書館や芸術情報センター等の整備の他、(資料 5-1-3-A, 5-1-3-B, 5-4-3-A 及び 5-4-3-B) に示すとおり、アトリエ、工房、レッスン室、練習室、撮影スタジオ等の開放を行っている。

情報環境としては、芸術情報センターにおいて、PC 端末の他、コンピュータアトリエや音楽スタジオも整備しており、授業時間外も、作品制作や演奏の録音等に使用することが可能である。

また、学生の成果発表の機会として、(資料 6-1-1-A~6-1-1-D) に示すとおり、学内施設である大学美術館や奏楽堂において実施している。その他、美術学部内の各棟にある展示スペースを活用して、学内賞の受賞者の展示や授業課題制作品の展示を行っている。(例えば、絵画棟では、セプテーニ賞、新人展、留学生展(油画専攻、版画専攻)、彫刻棟では「玄関ギャラリー」を 1 週間単位で学生が展示発表の場として活用(彫刻)、総合工房棟プレゼンテーションルームでの課題作品展示(デザイン科)、先端芸術表現科(取手校地)の顕彰展を上野校地で開催、映像研究科映画及びアニメーション専攻修了生作品を上野校地でも上映など。)

【別添資料】

資料番号	資料名
7-2-1-1	図書館利用案内 2010
7-2-1-2	附属図書館概要 2008/2010
7-2-1-3	平成22年度 芸術情報センター案内

【分析結果とその根拠理由】

自主的学習環境として、図書館、芸術情報センター等の整備の他、アトリエ、練習室、スタジオ等の時間外使用を認めている。また、学内のスペースを有効活用して、学生の作品展示や演奏活動が毎年数多く行われている。以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学には、(資料 7-2-2-A) に示すとおり、大学公認のサークルが 20 団体あり、顧問教員の配置、部室の提供の他、経済的な助成を行っている。

主な課外活動としては、毎年秋季に美術学部生と音楽学部生が共同で、大学祭(藝祭)を開催しており、当該年度のテーマのもと、平素の教育研究及び課外活動の成果を、各展示会、演奏会等を通じて広く一般に公開

している（藝祭 URL <http://www.geidai.ac.jp/life/geisai/index.html>）。

また、京都市立芸術大学、金沢美術工芸大学、愛知県立芸術大学及び本学の、それぞれの学生相互間の親睦交流を図る目的で、年1回5月末に、四芸術大学体育・文化交歓会（四芸祭）が輪番制で開催され、競技及び文化交流会を中心に、交歓を繰り広げている。

さらに、東京地区の国公立大学の学生の体力向上と、学生相互間の親睦を図るため、年1回、東京地区国公立大学連合体育大会が輪番制で開催され、本学の学生も毎年数種目に参加している。

本学はこれらの課外活動について、その発展と内容の充実のために、資金及び物質面で積極的に支援している。

資料7-2-2-A 大学公認のサークル一覧（平成22年5月1日現在）

整理番号	サークルの名称	登録人数
1	裏千家茶道部	20
2	ジャワガムランクラブ	8
3	軽音楽研究部	16
4	映像美術部	16
5	バツハカンタータクラブ	80
6	芸大ミュージカルエクスプレス	15
7	VOICE SPACE（現代詩研究会）	5
8	サンバパーティー	35
9	空手道部	2
10	ラグビー部	25
11	剣道部	22
12	山岳部	13
13	バスケットボール部	17
14	サッカー部	26
15	バレーボール部	24
16	硬式テニス部	19
17	準硬式野球部	16
18	バドミントン部	30
19	小文間植生研究部	8
20	演劇研究会	22

【分析結果とその根拠理由】

学生のサークル活動については、顧問教員・部室の配置の他、経済的な助成を行っている。大学祭についても、資金・物質面で積極的に支援している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点7-3-①：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点到る状況】

学生の学生生活等において抱えている問題や悩み（修学、進路、対人関係、ハラスメント、健康等）の初期相談機関として、学生相談室を設置し、問題解決へのアドバイスを行うほか、相談内容に応じ、他の相談窓口等を紹介している。また、前述の基準7-1-②でも記載しているが、少人数のグループ指導や個人レッスンを通して、教員が学生からの相談を受付けており、解決できる範囲において、助言等を行っている。^(※)

健康や心理等に係る相談については、（資料7-3-1-A及び7-3-1-B）に示すとおり、保健管理センターにおいて、内科医、精神科医、臨床心理士、看護師等が相談に応じている。また、保健管理センターでは、保健管理の企画及び立案機能として、前述の相談業務の他、定期健康診断、健康相談、心理相談、季節性インフルエンザ予防接種、マッサージ等を実施している。

ハラスメントに関する相談については、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど全てのハラスメントに対応すべく指針並びに規則を制定しているとともに、相談員を置くなど相談体制を整備している。

学生の就職指導については、学生支援課の就職担当職員を中心としつつ各学部教員と連携を図り、（資料7-3-1-C）に示すとおり、就職説明会、企業説明会を開催している。また、学生支援課前のロビーに学生コーナーを設置し、求人票一覧、企業パンフレットを備え置いているほか、インターネット端末を設置し就職等の情報が検索できる環境を整備している。

資料7-3-1-A 定期健康診断受診者数（H21年度）

所 属	受診人数
学 生	1,910
職 員	479

資料7-3-1-B 保健管理センター利用者（平成21年度）

所 属	健康相談	心理相談	インフルエンザ 予防接種	マッサージ	その他
学 生	672	18	272	553	326
職 員	39	3	0	483	0

資料7-3-1-C 就職・企業説明会等及び参加者（平成21年度）

区 分	回数	参加者
就職説明会	9	139
企業説明会	16	244

※ 参加者数は延べ人数である。

【該当資料のURL】

規則等の名称	U R L
東京芸術大学学生相談室	http://www.geidai.ac.jp/life/info/counsel.html
東京芸術大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100305_291.pdf
東京芸術大学保健管理センター	http://www.geidai.ac.jp/hoken/

【分析結果とその根拠理由】

学生が持つ健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談に応じるため、初期対応として日々の指導を通じて教員が相談を受け付ける体制の他、学生相談室を設置し対応している。また、相談内容の複雑度や困難度に応じて、専門医等が対応する体制を整備している。また、ハラスメントに関する相談体制についても、規則や指針の制定のほか、相談員を配置し、相談体制を整備している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

留学生の生活支援としては、入学時の4月において、留学生センター長及び留学生担当教員の紹介、留学生特別科目、本学の施設、留学生関連行事、宿舎、授業料免除や奨学金、外国人登録、在留資格及び資格外活動許可に関する生活情報について、「外国人留学生向けガイドブック（別添資料7-1-4-1）」に基づきガイダンスを行っている。また、留学生の学習及び生活上の相談等を行うため、希望する学部留学生及び大学院の国費留学生にはチューター制度を導入している。

留学生を対象とした住居については、(資料7-3-2-A及び7-3-2-B)に示すおり、本学所有の国際交流会館（千葉県松戸市）を提供（別添資料7-3-2-1）している他、日本学生支援機構国際研究交流大学村東京国際交流会館を指定枠の範囲内において、紹介している。なお、千葉県松戸市の国際交流会館には日本人学生のチューターが居住し、学習や日常生活の問題に至るまでの相談相手となっている。

施設・設備のバリアフリー化については、レバーター、スロープ、点字ブロック、身障者用トイレなどの整備を順次進めている他、音楽学部では、障害者専有の学習支援室を設置している。

資料 7-3-2-A 東京芸術大学国際交流会館規則

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080415_058.pdf)

<p>(設置)</p> <p>第1条 本学に、東京芸術大学国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 会館は、外国人留学生（以下「留学生」という。）、外国人研究者（以下「研究者」という。）及びその他国際交流上有意義と認められる者に宿舎を提供し、かつ、国際交流の促進に資することを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 会館に、次の職員を置く。</p> <p>(1) 館長</p> <p>(2) 会館主事</p> <p>(3) その他の職員</p> <p>(館長)</p> <p>第4条 館長は、副学長（教育担当）をもって充てる。</p> <p>2 館長は、会館の管理運営に関する業務を掌理する。</p> <p>(会館主事)</p> <p>第5条 会館主事（以下「主事」という。）は、留学生センター長をもって充てる。</p> <p>2 主事は、会館に入居する留学生及び研究者の生活上の諸問題について指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(協議)</p> <p>第6条 館長は、会館の管理運営について必要がある場合は、学生支援室（以下「支援室」という。）と協議するものとする。</p> <p>(入居資格)</p> <p>第7条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p>

<p>(1) 本学に在学する留学生及びその家族</p> <p>(2) 本学において、研究に従事する研究者及びその家族</p> <p>(3) 本学に在学する学生であって、チューター等留学生交流に寄与する者</p> <p>(4) 地域の国立大学に在学する留学生</p> <p>(5) その他館長が適当と認めた者 (入居の手続き及び許可)</p> <p>第8条 会館に入居を希望する者は、所定の書類により学部長（大学院にあつては研究科長，他の大学にあつては学長）を経て、館長に願い出るものとする。</p> <p>2 会館に入居する者の選考及び許可は、支援室の議を経て館長が行う。</p> <p>3 入居の許可を受けた者（以下「入居者」という。）は、所定の期日までに入居の手続きを完了し、入居しなければならない。 (入居期間)</p> <p>第9条 会館に居住することのできる期間は、原則として1年以内とする。</p> <p>2 館長は、特別の理由があると認めたときは、入居期間の延長を認めることがある。 (寄宿料又は使用料)</p> <p>第10条 入居者は、別に定めるところにより、留学生及び日本人学生にあつては寄宿料を、研究者にあつては使用料を、所定の期日までに納付しなければならない。</p> <p>2 既納の寄宿料又は使用料は、返還しない。 (光熱水料等)</p> <p>第11条 入居者は、前条第1項に定める寄宿料又は使用料のほか、生活に必要な電気、ガス、水道料及びその他の経費（以下「光熱水料等」という。）を別に定めるところにより負担しなければならない。 (施設保全の義務)</p> <p>第12条 入居者は、施設・設備、備品等の保全に留意しなければならない。</p> <p>2 入居者は、防災、保健衛生等に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。 (部外者の宿泊禁止)</p> <p>第13条 会館には、入居者以外の者を宿泊させてはならない。ただし、入居者の家族で館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 (損害賠償)</p> <p>第14条 入居者は、故意又は過失により施設・設備・備品等を破損、滅失又は汚損したときは、速やかに館長に届けるとともに、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。 (退去処分)</p> <p>第15条 館長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、委員会の議を経て退去処分をすることができる。</p> <p>(1) 第7条に定める入居者の資格を失ったとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく、寄宿料又は使用料及び光熱水料等を納付しないとき。</p> <p>(3) 前条の損害賠償の義務を履行しないとき。</p> <p>(4) 健康上の理由により会館における集団生活に適さないと認められたとき。</p> <p>(5) その他会館の管理運営上著しく支障があると認められたとき。</p> <p>2 前項により退去処分をされた場合に入居者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。 (事務)</p> <p>第16条 会館に関する事務は、学生支援課において処理する。 (雑則)</p> <p>第17条 この規則に定めるほか、会館の管理運営に関し必要な事項は支援室の議を経て館長が別に定める。</p>

資料7-3-2-B 国際交流会館（留学生寮）

住居内容	室数	面積 (m ²)	寄宿料 (円)
単身室	32	12	5,900
夫婦室	5	40	11,900
家族室	2	42	14,200

【別添資料】

資料番号	資料名
7-3-2-1	国際交流会館入居案内

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対しては、学習や学生生活についてガイダンスを実施しているとともに、希望する学部留学生及び大学院の国費留学生にはチューターを置き、日常生活の相談相手となっている。また、障害者に対しては、施設のバリアフリー化を着実に進めているとともに、生活支援においても障害の程度に応じ、過度の支援にならないよう本人の要望に基づき可能な範囲において支援を行っている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 7-3-3③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生への経済面の援助に関しては、奨学金の貸与や、(資料 7-3-3-A) に示すとおり、入学料・授業料の免除を実施するとともに、学生寮を提供するなどの支援を行っている。それらに関する情報は、本学ウェブサイトや掲示板等への掲載を通じて、学生に周知を行っている。^(※)

学生への奨学金としては、(資料 7-3-3-B) に示すとおり、日本学生支援機構及び地方公共団体や民間奨学団体の各種奨学金がある他、(資料 7-3-3-C) に示すとおり、個人又は団体等からの寄附金等による学内奨学金制度を整備している。

学生寮は、(資料 7-3-3-D) に示すとおり、東京芸術大学寮規則に基づき運営しており、利用状況は、(資料 7-3-3-E) の示すとおりである。

資料 7-3-3-A 入学料・授業料免除実施状況 (平成 21 年度実績)

区分	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
入学料免除	89	2	36
授業料免除	913	7	695

※ 授業料免除者は延べ人数である。

資料 7-3-3-B 奨学金実施状況 (平成 21 年度実績)

区分		貸与・給与の別	学部	大学院	合計
日本学生支援機構	第一種	貸与	85	178	263
	第二種	貸与	89	54	143
その他の奨学団体		給与	6	21	27
		貸与	7	3	10

※ 日本学生支援機構奨学金貸与者は延べ人数である。

資料 7-3-3-C 東京芸術大学奨学金採用状況 (平成 21 年度実績)

整理番号	奨学金名	給付額	採用人員	採用条件等
1	安宅賞奨学基金	美術 24 千円 音楽 36 千円	32	美術、音楽の学部学生及び大学院生
2	伊藤廣利奨学金	10 万円	2	美術教育専攻、工芸科の大学院生及び学部学生

3	上野芸友賞奨学金	10万円	5	油画, 版画, 壁画, 油画技法・材料専攻の学部学生及び大学院生
4	O氏記念賞奨学金	18万円	6	油画専攻の学部学生及び大学院生
5	お仏壇のはせがわ賞	50万円	2	文化財保存学保存修復専攻修士課程大学院生の奨学金に充てる
6	久米桂一郎奨学基金	油画12千円 彫刻2万円	7	油画専攻及び彫刻科の学部学生
7	クロイツアー記念賞奨学資金	10万円	1	ピアノ専攻の修士2年生
8	芸大陶友会奨学金	5万円	7	陶芸専攻の学部3年生及び大学院生
9	常英賞基金	10万円	2	邦楽科の学部4年生
10	浄観賞奨学資金	2万円	2	長唄・三味線・囃子専攻の学部3・4年生
11	菅原安男奨学基金	10万円	1	彫刻科の学部学生及び大学院生
12	伊達メモリアル基金	15万円	1	ピアノ専攻の学部2年生
13	俵奨学金	20万円	1	版画専攻の大学院生
14	内藤春治奨学基金	4万円	3	工芸科の学部学生
15	野村賞奨学金	80万円	3	博士後期課程の大学院生で修了予定者又は満期退学者
16	長谷川良夫奨学基金	30万円	0	作曲科の学部4年生
17	原田賞奨学基金	3万円	6	工学科の学部学生及び大学院生
18	平山郁夫奨学金	20万円	11	学部学生及び大学院生(建築2名・各10万円)
19	藤野奨学金	10万円	2	金工専攻の学部学生及び美術教育専攻の大学院生
20	松田トシ奨学基金	20万円	2	声楽科4年生
21	宮城賞奨学資金	36千円	1	箏曲専攻の学部3・4年生
22	ユ一国際文化交流支援基金	25万円	2	学部(2年生以上)及び大学院生
23	吉田五十八奨学基金	30万円	3	建築科2~4年生及び大学院生
24	大賀典雄奨学金	100万円	2	声楽およびピアノ専攻の学部卒業年次生
25	武藤舞基金	30万円	4	音楽環境創造科2名, 及び声楽科又は大学院音楽文化学専攻音楽音響創造研究分野・芸術環境創造分野の学生から3名

資料7-3-3-D 東京芸術大学寮規則

(http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20080415_049.pdf)

第1条 東京芸術大学学則第114条第2項の規定に基づき、この規則を定める。

第2条 寮は、東京芸術大学石神井寮とする。

2 寮の収容定員は、男子棟104名、女子棟96名とする。

第3条 寮は教育の一環として副学長(教育担当)が管理する。

第4条 寮に寮主事を置き、学生支援課長をもって充てる。

2 寮主事は、寮の管理に関する事務を処理し、併せて寮生の生活に関し援助を与える。

第5条 寮の運営は自治運営とし、これに関する規約は寮主事の援助助言の下に寮

自治会が定める。

2 前項の規約の制定、改廃は副学長(教育担当)の承認を得なければならない。

第6条 入寮又は退寮を希望する者は、所定の願書に必要事項を記入し、副学長(教育担当)に提出して、その許可を受けなければならない。

第7条 入寮することのできる者は、学部学生とする。ただし、在学4年を経過した学生は、入寮することができない。

2 在学4年を経過した寮生で、特別の事情により引き続き在寮を希望する者については、収容定員に欠員のある場合に限り、別に選考の上、副学長（教育担当）がこれを認めることができる。
第8条 卒業、退学又は転学により本学の学籍を離れた者は、直ちに退寮しなければならない。
第9条 寮生活に適当でないと認められる寮生に対しては、副学長（教育担当）は退寮を命ずる。
第10条 寮生にして寮の建物、建具、備品等に破損を加えたとき、又は亡失したときは、これを弁償しなければならない。
第11条 寮生にして寮の設備を集合等に使用しようとするときは、予め寮主事の許可を受けなければならない。
第12条 寮生は、入寮当月から退寮当月まで寄宿料の月額を毎月その月の始めに納入しなければならない。ただし、休暇中の寄宿料は、休暇開始前に納入するものとする。
2 寄宿料の額は、東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。
3 第1項の規定にかかわらず、その年度分の寄宿料を前納することができる。第13条寮生が、私生活のために使用する光熱水料等の費用は、寮生の負担とする。

資料7-3-3-E 学生寮利用状況（平成21年度実績）

区分	定員	現員	寄宿料 (月額)	光熱水料 (月額)	在寮期間
男子	104人	71	4,300円	約19,000円	学部標準 修業年限
女子	96人	80			

【※該当資料のURL】

該当資料の名称	U R L
奨学金、授業料免除関係	http://www.geidai.ac.jp/enter/scholarship.html
宿舎関係	http://www.geidai.ac.jp/life/info/dormitory.html

【分析結果とその根拠理由】

学生への経済面の援助に関しては、日本学生支援機構による奨学金の貸与や、寄附奨学金の給付、入学料・授業料の免除及び徴収猶予を実施するとともに、学生寮を設置するなどの支援を行っている。また、外国人留学生向けには国際交流会館を設置しており、チューターの学生も入居することが可能となっている。また、奨学金等に関する情報は、本学ウェブサイトや掲示板等への掲載を通じて、学生に周知を行っている。以上のことから本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 自主的学習環境としては、図書館や芸術情報センター等の整備の他、アトリエ、練習室、スタジオ等を開放し、時間外使用を認めており、学生は空き時間や授業時間外に、作品制作や練習等を自由に行うことができること。
- ・ また、学生の成果発表の機会として、学内において、大会館、奏楽堂、大学美術館などの学内のスペースを有効活用して、学生の作品展示や演奏活動が毎年数多く行われていること。

【改善を要する点】

- ・ 特になし

(3) 基準7の自己評価の概要

新入生を対象としたガイダンスとしては、履修関係、学生生活、奨学金、図書館や美術館等の利用案内等についての内容を、各学部、研究科及び各科、専攻を単位として実施している。音楽学部では、4月当初に全学生の一人一人を対象として実技担当教員との面談日を設け、自学自習や授業の進め方を中心としつつ履修、学生生活等の相談に応じている。

本学における学習相談や助言等については、オフィスアワーや電子メールを活用して実施している。なお、シラバスや個人面談の際に、オフィスアワーの開設時間やメールアドレスを周知している。

また、本学の中心である専門実技科目は、少人数のグループ指導や個人レッスンの形式で行っているため、教員は日常の学生の反応を見ながら直接的に学生のニーズを把握し、最適な方法で指導を行うとともに学習相談や要望等に対処している。

留学生への学習支援については、学習及び生活上の相談等を行うためにチューターを配置しており、学習相談については、留学生担当教員及び指導教員が日々の少人数のグループ指導や個人レッスンを通して、随時、受け付ける体制を構築している。

障害者の学習支援については、美術学部では修学補助者制度を導入し、音楽学部では専有の学習室を設置している。施設・設備のバリアフリー化の対策もとられている。

自主的学習環境としては、図書館や芸術情報センター等の整備の他、アトリエ、練習室、スタジオ等の開放を行っている。アトリエ、練習室、スタジオ等においては、時間外使用を認めており、学生は空き時間や授業時間外に、作品制作や練習等を自由に行うことができるとともに、学内の施設である大学美術館、奏楽堂その他美術学部内の各棟にある展示スペースを活用して、学内賞の受賞者の展示や授業課題制作品等の展示を行っている。

課外活動が円滑に行われるよう、顧問教員の配置、部室の提供等の支援を行うとともに学生の教育研究の成果を広く一般に公開する大学祭に対しては、資金及び物質両面で積極的に支援している。

学生生活における多様な相談（修学、進路、対人関係、ハラスメント、健康等）に応えるための学生相談室を設置し、問題解決へのアドバイス等を行っている。健康や心理等に係る相談については、保健管理センターにおいて実施している。全てのハラスメントに対応すべく相談員を置くなど相談体制を整備している。

留学生の生活支援としては、入学時において「外国人留学生向けガイドブック」に基づきガイダンスを行うとともに、授業料免除や奨学金等の経済的支援の紹介等を行っている。留学生用の住居として本学所有の国際交流会館を提供している他、日本人学生のチューターが居住し、学習や日常生活の問題に至るまでの相談相手となっている。

また、障害のある学生には、施設・設備のバリアフリー化等の対策がとられている。

学生への経済面の援助に関しては、奨学金の貸与や、入学料・授業料の免除及び徴収猶予を実施するとともに、学生寮を設置するなどの支援を行っている。奨学金等に関する情報は、本学ウェブサイトや掲示板等への掲載を通じて、学生に周知を行っている。学生への奨学金としては、日本学生支援機構及び地方公共団体や民間奨学団体の各種奨学金がある他、個人又は団体等からの寄附金等による学内奨学金制度も整備している。また、学生寮及び国際交流会館を整備し、学生の経済的負担の軽減に努めている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

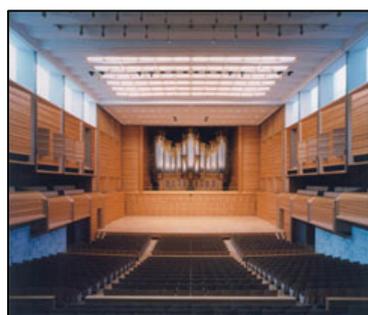
【観点到る状況】

本学は、東京都台東区上野公園、茨城県取手市、神奈川県横浜市、東京都足立区千住に所在し、大部分の学科やその施設は上野校地に集中している。取手校地には、美術学部先端芸術表現科と美術学部1年生（芸術学科を除く。）、大学院美術研究科先端芸術表現専攻と絵画及び工芸専攻の一部の学生が、横浜校地には大学院映像研究科の学生が、千住校地には音楽学部音楽環境創造科と大学院音楽研究科音楽文化学専攻の一部の学生が学んでいる。

これらの各地区合計の校地面積は 242,521 m²、校舎面積は 99,426 m²であり、大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 に基づいて算出される必要な面積（校地面積は 28,610 m²、校舎面積は 27,534 m²）を大幅に上回っている。

本学の校舎等施設としては、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習室、語学学習室、図書館、体育館等を設置しているが、本学の目的と使命を実現するための代表的な施設として、大学美術館と奏楽堂が挙げられる。

大学美術館は、美術作品やそれに関わる資料を収集し、それらを研究することによって新しい価値を見出すこと、さらに将来の評価にも備えて万全の設備によって資料を保存し、研究成果の展示や様々な普及活動を通して、制作と教育研究の現場である芸術大学という特質を合わせて、わが国に前例のない実験的な美術館として機能している。



奏楽堂は、音楽の教育研究及びその成果の発表においては、聴衆と一体となった臨場感のある音楽ホールで演奏することが必要不可欠であるとの理由から建設されたものであり、ホール全体が一つの優れた楽器として調和のとれた響を生むとの考えから、客席の天井全体を可動式にして音響空間を変化させる方式を採用しており、本学の教育研究の多様な演奏形態に対応できるホールとして活用されている。

本学の教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設として、美術学部（大学院美術研究科を含む）では、学生の創作の場を提供するため、上野校地にアトリエや工房を、取手校地にはアトリエと共通工房（金工工房金工機械室、金工工房铸造室、金工工房金属表面处理室、木材造形工房、塗装造形工房、石材工房）を設けており、学生の自主的取り組みや学科横断的な取り組みに活用されている。

また、音楽学部（大学院音楽研究科を含む）では、個人レッスンや少人数のグループ指導を行う場として、レッスン室（107 室）、音楽練習室（128 室）、合奏室（10 室）、音楽ホール（7 室）を設けており、学生の空き時間において主体的な学習を行う場として活用されている。

さらに、大学院映像研究科では、学生の創作の場を提供するため、横浜校地に撮影や編集等を可能とする

スタジオ, 編集室, 工作室と必要な機器・機材および制作した作品を上映するための視聴覚室を設けており, 有効に活用されている。

本学におけるバリアフリー化に関する施設・設備の整備状況としては, 各校地において, 点字ブロック, スロープ, エレベーター, 障害者用トイレ等を整備している。

また, キャンパスプランや施設の維持管理マップを策定 (別添資料 8-1-1-1~8-1-1-2) し, 施設のマネジメントを行うとともに研究の高度化に応じた施設整備や施設の老朽化に伴う改修等を計画的に進めている。

【別添資料】

資料番号	資料名
8-1-1-1	キャンパスプランの検討について (報告書)
8-1-1-2	施設の維持管理マップについて

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の実現にふさわしい十分な施設・設備が整備され, かつ, 有効に活用されていることから, 本観点を満たしていると判断する。

観点 8-1-②: 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され, 有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学における情報化の推進及びキャンパス情報ネットワークの管理運用等を行うことを目的に芸術情報センターを置いている。

その具体の活動は, 芸術情報センター案内 (別添資料 7-2-1-3) のとおり学内 LAN ネットワークの管理運用及び教育課程の遂行に必要な情報関連の授業を開講 (別添資料 2-1-5-4) している。また, 授業で使用しない時間帯の「コンピュータ演習室 (3 室, PC55 台)」、「コンピュータを使った制作を行うためのコンピュータアトリエ (PC30 台)」及び「音の録音・編集等を行うための音楽スタジオ」については, 希望者に対して貸出しを行っている。

学内 LAN ポートについては, 研究室や事務室等は有線 LAN を使用している。講義室, 食堂等については, 有線 LAN の他無線 LAN を併せて設置しており, 上野校地には 30 台の無線 LAN のアクセスポイントを, 取手校地には 16 台のアクセスポイントを置いており, 所要な手続きをした全ての学生及び教職員が利用できることとなっている。

なお, 学生用コンピュータの設置台数については, 芸術情報センター内に設置している他, 附属図書館に 27 台を, 学生支援課前ロビーに 5 台を設置している。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の遂行に必要な ICT 環境の整備については, 芸術情報センターを中心に整備され, かつ, 有効に活用している。以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学における施設・設備の運用については「東京芸術大学固定資産管理規則」のもと「東京芸術大学建物等貸付要項及び東京芸術大学不動産管理要項」によって規定しており、本学ウェブサイトを通じ広く周知している。

また、教育研究施設の有効活用を図るため、「東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則」及び「東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する内規」を定め、共用スペースの確保、施設の効率的重点的利用及び学部間等の共同利用を進めている。

附属図書館では、施設・設備の利用として「東京芸術大学附属図書館利用規則」を定めている。これらの利用案内は、「図書館利用案内（別添資料 7-2-1-1）」、「学生便覧（別添資料 1-2-1-1）」及び本学ウェブサイトへの掲載等により周知を行っている。

また、学内共同教育研究施設である言語・音声トレーニングセンター及び学部附属施設である音楽学部音楽研究センターについても、施設・設備の利用手引きである「言語・音声トレーニングセンター案内（別添資料 8-1-3-1）」及び「音楽学部音楽研究センター利用案内（別添資料 8-1-3-2）」を作成し、各種ガイダンスでの説明、学生・教職員への配布等を通じて周知を図るとともに、本学ウェブサイトでも利用方法等の周知を行っている。^(※)

【* 該当資料の URL】

資料名	URL
東京芸術大学固定資産管理規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_137.pdf
東京芸術大学建物等貸付要項	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20050202_001.pdf
東京芸術大学不動産管理要項	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20090316_279.pdf
東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20040921_058.pdf
東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する内規	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20040921_059.pdf
東京芸術大学附属図書館利用規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20061225_222.pdf
言語・音声トレーニングセンターの設備・利用方法	http://www.geidai.ac.jp/facilities/traning/facilities.html
音楽学部音楽研究センターの利用案内	http://www.geidai.ac.jp/labs/onken/framepage.htm

【別添資料】

資料番号	資料名	該当頁
8-1-3-1	言語・音声トレーニングセンター案内	全般
8-1-3-2	音楽学部音楽研究センター利用案内 2010	全般

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備の運用方針について、固定資産管理規則及び関連要項で定めるとともに、教育研究施設の有効活用に関する規程を定め施設の有効活用を図っている。また、附属図書館などの学内共同利用施設の施設・運用等について、利用案内などの紙媒体と本学ウェブサイトの電子媒体を通じて周知している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

上野校地に附属図書館本館を、また取手校地に分室を設置しており、芸術分野に関する資料を中心に本学の教育研究上必要な資料を収集しており、平成 22 年 3 月 31 日現在の蔵書数は、図書 374,529 冊、雑誌 4,692 タイトル、楽譜 99,634 冊、視聴覚資料としてレコード、CD、LD など 36,548 点である。また、教育研究基盤資料については、平成 21 年度は電子ジャーナル 293 タイトルとデータベース 9 種類を提供している。

附属図書館の閲覧座席は、附属図書館本館では 146 座席を、取手分室では 62 座席を有している。

施設・整備の状況については、閲覧室に持ち込みパソコン用のブースを設置する等の学習環境の向上を図っている。また、視聴覚室のブースを更新するとともに、リスニング環境の向上やブルーレイディスク等の新メディアへの対応のため、視聴覚機器を更新し、学生の多様な需要に応えている。

平成元年度から図書館情報システムを導入しており、平成 10 年 6 月にはホームページを開設するとともに同時に蔵書検索システム (OPAC) をインターネット上に公開した。また、「My ポータル」と称するオンラインサービスを立上げ、学生及び教職員からの質問・要望、学内にない図書取り寄せ・文献複写依頼の受付を行っている。さらに、収集した蔵書等のうち、「西遊日簿」(自筆本) など東京美術学校及び東京音楽学校から引継いだ蔵書を中心に 1,479 点を貴重資料として指定するとともに、画像データベースを開始して、現在、3,528 点を広く社会に公開している。

開館時間については、平日が 9:00~20:00、土曜日が 9:00~17:00 としているが、試験期間中は上野本館で平日 21 時まで開館を行い、学生の学習の利便を図っている。平成 21 年度における総入館者数は 123,743 人、貸出総冊数は 32,304 冊 (うち学生は 27,227 冊) となっている。この他、上野本館、取手分室で相互に資料の取り寄せができ、また、横浜校地では、上野本館や取手分室から資料の取り寄せができるデリバリーサービスを実施している。

なお、学生用資料の選定については、各学部・研究科の研究室等に選定を依頼し行っているが、学生等からの要望により図書等を購入する制度も導入している。

【分析結果とその根拠理由】

上野校地に附属図書館本館を、また取手校地に分室を設置しており、芸術分野に関する資料を中心に本学の教育研究上必要な資料を収集しており、図書、雑誌の他、楽譜や、CD、DVD などの視聴覚資料を収集している。また、複数校地を保有する本学の事情に合わせたデリバリーサービスの実施、閲覧、貸出等の来館利用のみではなく、ネットワークを利用した電子ジャーナルや「My ポータル」等の非来館型のサービスも提供しており、資料及びその活用ができる環境が整備されている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 本学の教育研究成果を発表するための施設として、大学美術館と奏楽堂を有している。大学美術館は、美術作品やそれに関わる資料を収集し、それらを研究することによって新しい価値を見出すこととともに、展示や様々な普及活動を通して、制作と教育研究の現場である芸術大学という特質を合わせて、わが国に前例のない実験的な美術館として機能している。また、音楽の教育研究及びその成果の発表において重要な施設である音楽専用ホール(奏楽堂)を有しており、聴衆と一体となった臨場感のある場所で演奏する機会を提供していること。

【改善を要する点】

- ・ 特になし

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学の校地面積、校舎面積は、大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 に基づいて算出される必要な面積を大幅に上回っている。本学の校舎等施設として、講義室、演習室、実験実習室、図書館、体育館等を有している他、本学の教育課程の実現にふさわしい施設として、美術学部にはアトリエや工房が、音楽学部にはレッスン室や音楽練習ホールがあり、大学院映像研究科には撮影や編集等を行うスタジオがある。また、本学の教育研究成果を発表するための施設として、大学美術館と奏楽堂がある。施設のバリアフリー化等に関する対策としては、点字ブロック、スロープ、エレベーター、障害者用トイレ等を整備している。

情報化の推進及びキャンパスネットワークの管理運用等を行うことを目的に芸術情報センターを置いており、学内 LAN ネットワークサービスの管理運用、教育課程の遂行に必要な情報関連の授業を開講している。また、学内 LAN ポートは、研究室や事務室等では有線 LAN を使用しており、講義室や食堂等については有線 LAN の他無線 LAN を併せて設置している。学生用コンピュータは、芸術情報センターに設置している他、附属図書館及び学生支援課前ロビーに設置している。

教育研究施設の有効活用を図るため、「東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則」を定め、共用スペースの確保、施設の効率的重点的利用及び学部間等の共同利用を進めている。また、附属図書館及びその他の学内共同教育研究施設等についても、各施設・設備の利用手引きを作成し、大学のウェブサイトや学生便覧等へ掲載するとともに各種ガイダンスでの説明により、学生・教職員へ周知を図っている。

附属図書館においては、芸術分野に関する資料を中心に図書、雑誌を系統的に収集している他、音楽関係の楽譜や、CD、DVDなどの視聴覚資料を収集している。また、図書館情報システムの蔵書検索システム(OPAC)をインターネット上に公開しており、収集した資料の有効活用を図っている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

教育の状況に関する基礎的なデータ(学籍関係, 授業関係(時間割, 授業担当教員, 成績, シラバス等))は, 全学的(各研究科の大学院博士後期課程及び大学院映像研究科修士課程を除く)に教務システムにおいて蓄積している。

また, 大学評価等に対応するため, 総務担当理事の下に置く企画・評価室において, 平成16年度より当該事業年度における「教育研究資料」として(資料9-1-1-A)に示す項目を設定し, 全学的にデータを収集している。

さらに, 各学部・研究科においては, 卒業・修了作品展及び卒業・修了演奏会を開催しており, これらは展覧会, 演奏会, 映像の記録として, 図録, 演奏会プログラム, DVDを作成し, 各学部教務係や映像研究科事務部で管理している。この他, 美術学部・美術研究科の各科・研究室主催の展覧会図録や作品集についても, 研究室や附属図書館で所蔵している。

美術・音楽研究科リサーチセンターにおいては, 平成20年度より, 博士公開審査展に係る図録, 博士学位記録を刊行し, 当該年度の学位授与の成果について総括するとともに, その内容をデータベース化する全学的プロジェクトも進行中である。

資料9-1-1-A 東京芸術大学教育研究資料(平成21年度)

No	中項目	小項目
1	特別講座	開催日, 企画担当学科, 題目, 講師氏名, 講師所属先
2	交換留学生及び派遣学生数	受入れ人数・期間, 派遣人数・期間
3	国際交流活動	タイトル, 概要, 相手国, 相手先機関, 実施時期, 実施場所, 参加学科・専攻, URL
4	社会貢献プロジェクト	タイトル, 概要, 連携機関, 実施期間, 実施場所, 参加学科・専攻, URL, 学生の参加状況
5	大学会館の利用	使用期間, 展示名称, 概要, 学生所属先, 参加人数
6	展覧会	展覧会名, 会期, 入場者数, 1日平均入場者数
7	学生の教育研究成果	タイトル, 概要, 会期, 実施場所, 参加学科・専攻, URL
8	演奏会	演奏会名, 開催日, 天気, 開演時間, 修了時間, 入場者数
9	公開試験等演奏会	演奏会名, 開催日, 天気, 開演時間
10	演奏依頼	演奏会名, 開催日, 概要, 会場, 依頼者
11	奨学金	受賞者数
12	教員の受賞	所属, 職種, 氏名, 受賞名, 概要, 受賞年
13	学生の受賞	専攻, 学年, 氏名, 受賞名, 賞・順位・入選の別の区分, 概要, 受賞年
14	公開講座	講座名, 会場, 日程, 開催日数, 募集人数, 参加人数
15	学位授与数	人数

【分析結果とその根拠理由】

教育の状況に関する基礎的なデータは、教務システムにおいて収集・蓄積しているほか、大学評価等の対応のため「教育研究資料」を全学的に収集している。また、図録や公開試験演奏会プログラム等を作成しており、これらは教育成果の記録であると同時に、今後の教育方針について検討する基礎資料ともなっている。また、リサーチセンターでは、博士学位記録を刊行、学位授与について総括し、その内容をデータベース化する全学的なプロジェクトも進行中である。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 9-1-②：大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

意見聴取の機会として、学生からの意見聴取は、個人教育・少人数教育の実践において日常的に行われている。教員については、各科・専攻内での教員会議が日常的に行われ、各科の教育現場に関わる具体的な事項が話し合われている。その中で、個々の学生の指導状況に関する情報交換や相談等もきめ細かに行われている。さらに、各科代表（原則として各講座）による教務委員会・学生生活委員会、講師以上の専任教員で構成される教授会、全学的に選抜されたメンバーによる教育推進室等の組織を通じて、教職員の意見聴取の機会は十分に確保されている。教授会や教育推進室での意見等については、必要に応じ、各科・専攻又は委員会等を通じて検証が行われ、教育現場にフィードバックされている。（例えば、美術学部では学内で生じた環境衛生問題を契機として施設環境・安全衛生委員会、教務委員会で検討した後、その対策の一環として新たに「環境と防災の科学」を開講した。）

また、美術学部・美術研究科では、課題終了時や学期末に実施される講評会を通じて、教員同士の意見交換が行われており、そこで出された意見は、教育の質の改善に直結するものと考えられる。

学生については、平成 19 年度に「在学生「学習と学生生活」アンケート 2007」を実施し、その回答結果は企画・評価室で検証し、改善が必要な事項については、（資料 9-1-2-A）に示すとおり、担当理事室に改善課題として提示し、その後の対応状況を調査している。

この他にも、学生支援課・学生相談窓口では、個々の学生や、学生の自治会組織（学友会）からの意見や提言を常に受け付けており、それらの意見については、必要に応じて学生支援室等において取り上げ、検証している。

資料 9-1-2-A 「在学生「学習と学生生活」アンケート 2007」に基づく主な改善事例

担当理事 (担当理事室)	改善課題	主な取組み
教育担当 (教育推進室)	授業改善についての取組の強化	<p>○美術学部は、これまでの講評会の実施方法等を踏まえつつ、次の改善を図った。</p> <p>①各科、各専攻が行う講評会等の情報の集約化</p> <p>②授業（講評会等）への他学科教員の参観</p> <p>③各科、各専攻単位での実技指導の相互評価</p> <p>○音楽学部は、これまで一部の学科等において実施していた公開レッスンについて、FD強化週間を設け、全学科を対象に公開レッスンを実施。</p> <p>○大学院映像研究科では、制作課題終了ごとの講評会に当該分野の教員全員参加の他、他分野教員の可能な限り参加とした。これにより、学生の学修到達度を担当教員以外も確認するとともに、意見交換を行うことにより、具体的な指導方法の修正を行い、教員間の相互評価を実施した。 など</p>

教育担当 (教育推進室)	教育課程の見直し、及び授業科目の配分の見直し	○美術学部では、アンケートで要望の高かった英会話能力の向上を目的とする科目、中国語・韓国語の科目を新たに開講し、同時に専門的な科目も増設。 ○音楽学部では、全科又は専攻に係るカリキュラムの見直しを行うとともに、学生の能力・適性に応じた教育を行い、優れた才能を一層伸長するため「早期卒業」を導入。 など
教育担当 (学生支援室)	学生窓口業務の改善	○窓口の開室時間を9:00～17:00までとし、昼休みを12:30～13:30としているが、状況に応じて対応時間を多少延長するなど柔軟な対応を図っている。また、昼休みの時間帯にも、当番制で対応者を置くなどして、閉室時間であっても状況によっては対応ができるように体制を整備した。 ○引き続き、学外研修などに学生支援業務担当職員を参加させ、サービスマインドやスキルの醸成を図った。 など
教育担当 (学生支援室)	学生サービス内容の強化	○本学ホームページに就職・アルバイト情報を掲載し、在学生・卒業生・各企業向けに情報発信、及びアルバイト情報提供会社が運営する「アルバイト紹介システム」に本学も加入し、学生が本学ホームページを通して無料で24時間、数多くの求人情報を得る体制の整備。 ○学内外の奨学金についての情報を、大学ホームページ等を活用し、利便性や迅速化の向上。 ○ヘルスキーパーを雇用し、学生・教職員の健康維持・増進に役立てる機会の提供。
総務担当 (管理・運営室)	施設整備・改修	○エレベーターについて、楽器搬送及び身障者対応として新設、及び機能改善整備の実施。 ○トイレの全面改修、耐震改修、冷暖房空調設備を取設、遮音性能を高める改修工事等により安全で快適な教育研究環境の整備

【分析結果とその根拠理由】

教職員については、教員会議、委員会、教授会、理事室等を通じて意見聴取が行われており、そこで出された意見は、必要に応じ各委員会等を通じて検証が行われ、実際の教育現場にフィードバックされ、教育の質の向上に役立てられている。学生については、個人教育・少人数教育実践の中での日常的な意見聴取に加え、アンケートの実施・検証・結果のフィードバックの他、学生相談窓口において、個々の学生や自治組織からの意見や提言を受け付けており、それらの意見を理事室等で取り上げ、検証している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学外関係者の意見は、卒業・修了生、企業に対するアンケート等を通して取り入れている他、経営協議会での外部委員からの指摘についても改善策を講じ対応している。

「卒業生・修了生アンケート 2007 (別添資料 9-1-3-1)、芸術系大学への期待に関する調査 (別添資料 9-1-3-2)」を実施し、その回答結果は、国立大学法人評価や機関別認証評価を受審するにあたり実施した自己点検・評価等の判断材料の一つとしても活用されている。

経営協議会の外部委員から指摘のあった「教育研究等に係る積極的な情報発信」「芸術と科学の融合」及び「私費留学生に対する緊急奨学金」について、それぞれ、広報室の設置など組織体制の見直し、独立行政法人理化学研究所との連携推進、金融危機の影響を受けた留学生への修学支援を実施し、対応を図った (別添資料 9-1-3-3)。

美術学部・美術研究科では、平成 19 年度に外部有識者 7 名で構成された外部委員による評価委員会を開催し、美術学部・美術研究科における教育や将来構想等についてのご意見等を頂き、例えば「国際交流の継続的

推進」に関する意見を踏まえ、ミラノ工科大学、ウィーン応用芸術大学、国立台湾芸術大学等との交流協定を新たに締結した。また、「芸術の本質について、教員と学生がともに考えて」との意見を踏まえ、「芸大素座座談会—垣根のうちそと」を実施し、学生を交えて、各科・専攻の教育方針や教育内容等の公開シンポジウムを開催した。

音楽学部・音楽研究科では、音楽教育振興会（音楽学部・音楽研究科の後援会）や、同声会（同窓会組織）との懇談会・役員会（各科主任も出席）を定期的に開催し、その意見聴取に努めている。

さらに、実際の教育の現場においては、美術学部・研究科での課題終了時や学期末に実施される講評会に、外部の専門家を参加させる場合があり、学外者の意見を直接取り入れる機会としても活用することが可能である。

【別添資料】

資料番号	資料名
9-1-3-1	卒業生・修了生アンケート2007 集計結果報告書
9-1-3-2	芸術系大学への期待に関する調査 集計結果報告書
9-1-3-3	経営協議会の意見の反映の具体例
9-1-3-4	美術学部外部委員による評価結果報告書

【分析結果とその根拠理由】

卒業生・修了生アンケートや企業アンケートの結果を、自己点検・評価等の判断材料の一つとして活用しているほか、経営協議会外部委員の意見についても、それぞれの課題について対応を行い、改善に向けて取り組んでいる。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

個々の教員による授業内容等の充実・改善を図るため、教育推進室の下に置かれている FD 対策部会において、講義科目、実技科目、個人レッスン、大学院の指導内容に対して学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を各学部教務委員会及び大学院映像研究科教授会を通して、各教員にフィードバックしている。また、中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果についても、各学部・研究科教授会を通して個々の教員に周知している。これらのアンケートや評価の結果を周知することにより、個々の教員による授業内容、シラバスの記述、授業方法等の改善を支援している。

また、FD 対策部会においては、授業内容や方法の改善状況を把握するため、改善状況等の実績調査表により具体的な改善事例の収集を行った。

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価の結果や、講評会・公開レッスン等の評価を教員に周知することで、個々の教員による

授業内容等の改善を図っている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到に係る状況】

本学の専門実技教育は、個人指導、少人数グループでの指導を中心とした授業方法を採用している。こうした授業方法を採用していることから、専門実技に関する授業においては、常に教員と学生の間での双方向のやりとりが行われ、個別的あるいは適時的に指導方法を見直しつつ進められており、教員は常日頃から学生から授業を評価され、FD的効果を得ていると言える。

美術学部・美術研究科では、平成 19 年度から講評会をFDの一環として位置付け、各科で実施した講評会の記録を取りまとめ、教務委員会において検証を行っている。さらに、平成 19 年度には学科・専攻の枠組を超えて、教育方針や教育内容を相互に批評しあい、学部単位のFDを促進するものとして、「芸術と教育—美術学部教育の現在」と題したプロジェクトを実施し、美術学部の全教員が参加した。この記録は『藝大素述』として刊行し、平成 20 年度には数回に渡り、座談会や公開大会議を実施し、FDを促進する公開の場を設けた。さらに、美術研究科における博士公開審査展は、博士号学位申請者の作品・論文を一同に集めて公開展示したもので、担当教員への批評の場を用意したという意味で、FDの効果を有するものである。

音楽学部・音楽研究科では、平成 20 年度に、教員に対してFDに関するアンケートを実施し、FDに関する意識や今後のFD活動に関する提案等を調査（別添資料 9-2-1-1）した。また、平成 21 年度にはFD推進週間を設け、複数の学科において公開レッスンを実施した。レッスン終了後は、当該実施教員から意見聴取し、また、実施教員と参加教員との意見交換が行われた。

映像研究科においても、制作課題終了ごとに講評会を実施しており、当該分野の全教員の他、他分野の教員及び外部の専門家も参加している。講評会では、教員同士で意見交換を行い、その結果具体的な指導方法の改善等を行っている。

また、前述（観点 9-1-④）のとおり、全学的な組織であるFD対策部会においては、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を各学部教務委員会及び大学院映像研究科教授会を通してフィードバックしている他、教育内容改善のための検討や講習会等を実施（別添資料 9-2-1-2）している。

【別添資料】

資料番号	資料名
9-2-1-1	FDに関するアンケート 集計結果（音楽学部・音楽研究科）
9-2-1-2	教員を対象とした講習会等の開催一覧

【分析結果とその根拠理由】

個人指導、少人数グループ教育を中心とした専門実技教育を通して、日頃からFDの効果が上がっており、また、全学的及び学部・研究科ごとに、教育の質の向上や改善を行うための取組みが継続的に行われて、各教員の教育の改善に資している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

各研究室等に配置され、主に実技指導の補助をする教育研究助手やティーチング・アシスタント等の教育補助者等に係る指導については、実技内容の特殊性から、原則として当該実技に精通した者が就いているが、学生の指導補助における資質向上のための指導助言については、各所属研究室において日常的に行われている。美術学部（美術研究科を含む）教育研究助手は、講評会にも参加しており、その経験自体も研修としての効果を有している。

また、ティーチング・アシスタントには、業務が終了した際に、（資料9-2-2-A）に示すとおり、成果報告書を提出させ、教育補助業務を担当した事により得られた成果を、指導教員を通じて研究科長に報告する制度をとっている。

さらに、授業等で危険物等を取扱う教育研究助手については、厚生労働省認定の団体が実施しているクレーン講習会や有機溶剤作業主任者講習会、鉛作業主任者、特定化学物質等作業主任者などの技能講習会への参加、およびX線作業主任者など国家資格の取得も研究教育上の必要に応じて促している（別添資料9-2-2-1）。

資料9-2-2-A ティーチング・アシスタント成果報告書

ティーチング・アシスタント成果報告書				
研究科名		専攻名		学生番号
氏名			印	男・女
生年月日	(元号)	年	月	日 (歳)
担当科目				
担当週時間数	時間	年間担当時間数	時間	
担当授業期間	(元号)	年	月	日 ~ (元号) 年 月 日
授業補助業務内容（具体的に）				
担当により得られた教育研究効果（具体的に）				
備考				
指導教員職名・氏名				印

(注) 意見等があれば備考欄に記入すること

【別添資料】

資料番号	資料名
9-2-2-1	技術講習会参加者一覧（平成21年度）

【分析結果とその根拠理由】

教育補助者等に係る指導については、各所属研究室において日常的に行われている他、教育補助者等は講評会にも参加しており、その経験自体も研修としての効果を有している。また、危険物等を取扱う教育研究助手については、厚生労働省が認定する団体が実施している技能講習会等に参加及び必要な国家資格取得に努めるなど、個別に能力の向上に取り組むことを促すとともに、教育活動の質の向上を図っている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 学士及び修士課程では、卒業修了展覧会や卒業修了演奏会を通して、また、博士課程では、博士公開審査展覧会及び博士公開演奏会を通して、教育の成果を社会に広く公開するとともに社会からの評価を受ける体制を構築しており、これと同時に本展覧会等の内容を図録、演奏プログラム又はDVD等の媒体で記録していること。

【改善を要する点】

- ・ 学生による授業評価が開始直後であるため、調査内容等を改善し、より有効な制度となるように構築していくことが今後の課題であると捉えている。

(3) 基準9の自己評価の概要

教育の状況に関する基礎的なデータは、教務システムにおいて収集・蓄積しているほか、大学評価等の対応のため「教育研究資料」を全学的に収集している。各学部・研究科においては、図録、論文集、演奏会プログラム、録音・録画等を作成しており、これらは教育成果の記録であると同時に、今後の教育方針について検討する基礎資料ともなっている。

教職員の意見聴取については、各科・専攻内での教員会議、教務委員会、教授会等において意見交換が行われ改善策に繋げている。また、学生の意見聴取については、学生アンケートを実施しており、その調査による意見をもとに教育推進室等において検討し改善しているとともに、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は教務委員会等を通じ担当教員にフィードバックしている。

卒業・修了生アンケートや企業アンケートの結果を、自己点検・評価等の判断材料の一つとして活用しているほか、経営協議会外部委員の意見についても、それぞれの課題について対応を行い、改善に向けて取り組んでいる。

個々の教員による授業内容等の改善は、学生による授業評価、外部評価等の結果を教員に周知することにより、個々の教員による授業内容等の改善を支援し促している。

本学の専門実技教育は、個人指導、少人数グループでの指導を中心とした授業方法を採用している。専門実技の授業においては、常に教員と学生の間で双方向のやりとりが行われ、適宜に指導方法を見直しつつ進められており、教員は日常的に学生から授業を評価されていると言える。また、全学的及び学部・研究科ごとに、教育の質の向上や改善を図るための取組みが行われており、教育の改善に繋がっている。

各研究室等に配置され、主に実技指導の補助をする教育研究助手やティーチング・アシスタント等の教

育補助者等に係る指導については、実技内容の特殊性から、原則として当該実技に精通した者が就いており、学生の指導補助における資質向上のための指導助言については、各所属研究室において日常的に行われている。また、授業等で危険物等を取扱う美術学部（美術研究科を含む）教育研究助手については、厚生労働省認定の団体が実施しているクレーン講習会、有機溶剤作業主任者講習会、鉛作業主任者、特定化学物質等作業主任者などの技能講習会に参加させている。

なお、授業評価は導入初期であり、課題を抽出してより有効な制度としていくことが課題である。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

平成 21 年 3 月 31 日現在の本学の資産は、平成 20 年度財務諸表の貸借対照表（下記 URL 参照）に示すとおり資産合計は 70,934,767 千円（固定資産 67,867,251 千円、流動資産 3,067,516）である。負債合計は 6,770,661 千円（固定負債 3,322,910 千円、流動負債 3,447,750 千円）、純資産合計は 64,164,105 千円（資本金 56,399,708 千円、資本剰余金 7,381,921 千円、利益剰余金 382,475 千円）であり、負債純資産 70,934,767 千円である。^(※)

また、債務については、6,770,661 千円のうち、返済を要する実質的な債務である長期未払金及び未払金（電子計算機システム等のリース債務）の合計は 1,686,591 千円であり、債務合計の 24%に留めている。

【* 該当資料の URL】

資料名	U R L
平成20年度 財務諸表	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/zaimu_h20.pdf

【分析結果とその根拠理由】

平成 21 年 3 月 31 日現在の固定資産計上額は、67,867,251 千円であり、平成 16 年 4 月 1 日の国立大学法人化にあたって国から承継された資産を維持しているため、本学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、また、流動資産である現金預金の一部を国債等で運用するなど、資金の安全性に最大限配慮しつつ果実も得ている。

負債については、国立大学法人特有の会計処理に基づき債務計上されるものが大部分であり、借入金等の実質的かつ金銭的な債務がなく、健全な財務状況となっている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 10-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の経常的収入は、国から措置される運営費交付金の他、学生納付金等の自己収入、外部資金等から構成されており、法人化後過去 3 ヶ年の収入実績については、(資料 10-1-2-A) に示すとおりである。

また、外部資金の導入促進を目指し、教員向け研修会の開催や科学研究費補助金申請サポーターの制度化の他、大型外部資金獲得に向けた助走的研究の支援といった取組を行っている。

資料 10-1-2-A 過去3ヶ年の収入実績 (単位：百万円)

科 目	H18年度	H19年度	H20年度
運営費交付金	5,487	5,035	5,230
学生納付金			
授業料収入	1,574	1,592	1,636
入学料収入	252	254	264
検定料収入	143	142	135
その他の収入	193	221	179
外部資金			
産学連携等収入	279	296	284
寄 付 金	248	317	223
合 計	8,175	7,857	7,951

【分析結果とその根拠理由】

本学の経常的収入の確保について、国の方針により毎年度において運営費交付金が1%削減される状況のもと、適正な学生数の確保に努め安定的な収入を確保している。また、外部資金についても安定した確保に努めており、経常的収入を継続的に確保している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 10-2-①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

大学の目的を達成するための活動の財務上の計画については、平成22年度から平成27年度の中期計画において、当該期間に係る予算、収支計画、資金計画を定めている。また、各年度に係る予算、収支計画、資金計画は、当該年度計画において定めている。

なお、中期計画及び年度計画は、学内の関係委員会等で検討し、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定しており、本学ウェブサイトに掲載し、広く公表している。(*)

【* 該当資料のURL】

資料名	U R L
中 期 計 画	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20100426keikaku.pdf
年 度 計 画	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20100419nendokeikaku.pdf

【分析結果とその根拠理由】

適切な収支に係る財政計画等について、中期計画及び年度計画において策定しており、また、本学ウェブサイトに掲載し、学内に限らず広く社会に公表している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成 20 年度の収支の状況は、財務諸表として下記の該当資料の URL のとおり公表しており、経常費用は 7,787,563 千円、経常収益は 7,798,471 千円、経常利益は 10,908 千円、当期総利益は 6,743 千円である。また、法人化後の各年度の当期総利益は、財務諸表として下記の該当資料の URL に示すとおりであり、平成 16 年度は 115,081 千円、平成 17 年度は 142,866 千円、平成 18 年度は 56,459 千円、平成 19 年度は 152,419 千円となっている。^(※)

なお、平成 20 年度の当期総利益が少ない額となっているのは、固定資産除却損による要因により、当期純損失において 58,898 千円の損失を計上したことによる。

また、予算の執行については、総務担当理事の下に置く管理・運営室及び学長、各理事、各部局長により構成する予算調整会議での検討、経営協議会及び役員会において審議し決定された予算の範囲内で行っており、各年度における収支決算、損益計算上からも支出超過となっていない状況にある。

【* 該当資料の URL】

資料名	U R L
平成16年度 財務諸表	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/zaimu_h16.pdf
平成17年度 財務諸表	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/zaimu_h17.pdf
平成18年度 財務諸表	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/zaimu_h18.pdf
平成19年度 財務諸表	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/zaimu_h19.pdf
平成20年度 財務諸表	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/zaimu_h20.pdf

【分析結果とその根拠理由】

予算の執行については、総務担当理事の下に置く管理・運営室及び学長、各理事、各部局長により構成する予算調整会議での検討、経営協議会及び役員会において審議し決定された予算の範囲内で行っており、各年度における収支決算、損益計算上からも支出超過となっていない状況にある。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

各年度における予算の編成方針については、総務担当理事の下に置く管理・運営室及び学長、各理事、各部局長により構成する予算調整会議での検討、経営協議会の審議を踏まえ役員会で作成している。

人件費、全学共通経費、学長裁量経費等については、大学本部で一括集中管理しており、教育研究経費については、前年度の実績と個別の必要性を考慮して各部局に適切に配分している。なお、部局に配分した経費については、部局長裁量による予算配分を可能とする等の方針を策定している。

特に、学長裁量経費は毎年約 100,000 千円を確保し、本学の教育研究上推進すべき分野に学長のリーダー

シップによる重点配分を行っており、本学にとって重要な課題に関する調査研究を行う「学内公募プロジェクト」、学長が定めたテーマについてのプロジェクト研究を行う「学長発信プロジェクト」、学長が提案したプロジェクトを全学から募集したメンバーにより実行する「学長プロジェクト」の制度を構築し、部局の枠を超えた全学的な視点から横断的な学内共同研究を推進し、各プロジェクトの特色に応じた学長のリーダーシップによる戦略的配分を行っている。

施設・設備の整備及び改修に係る経費については、キャンパスマッププラン、施設管理マップ（別添資料 8-1-1-1 及び 8-1-1-2）や耐震診断結果に基づき、全学的な観点から、適切に配分している。

【分析結果とその根拠理由】

各事業年度における予算の編成方針については、総務担当理事の下の管理運営室、学長、各理事、各部署局長により構成する予算調整会議での検討及び経営協議会の審議を踏まえ役員会で作成しており、教育研究に係る経費、施設・設備に係る経費を適切に配分している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到係る状況】

財務諸表等の公表については、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣の承認後、官報に公告するとともに本学ウェブサイトにおいて、財務諸表、決算報告書、事業報告書、監事の監査報告書、独立監査人の監査報告書を広く公表している。^(※)

【* 該当資料の URL】

資料名	U R L
平成20年度財務諸表	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/zaimu_h20.pdf
平成20年度決算報告書	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/kessan_h20.pdf
平成20年度事業報告書	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/jigyo_h20.pdf
平成20年度監事の監査報告書	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/kansa_h20.pdf
平成20年度独立監査人の監査報告書	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/kanji-kansa_h20.pdf

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等について、官報やウェブサイトを通じ広く社会に公表していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

財務に関する会計監査については、監事による監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。監事は、毎年度初めに監事監査計画(別添資料 10-3-2-1)を作成し、東京芸術大学監事監査規則及び東京芸術大学監事監査実施基準に基づき会計監査を行っている。会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人による監査計画説明書(別添資料 10-3-2-2)に基づき監査を実施し、独立監査人の監査報告書として報告を受けている。また、監事は、会計監査人からの監査結果報告に関する説明を受けた上で当該監査の正確性について確認し、監査結果報告書を作成している。監事及び会計監査人による報告書において財務に関する指摘事項はない。内部監査については、監査室(学長直轄)において内部監査計画書(別添資料 10-3-2-3)を作成し、東京芸術大学内部監査実施要項に基づき、監査を実施し、監査報告書(別添資料 10-3-2-4)として学長に報告している。^(※)

【別添資料】

資料番号	資料名
10-3-2-1	平成21年度 監事監査計画
10-3-2-2	監査計画説明書(平成21年度)
10-3-2-3	平成21年度 内部監査計画書
10-3-2-4	監査報告書(平成21年度定期内部監査)

【* 該当資料のURL】

資料名	URL
東京芸術大学監事監査規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20040520_018.pdf
東京芸術大学監事監査実施基準	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_022.pdf
監事監査報告書	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/kansa_h20.pdf
独立監査人の監査報告書	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/kanji-kansa_h20.pdf
東京芸術大学内部監査実施要項	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20060809_323.pdf

【分析結果とその根拠理由】

財務に関する会計監査については、国立大学法人法に基づき会計監査人により監査が実施されている。また、監事は監査計画を作成し監査を行うとともに会計監査人から監査結果報告に関する説明を受けたうえで当該監査の正確性について確認している。監事及び会計監査人による報告書において、財務に関する指摘事項はない。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 外部資金の導入促進を目指し、教員向け研修会の開催や科学研究費補助金申請サポーターの制度化の他、大型外部資金獲得に向けた助走的研究の支援といった取組を行っていること。

【改善を要する点】

- ・ 特になし

(3) 基準 10 の自己評価の概要

本学の平成 20 年度末現在の資産合計は 70,934,767 千円、負債合計は 6,770,661 千円である。負債合計のうち返済を要する実質的な債務である長期未払金及び未払金の合計は 1,686,591 千円であり、負債合計の 24%に留めている。なお、国立大学法人特有の会計処理に基づき債務計上されるものが大部分であり、借入金等の実質的かつ金銭的な債務がなく、健全な財務状況となっているため、本学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる状況にある。

経常的収入は、国から措置される運営費交付金の他、学生納付金等の自己収入、外部資金等から構成されている。学生納付金等の収入については、適正な学生数の確保に努めており安定的な収入を確保している。また、外部資金についても安定した確保に努めており、経常的収入を継続的に確保している。

財務上の計画は、中期計画及び年度計画において、予算、収支計画及び資金計画を定めており、本学ウェブサイトに掲載し広く公表している。

予算の執行については、総務担当理事の下に置く管理・運営室及び学長、各理事、各部局長により構成する予算調整会議での検討、経営協議会及び役員会において審議し決定された予算の範囲内で執行を行っており、支出超過は生じていない。

各年度における予算の編成方針については、管理・運営室、予算調整会議での検討及び経営協議会の審議を踏まえ役員会で作成しており、適切に資源配分されている。なお、本学の教育研究上推進すべき分野に対しては、学長のリーダーシップによる重点配分を行っている。

財務諸表等については、本学ウェブサイトにおいて、財務諸表、決算報告書、事業報告書、監事の監査報告書、独立監査人の監査報告書を公表している。

会計監査については、監事による監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。内部監査は、監査室において監査計画書を作成して適切に監査を実施している。会計監査人の監査は、文部科学大臣が選任した会計監査人により、監査計画説明書に基づき適切に実施している。監事監査は、監査計画に基づき実施するとともに、会計監査人からの監査結果報告に関する説明を受けた上で当該監査の正確性について確認している。監事及び会計監査人による報告書において、財務に関する指摘事項はない。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①: 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

本学は、役員として学長、理事4名及び監事2名を置いている。管理運営組織については、(資料 11-1-1-A) に示すとおり、学長と理事による役員会を置くとともに、国立大学法人法に基づく教育研究評議会及び経営協議会を設置している。

また、(資料11-1-1-B) に示すとおり、学長の円滑な大学運営を補佐し、学長が指示する特定の事項を処理するため、学長特命2名(国際交流及び留学生担当、社会連携担当)を置くとともに、理事を補佐する組織として、教育推進室、学生支援室、研究推進室、国際交流室、広報室、出版局、管理・運営室、企画・評価室、情報化推進統括室、キャンパスグランドデザイン推進室を設置している。なお、学長の直属組織として、監査室を置き、監査における独立性・公正性を確保している。

事務組織は、(資料11-1-1-C) に示すとおり、事務局に総務課、社会連携推進課、会計課、施設課、学生支援課の5課を置くとともに、各学部、大学院映像研究科、附属図書館及び大学美術館に事務部を置いている。

危機管理に係る体制は、東京芸術大学危機管理マニュアル(別添資料11-1-1-1)に基づき、(資料 11-1-1-D) に示すとおり、学長及び理事から構成する「危機管理対策委員会」のもとに防災管理内規第9条に基づく「防災対策委員会」を、「防災対策委員会」のもとに「防災対策連絡会」を置き、危機及び防災への対策等を行う体制を整備している。なお、安全衛生委員会においては、安全衛生ガイド(別添資料 11-1-1-2) 及び新型インフルエンザ対応マニュアル(別添資料11-1-1-3) 等を作成し、学内ウェブサイトやリーフレット等により教職員及び学生に周知を図っている。また、学生及び教職員を対象に各校地において、消防訓練を行うとともにAED講習会を開催している。また、研究費にかかる不正防止についても、不正防止計画並びに管理・監査のガイドラインを作成し、本学ウェブサイトに掲載し周知している。

(※)

【別添資料】

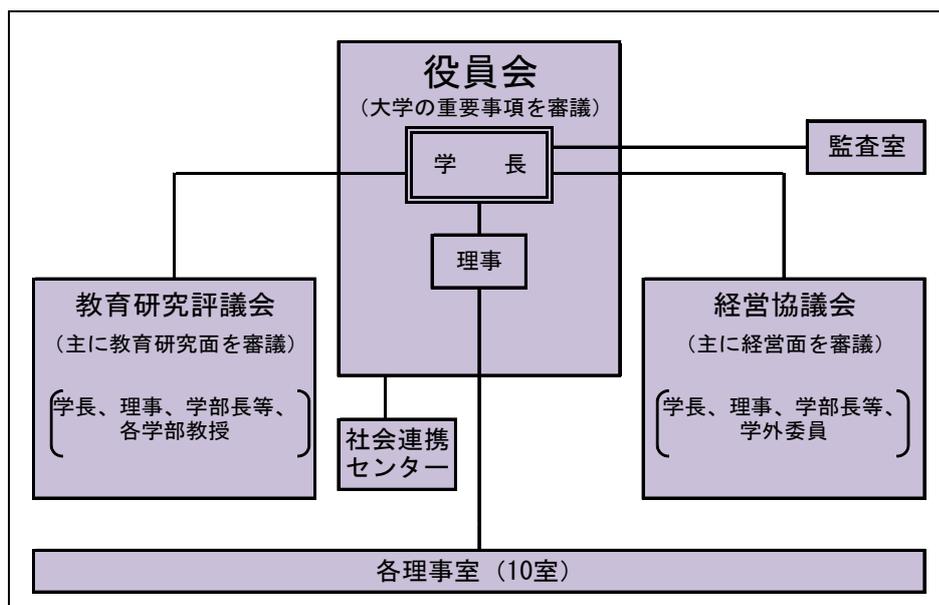
資料番号	資料名
11-1-1-1	危機管理マニュアル
11-1-1-2	安全衛生ガイド(上野校地)
11-1-1-3	新型インフルエンザ対応マニュアル

【* 該当資料のURL】

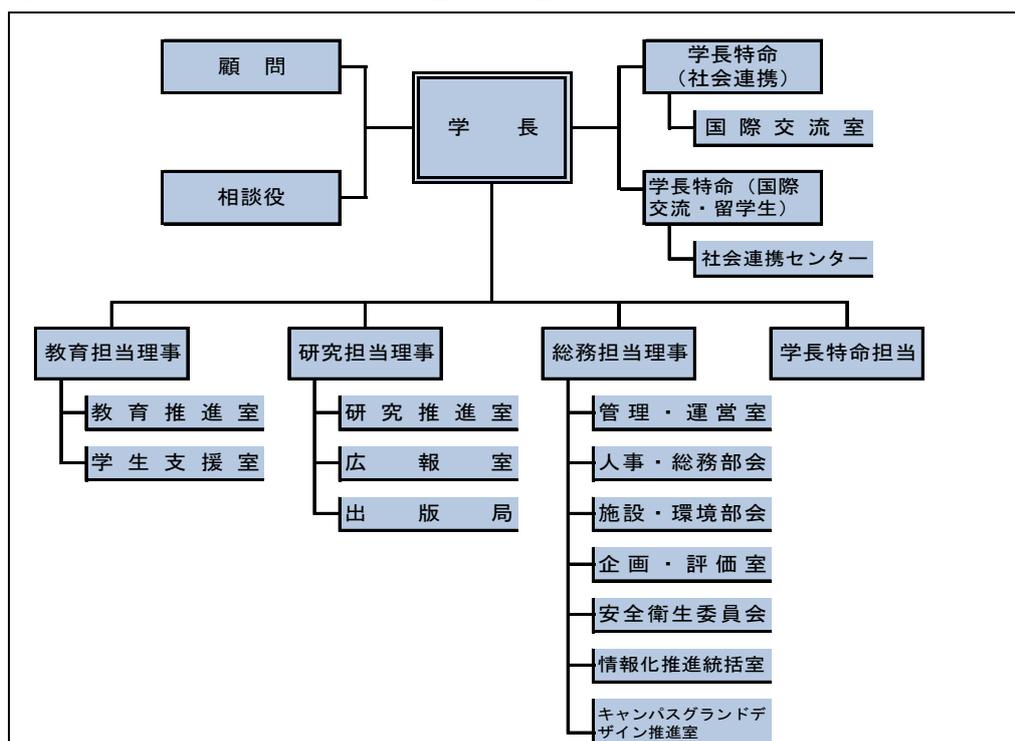
資料名	URL
東京芸術大学役員会規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20040520_010.pdf

東京芸術大学経営協議会規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_011.pdf
東京芸術大学教育研究評議会規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_012.pdf
東京芸術大学防災管理内規	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_148.pdf
東京芸術大学公的研究費の不正防止計画	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/action.html#1
東京芸術大学公的研究費の管理・監査のガイドライン	

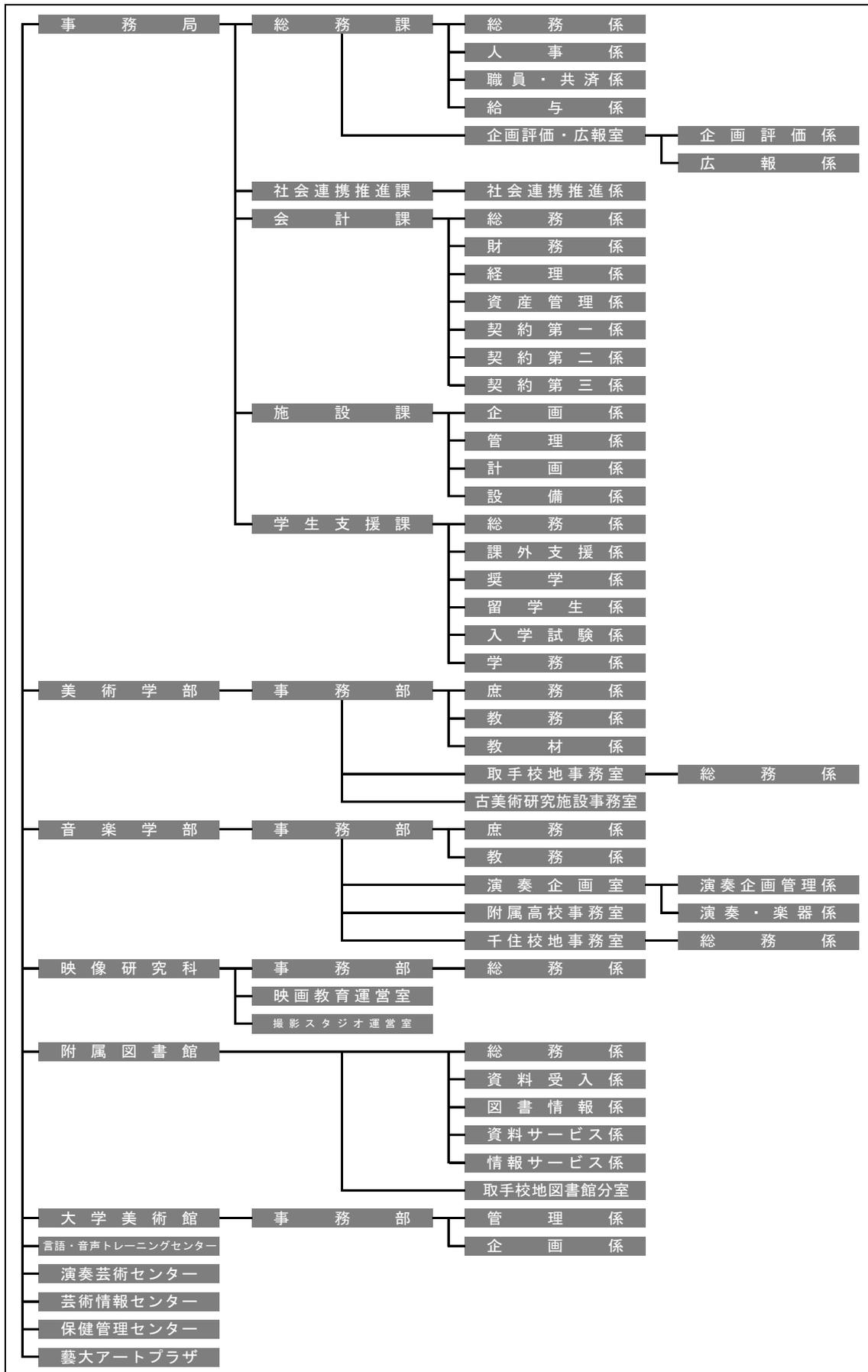
資料 11-1-1-A 管理運営等組織図



資料 11-1-1-B 学長及び理事の補佐体制図



資料 11-1-1-C 事務組織図



資料 11-1-1-D 危機管理体制（危機管理マニュアルから抜粋）

3. 危機管理体制**(1) 危機管理対策委員会**

危機の発生時に、学長は学長及び理事からなる危機管理対策委員会を設置する。

危機管理対策委員会は危機への対応に関する指揮をとる。

委員	担当
学長	委員長
学長が指名する理事	副委員長
理事(総務担当)	渉外・学外機関対応・財務・施設
理事(研究担当)	職員対応
理事(教育担当)	学生/留学生対応・医療

**(2) 防災対策委員会について(防災管理内規第9条)**

本学に学長、各部局長、各課長、各事務長をもって組織される防災対策委員会を置く。

委員長は学長をもって充てる。

委員会は防災に関する諸規定の制定及び改廃等、防災に関する事項を審議する。

(3) 防災対策連絡会について(防災管理内規第13条)

防災対策委員会に防災対策連絡会を置き、事務局長、各課長、各参事役、各事務長、

各課長補佐、各専門員、各事務長補佐および防火管理者をもって組織する。

連絡会は防災に関する事務について関係部局との連絡調整に当たる。

5

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人法に基づき、重要事項を審議する管理運営組織として、役員会、教育研究評議会及び経営協議会を置き、その構成は適切なものとなっている。また、事務組織は、適切な職員配置のもと、関連する業務を担当する理事と連携を図り、管理運営等の支援を行っている。危機管理体制については、学長の指示のもと体系的に整備しているとともに危機管理マニュアル等を学生及び教職員に周知するほか消防訓練等を実施している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

役員会は、(資料 11-1-1-A) に示すとおり、本学の方針等など最重要事項について学長の最終意思決定の前に議決を行い、その下にある教育研究評議会は教育研究に関する重要事項について、経営協議会は本学の経営に関する重要事項について審議している。

学長の機動的、戦略的な意思決定に資するため、学長のもと理事 4 名（教育担当、研究担当、総務担当、学長特命担当）を置くとともに、学長が指示する特定の事項を処理するため、学長特命 2 名（国際交流及び留学生担当、社会連携担当）を置き、さらに、学長の諮問に応じ本学の運営に関し助言及び支援を行うため顧問及び相談役を設置している。

また、全学的な観点から企画・立案業務を担当するとともに学長及び役員と部局等との連携を図るため、（資料 11-1-1-B）に示すとおり、理事のもとに各学部等の教員と事務職員からの構成による理事室等を設置し、機動的な運営を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の重要事項を審議する組織として、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。また、学長の機動的、戦略的な意思決定に資するため、学長のもと理事、学長特命、顧問、相談役を置くとともに、全学的な観点から企画・立案業務を担当し、学長及び役員を補佐するとともに部局等との連携を図るために理事室等を設置している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到に係る状況】

学生のニーズ把握については、平成19年度において在学生及び卒業生・修了生を対象にアンケート調査を実施するほか、少人数のグループ指導や個人レッスン、オフィスアワー制度により、直接的に学生の意見、要望を把握し、必要に応じ会議等に報告している。

教職員のニーズ把握については、過半数代表者との懇談会を定期的に開催しているほか、給与改正等の説明会において、学長が直接に教職員からの意見、要望を聴取している。

学外関係者のニーズ把握については、経営協議会の学外委員として学識経験者や企業等関係者の 6 名から指導・助言をいただいている。また、大学美術館評議員会では 11 名の学外委員として参加していただくとともに、平成 20 年度には「芸術系大学への期待に関する調査」と題し、社団法人企業メセナ協議会の協力のもと芸術文化振興に関心のある法人・団体組織の 57 組織から貴重なご意見をいただいている。

これらを通して把握したニーズをもとに、管理運営の改善に反映された主な事例としては、大学の状況等を積極的に配信する観点から広報室・出版会の設置及び大学ウェブサイトのリニューアル、人件費の抑制のため事務組織の見直し、芸術と科学技術の推進から独立行政法人理化学研究所との連携強化、その他施設の充実（エレベーターの改修や外灯の増設等）が上げられる。

【分析結果とその根拠理由】

学生・教職員・学外関係者のニーズ把握について、アンケート調査の実施や直接的な意見・要望等の聴取等を行い、限りある資源の中において、必要に応じ管理運営の改善に反映している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。**【観点到係る状況】**

本学では、非常勤2名の監事が、東京芸術大学監事監査規則及び東京芸術大学監事監査実施基準に基づき、業務監査及び会計監査を行うとともに、役員会、教育研究評議会、経営協議会、その他重要な会議に出席して、業務運営の状況について聴取する他、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ意見を述べる事が出来る体制となっている。

監事は、毎事業年度初めに監査計画（別添資料10-3-2-1）を作成し、本学の業務全般について監査を実施しており、各部局等の業務監査においては、各部局長から学長のアクションプランや年度計画に基づいた業務処理状況について聴取し確認している。業務監査及び会計監査の結果は、監査結果報告書として取りまとめ、学長へ提出し役員会に報告した。監事からの指摘に対する改善例としては、学生寮の環境やサービスの改善について、①不法放置物品の整理処分、②樹木、雑草等の定期的手入れ、③トイレ施設の改善、④防犯灯・防犯カメラの設置等に加え、⑤管理会社の一元化による寮生に対するサービスの向上を順次実施した。なお、監査結果は本学ウェブサイトに掲載している。^(※)

【*該当資料のURL】

資料名	U R L
監事監査報告書	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo_pdf/kansa_h20.pdf

【分析結果とその根拠理由】

学長に提出した監事監査結果は、役員会において報告され、改善すべき事項については改善措置が講じられている。また、監事は、役員会、教育研究評議会、経営協議会、その他重要な会議に出席し、業務運営の状況について聴取する他、重要な決裁書類等を閲覧し、必要な提言を行っている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。**【観点到係る状況】**

役員や幹部職員については、国立大学協会が主催するマネジメントセミナー等の研修会に参加している。事務職員については、職員の資質向上を図るため、（別添資料11-1-5-1及び11-1-5-2）に示すとおり年度当初に作成する研修計画に基づき新規採用者研修、接遇研修、エクセル研修会等を実施するとともに本学への理解を深めるため、展覧会概論、東京芸術大学史概論（美術編）、音楽に関する基礎知識等の講習会を実施している。また、その他にも、放送大学を利用した自己啓発研修や外部団体等が企画する研修会やセミナー等に職員を派遣している。

【別添資料】

資料番号	資料名
11-1-5-1	平成22年度 事務職員能力開発（研修・自己啓発）計画
11-1-5-2	平成21年度 研修等参加者一覧（事務職員）

【分析結果とその根拠理由】

役員等については、国立大学協会が企画するセミナー等に参加し研鑽に努めている。

事務職員の研修に関しては、本学独自の研修会を企画し実施しているほか、外部団体等が企画する研修会等に派遣し、職員の資質向上を図っている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到に係る状況】

大学の管理運営に関する基本方針は、第1期中期目標において「本学の目標に即した教育研究、社会貢献を実現するための戦略の確立とその効果的かつ迅速な執行を図るための体制を整える。」を掲げており、この方針に沿って、本学の組織に関する規則が整備されている。

管理運営に関わる学長及び理事の職務、権限、選考等は、東京芸術大学学則、東京芸術大学役員会規則、東京芸術大学理事に関する規則、東京芸術大学学長選考会議規則、東京芸術大学学長選考規則等として規定している。^(※)

【* 該当資料のURL】

資料名	U R L
東京芸術大学学則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_001.pdf
東京芸術大学役員会規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20040520_010.pdf
東京芸術大学理事に関する規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100305_017.pdf
東京芸術大学学長選考会議規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20050322_14.pdf
東京芸術大学学長選考規則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20070330_270.pdf

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、第1期中期目標において明確に明示され、この方針に沿って、法人化の学内組織を整備している。また、学長等の職務、権限、選考等について、学則、役員会規則、理事に関する規則、学長選考会議規則、学長選考規則として規定し、本学ウェブサイト等を通じ公表していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-2-②： 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

本学の目標、計画、活動状況等については、本学ウェブサイトに掲載している。^(※)

また、役員会、教育研究評議会、経営協議会の議事録等については、各学部等の事務部において閲覧可能な状態において保管しており、大学の構成員が必要に応じて活用できる環境の整備を行っている。

なお、本学の管理運営及び教育研究活動の状況の取りまとめを効率的に実施するため、平成 23 年度の運用を目的に教育研究活動等に関する基礎的データベースの構築に着手したところである。

【* 該当資料の URL】

資料名	U R L
東京芸術大学の使命と目標	http://www.geidai.ac.jp/guide/policy.html
東京芸術大学学則	http://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20100521_001.pdf
中期目標	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20100419mokuhyo.pdf
中期計画	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20100419keikaku.pdf
平成22年度計画	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20100419nendokeikaku.pdf

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的、計画、活動状況等に関する情報等について、本学ウェブサイトを通じて学内の構成員のみならず学外者に対しても公表している。

また、大学の管理運営及び教育研究活動の状況の取りまとめを効率的に実施するため、教育研究活動等に関する基礎的データベースの構築を開始しており、本観点は満たしていると判断する。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学では、総務担当理事の下に「企画・評価室」において、全学における自己点検評価等を行うとともに、各部局等においても評価委員会等を設置している。企画・評価室での点検評価の際は、教育・研究の状況についても外形的・客観的な状況の把握にととまらず、取り組みの実施状況、成果が確認できる資料等（別添資料 11-3-1-1）を確認しつつ自己点検・評価を行っており、その結果として、各事業年度に係る業務実績に関する報告書や国立大学法人評価委員会の評価結果を本学ウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。^(※)

【別添資料】

資料番号	資料名
11-3-1-1	平成21事業年度に係る業務実績に関する報告書（教育研究に係る参考資料集）

【* 該当資料のURL】

資料名	U R L
各事業年度に係る業務実績に関する報告書 等	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html

【分析結果とその根拠理由】

毎年実施する年度評価、平成16年～平成19年度の中間評価については、根拠となる資料やデータ等に基づき自己点検・評価を行うとともに、その結果を社会に公表している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

平成16年度より実施している中期計画に基づく年度計画の実施状況の自己点検・評価については、本学経営協議会の外部者による検証を踏まえ、国立大学法人評価委員会に提出し、同委員会及び独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価を受けている。^(※)

【* 該当資料のURL】

資料名	U R L
平成20年度実績報告書への評価委員会の評価の結果	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/pdf/20091116.pdf

【分析結果とその根拠理由】

年度計画実施状況の自己点検評価結果について、外部者である国立大学法人評価委員会及び独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価を受けている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人評価委員会が評価した各年度における業務の実績に関する評価結果については、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告している。また、(資料11-3-3-A)に示すとおり、評価結果において指摘された事項については、担当理事室等を定め、改善するための実行計画を作成し対応している。

資料 11-3-3-A 平成 20 年度に係る業務の実績に関する評価結果に対する具体的な取組

課題として指摘された事項	担当理事室等	対応状況
外部資金比率が 5.5 % (対前年度比 1.6 %減) となっていることから、 外部資金獲得に向けた 取組が期待される。	管理運営室長 研究推進室長	引き続き、外部資金獲得に向けた各種の取組を行うとともに、平成 21 年度からは新たに下記の取組を行う。 記 外部資金獲得に向け、教員のインセンティブを高める方策として、外部資金獲得を目指した助走的研究に研究経費を支援する「東京芸術大学(研究・教育)プロジェクト制度」を導入する。
一般管理費比率が 7.2 % (対前年度比 1.5 %増) となっていることから、 削減に向けた取組が期 待される。	管理運営室長	平成 20 年度の一般管理比率である 7.2%についての縮減を図るため、光熱水費の削減や複数年契約による各種契約費の削減、管理的経費の抑制について、引き続き積極的に推進するとともに、平成 21 年度からは新たに下記の方策を行う。 記 (管理的経費の抑制方策) ○複数年契約の推進により経費削減(新規契約:AED 賃貸借契約) ○廊下等共通部分の照明機器の改修による節電(人感センサー方式の導入) ○空調設備の高効率機器への更新又は改修による節電 ○太陽光発電設備の新設による契約電力の減(基本電力料金の削減、及び電気使用料金の削減)
中期計画における総人 件費改革を踏まえた人 件費削減目標の達成に 向けて、着実に人件費削 減が行われている。今後 とも、中期目標・中期計 画の達成に向け、教育研 究の質の確保に配慮し つつ、人件費削減の取組 を行うことが期待され る。	管理運営室長	東京芸術大学人件費削減計画に基づき、着実に人件費削減に取り組む予定である。

【分析結果とその根拠理由】

各年度における業務の実績に関する評価結果について、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告するとともに、評価結果において指摘された事項については、改善実行計画を作成し対応していることから、本観点は満たしていると判断する。

観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

本学は社会との接点を有する活動を積極的に推進することから、教育研究成果(課題での作品や卒業制作、研究作品、卒業演奏及び研究演奏等)について、(資料 5-2-1-F, 6-1-1-A~6-1-1-D)に示すとおり、展覧会や演奏会など様々な媒体を活用し広く社会に発信している。

また、前述の他、大学の概要、大学組織の概要、教員・学生の教育研究成果や自主的な活動の成果に係る情報、及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条の規定に基づき公開する情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条の項目)など法定公開情報についても、本学ウェブサイトに掲載し学内外を問わず広く社会に向けて発信している。^(※)

【* 該当資料のURL】

資料名	U R L
大学の概要 大学組織の概要	http://www.geidai.ac.jp/guide/index.html
教員・学生の展覧会・演奏会イベント情報	http://www.geidai.info/event/index.php?mode=default
法定公開情報	http://www.geidai.ac.jp/guide/public/publicinfo.html
大学美術館展覧会一覧	http://www.geidai.ac.jp/facilities/museum/info/index.html
奏楽堂演奏会一覧	http://www.geidai.ac.jp/facilities/sogakudou/info/index.html

【分析結果とその根拠理由】

社会との接点を有する活動を積極的に推進する目的から、学生の教育研究成果の発表である卒業制作、研究作品、卒業演奏及び研究演奏等について公開で実施している。また、それらの研究活動に係る情報をわかりやすく発信するため、大学ウェブサイトに掲載している。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・ 学長の機動的、戦略的な意思決定に資するため、学長のもと理事、学長特命、顧問、相談役を置いている。また、全学的な観点から企画・立案業務を担当するとともに学長及び役員と部局等との連携を図ることから理事室等を設置していること。
- ・ 複雑化・高度化する事務に対応できる事務職員の資質向上を図るため、外部団体等が企画する研修会等に職員を派遣しているとともに、展覧会概論や大学史など本学独自の研修会を企画し実施していること。

【改善を要する点】

- ・ 特になし

(3) 基準 11 の自己評価の概要

管理運営組織については、学長と理事による役員会を置くとともに、国立大学法人法に基づく教育研究評議会及び経営協議会を設置している。事務組織は、事務局と各学部の事務部からなっており、様々なニーズに応えるために必要な人員を配置している。

危機管理体制については、危機管理マニュアル、安全管理指針等のマニュアルを作成し、学内ホームページやリーフレット等により教職員及び学生に周知を図っている。また、学生及び教職員を対象とした消防訓練やAED講習会を開催している。

大学の重要事項を審議する組織として、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置するとともに、学長の機動的、戦略的な意思決定に資するため、学長のもと理事、学長特命、顧問、相談役を置いている。また、全学的な観点から企画・立案業務を担当するとともに学長及び役員と部局等との連携を図るため理

事室等を設置している。

学生・教職員・学外関係者のニーズを把握するため、アンケート調査の実施や意見・要望等の聴取等を行っており、管理運営の改善に反映している。

監事は、毎事業年度初めに作成する監査計画に基づき監査を実施している。また、監査結果は学長に報告され、改善すべき事項については改善措置が講じられている。

管理運営に関わる職員に対し、本学独自の研修会を実施しているほか、外部団体等が企画する研修会等に職員を派遣し、職員の資質向上を図っている。

管理運営に関する方針は、第1期中期目標において明示されており、この方針に沿って、法人の学内組織を整備している。また、学長等の職務、権限及び選考等については、本学ウェブサイト等を通じ公表している。

大学の目的、計画及び活動状況等に関する情報等を、本学ウェブサイトに掲載しており、学内の構成員が必要に応じて活用できる状況となっている。また、これらの情報は学外者に対しても公表している。

本学では、中期計画に基づく各年度の実施状況について、毎年度自己点検・評価を行っている。点検・評価に当たっては、教育・研究の状況についての外形的・客観的な状況の把握にととまらず、取り組みの実施状況や成果が確認できる資料等に基づき実施している。なお、自己点検・評価に関しては、各事業年度に係る業務実績報告書等の評価結果を本学ウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。

この自己点検・評価については、外部者である国立大学法人評価委員会等の評価を受けており、その評価結果を、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告している。なお、評価結果において指摘された事項については、担当理事室等を定め、改善するための実行計画を作成し対応している。

社会との接点を有する教育研究活動を積極的に推進することから、展覧会、演奏会、出版物、DVDなど様々な媒体を活用し、その成果を広く社会に発信している。また、前述の他、大学の概要、大学組織の概要、教員・学生の教育研究成果や自主的な活動の成果に係る情報を本学ウェブサイトに掲載し、広く社会に向けて発信している。